ISSN 1881-6487

常磐大学大学院

常磐研究紀要

TOKIWA JOURNAL OF HUMAN SCIENCE, VICTIMOLOGY, AND COMMUNITY DEVELOPMENT

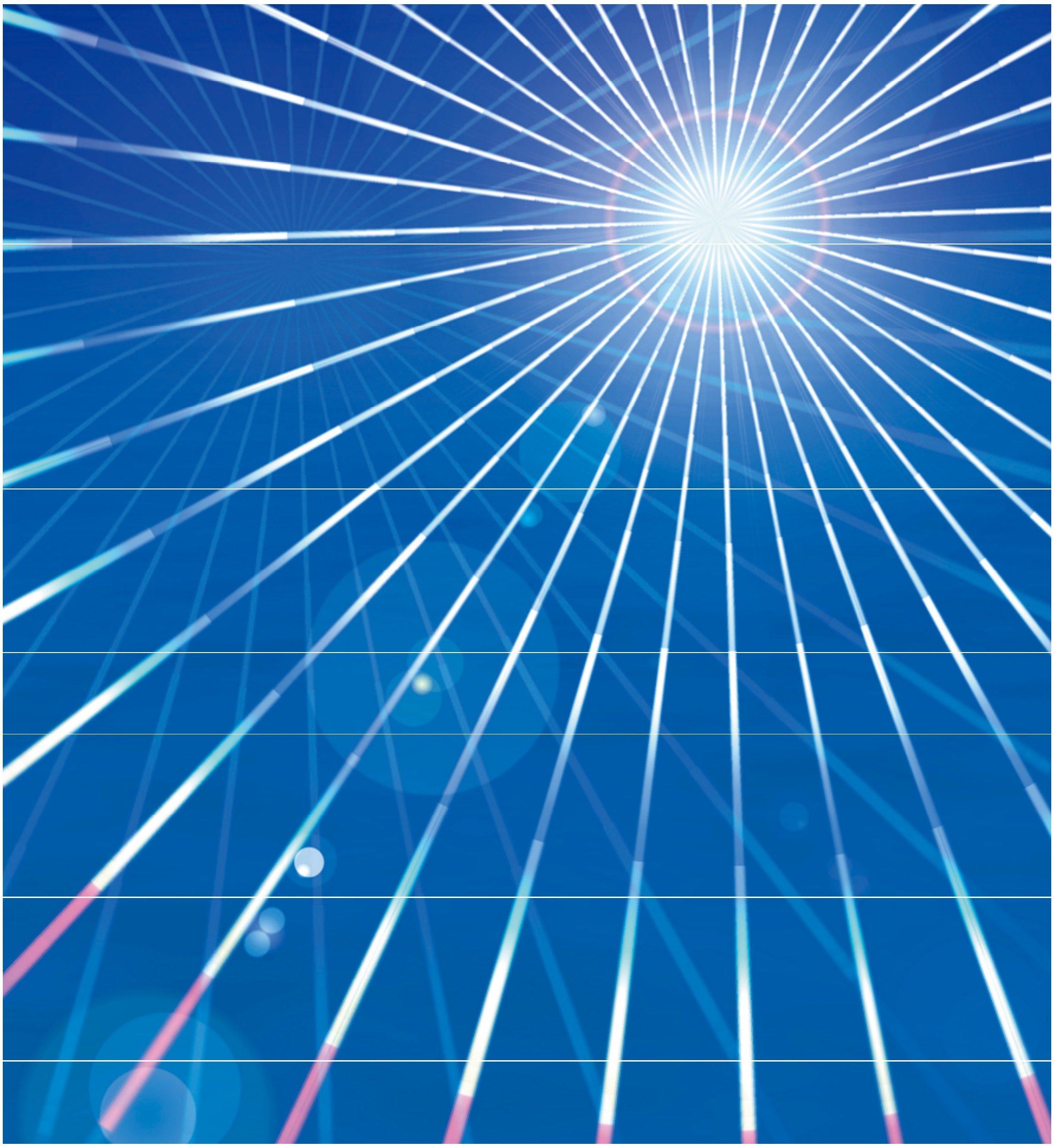

Vol.5　第5号

Mar. 2011

TOKIWA

目　　次

常磐研究紀要　第5号　2011．3
原著論文

Tokiwa Journal of Human Science, Victimology, and Community Development
Vol.5 Mar. 2011

The Debate on the Definition of Victim of Sex Trafficking:

A Discussion from a Victimological Point of View

Habib Mohammad Ali[1)]

2010年10月25日受付，2011年２月15日受理

Abstract : The Debate on the Definition of Victim of Sex Trafficking: There is intensive talk about sex trafficking, as it has received wide public attention over the past decade. Conferences, symposia, and scholarly journal articles have established a discourse that it is a serious problem. This truly global discussion has participants from various strands. But it is not a victimological discussion, covering victims, victimization and social reactions to the victims. The participants are interested in their own socio-political agenda. This paper will try to analyze what is really behind such discussions with a look into the UN Protocol on Trafficking in Persons (2000).

Key words：abolitionists, prostitution, social construction, victim, victimization

Introduction:

Trafficking in persons, especially for sexual exploitation, is a very timely issue. In the 13th Symposium on Victimology, held in Mito, Japan, there were not only about 30 papers on human trafficking, but also there was a special Key Note address (The 13th Symposium on Victimology, 2009, p.129). It is very interesting to follow that journal articles, media reports and research contributions have established a vivid discourse, dealing with criminal law, with border security, with prostitution, and with sex workers' rights. In the discussion about victims of sex trafficking e.g., we will find that different actors are approaching "the victim" in different ways. The discussion covers a wide range of topics: can sex work be seen as a "work" or is it nothing but a "crime"? How is sex trafficking related to border security and to organized crime? In these discussions, the victim gets easily "lost". For a victimologist, it is essential to look at the problem "standing in the shoes of the victim" (Kirchhoff & Morosawa 2009, p.297). For victimologists, the victim, the victimization and the reaction to both are essential (Kirchhoff & Morosawa, 2009, p.285). This article will try to expose that the prevailing global discussions encompassing sex trafficking do not center on victims, rather it creates a debate on the definition on victim of sex trafficking in these discussions. Then, of course, it is important to explore why a definition is important: addressing a social problem requires a precise definition on the subject. A definition is "the formal statement of the meaning or significance of a word, phrase, etc." (Dictionary.com, 2009). It can be used to introduce a new term, or to ascribe a

1）Habib Mohammad Ali：The author of the paper finished Master of Arts in Victimology from Tokiwa University, Japan. He is now currently serving as the Public Relations Officer in East West University, Bangladesh.

new meaning to a term which is already in use. It is a final fixation of what that particular term means.

Sex trafficking has received wide public attention over the past decade (Munro, 2006, p. 318; Agustin, 2005a, p.96). It is a focal point for competing agendas such as globalization, migration, labor relations, and the regulation of sexuality. *Competing* agendas or interests are those who do not serve the same goal. The discussions of governments and non-governmental actors have been characterized as a way to exploit, to abuse and to victimize the victims (Davidson, 2006, p.4). The victim is used for "foreign" purposes. This discussion is truly global - it deals with sex trafficking in almost all countries in the world. There are several "layers" of the discussion. It describes e.g. the debate among the feminists - scholars and activists. It looks at interests of the criminal justice system and the police in various countries, who are concerned about illegal immigration. Some feminists want to criminalize sex work as a part of their struggle for a good moral order (human rights interests). The police and immigration authorities working with them are more interested in victims as witnesses in order to get testimony to have offenders prosecuted (social control interests). The victim is a useful tool for the promotion of different socio-political interests. However, no one has defined the term victim clearly in the official and scholarly documents. Rather, some scholars blame that UN itself has avoided the definition of victim and the agency of victim as well (Apap, Cullen, & Medved, p.18; Agustin, 2007, p.40; Doezema, 2002a, p.21 & Sharma, 2005, p.102). This argument elevated our interest to analyze on what the UN Protocol on Trafficking in Persons (2000) is saying regarding the victims of sex trafficking and then what others are arguing over that. This discussion will also include the interests of feminist groups and state security actors hovering over the victims of sex trafficking.

Legal construction of the crime

The UN General Assembly (UN 2000) decided on the UN Convention on Transnational Organized Crime (see UN 2001)[1]. This international instrument deals with human trafficking, while the corresponding Protocol to Prevent, Suppress and Punish Trafficking in Persons, especially Women and Children deals with sex trafficking (2000). In the next paragraph, the legal content of the crime "Trafficking in Persons", as it is used in the TNC Convention, is described and analyzed.

The relevant norms for the next discussion are found in Art. 3 UN Protocol 2000. They are:

> "Trafficking in persons" shall mean the recruitment, transportation, transfer, harboring, or receipt of persons, by means of the threat or use of force or other forms of coercion, of abduction, of fraud, of deception, of the abuse of power or of a position of vulnerability, or of the giving or receiving of payments or benefits to achieve the consent of a person having control over another person, for the purpose of exploitation.
>
> Exploitation shall include, at a minimum, the exploitation of the

> prostitution of others or other forms of sexual exploitation, forced labor or services, slavery or practices similar to slavery, servitude or the removal of organs;
>
> The consent of the victim of trafficking in persons to the intended exploitation set forth in paragraph (a) of this article shall be irrelevant where any of the means set forth in subparagraph (a) have been used (UN 2000: Art.3).

The definition features a list of acts, such as,
- recruitment of persons
- transportation of persons
- transfer of persons
- harboring of persons and finally the
- receipt of persons

The persons are objects of the actions: "persons" are the victims that are recruited, transported, transferred, harbored or received. These are activities done with the persons - they do not characterize the persons, the victims. These are necessary parts of the definition of the crimes. These are not definitions of the "victim".

Purpose of the acts is exploitation. This (invisible mental) purpose or aim is hovering over the whole(visible) act(s) of the perpetrator. These(visible) acts are committed by certain means. These are: threat, force, any kind of coercion (or other forms of coercion), abduction, fraud, deception, the abuse of power, the abuse of a position of vulnerability, giving or receiving of payments or benefits to achieve the consent of a person having control over another person. Exploitation - the aim that overarches all these acts - includes

1. all kinds of exploitation of the prostitution of others
2. all kinds of other forms of sexual exploitation
3. forced labor or services
4. slavery or other practices similar to slavery
5. servitude
6. removal of organs (see to all Art 3 sentence 2 of the Convention and the Palermo Protocol).

This is the act of "Trafficking in Persons". Some actors omit the characteristic of transnational - the activity has to be done in a way that crosses somehow national borderlines. It is no surprise that the term "transnational" is not repeated in the definition of trafficking in the Palermo Protocol. The whole Protocol is to be interpreted in the framework of the Convention on Transnational Crime. National - internal - trafficking is not covered by the convention[2]. These are the definitions of the crimes that the States that have signed the Convention want to see punished in all signatory countries. Here is not the main field of controversies - especially it must be clear that the convention does not want to see prostitution punished. It is only the exploitation, the achievement of economic gains out of the prostitution of others.

Convention and Protocol do not define the victim. They only define the crime that is supposedly to be punished by member states who sign the convention and the protocol (see Art. 3a Protocol). The controversies and the misunderstandings are centered on Art 3 (b and c). A number of authors (see Agustin, 2007, p.40; Doezema, 2002a, p.21 & Sharma, 2005, p.102), misunderstand this sentence. They argue: the UN Convention does not recognize any agency of the victims (Agustin, 2007, p.40; Doezema, 2002a, p.21 & Sharma, 2005, p.102). This is clearly wrong.

Agency is the capacity to make a decision for oneself (Agustin, 2007, p.183). Whether someone actually has this capacity, is the result of socio-psychological considerations. It cannot be the result of a decision of a legislator. The legislator can only regulate the legal side, the consequences before the law. But, the authors quoted interpret Art 3 (b) as such a socio-psychological statement. Their main base is "the consent of the victim ….shall be irrelevant". Indeed, these are the words of the norm Art. 3(b). But, Art. 3 (b) is not a statement of socio-psychological content. Art 3 (b) is a law - more exactly, it is criminal law. It deals with a special situation in the juridical evaluation, with "justification" (and not with psychological states of consenting victims). Therefore, the point of view of these authors is not shared.

Justifications are sentences that permit the commission of a crime. Typical justifications are self defense: if anyone commits a crime while defending himself, that act is permitted. Another typical justification is "consent" of the victim, more exactly, "informed consent of the victim". Informed consent means the victim agrees into the violation of its right - well informed about the physical and social consequences of the act and the nature of its agreement (Rainbow, 2002). If an adult woman agrees to be sexually touched, then this agreement makes the touching a permitted touching. The touch is "justified". The Art 3 (b) UN Protocol in Trafficking in Persons (2000) is to be read within this 4 sentence - juridical construction: in the Protocol, trafficking is a crime (1). Consent usually justifies (2) but exactly this legal effect is excluded in the convention (3). Consent of the victim does not make the trafficking "justified".

To argue strictly, the Protocol assumes that victims can consent. Why else would the Protocol find it necessary to "disrobe" the consent from its usual legal consequence (justification)? Since victims (factually or socio-psychologically) have the capacity to consent, a norm like Art. 3 (b) is necessary: "normally" adult victims can agree to be trafficked and the "crime of trafficking" would be permitted and justified. Exactly, this consequence is prevented by Art 3 (b). Consent of the victim is legally not recognized in cases of trafficking. In other words, a trafficker who defends himself with the argument: "the victim agreed" will not be heard - this defense is legally ruled out.

The scientists (see Agustin, 2007, p.40; Doezema, 2002a, p.21 & Sharma, 2005, p.102) who read in Art. 3b a statement that the victim does not have any agency are wrong. The contrary is true: Since victims have agency and since they can "normally" agree, this Art 3 (b) excludes the usual legal effect of their agreement. In spite of their agreement and their consent, the act remains unjustified. That has nothing to do with agency or own decisions, it has exclusively to do with the defense of the trafficker and with punishment.

There is no doubt that some people (who may be subjected to acts like in (1) of the norm) do very well know what happens to them. They know that they will be brought into a country "of destination" and that they will work there as sex workers. The author will not define the term sex worker at this moment for he wants to progress. Of course, these "sex workers" consent. They know what they do, and exactly this is what they agree to. Technically, they can consent. Legally, their consent is without effect for the defense of the trafficker. And from this discussion, we can say that the aim of this UN instrument is not to define the victims of HT or sex trafficking; rather it is aimed at customizing the criminal laws of signatory countries to control this crime.

Till here, the discussion moved within the framework of the Transnational Crime Convention and the Palermo Protocol. We are still looking for the definition of the victim, and we have found that this search located already many misunderstandings in the literature and in the communications about human trafficking. It is obvious that the arguments are outside of the legal field. Now, we turn to further and more substantial arguments outside this field. Here, the debate was ignited by the term "consent of the victim". It has created a misunderstanding of "victims of sex trafficking". This ambiguity has resulted from ideological differences between two feminist poles that will be discussed in the next paragraph.

The victim is in the battle of feminists

A dominant part of anti-trafficking discourse is based on the debate whether prostitution is linked with human trafficking or whether it can be taken as a service in the market, as sex work (Howard & Lalani, 2008, pp.5-10). These at least two conflicting groups have formed a tug of war over the issue of consent of victims (Coontz & Griebel, 2004, p.52): the anti-prostitution or "abolitionists" is on the one side, and on the other, the "sex workers rights group" (This group does not exist formally; the collective name is a creation of the author). Both groups will be shortly introduced, and then discussed in detail.

The "abolitionists" condemn all kinds of prostitution. Therefore, the agency of the victims is irrelevant (see Segrave, Milivojevic & Pickering, 2009, p.2). The main topic of this group is "prostitution", not trafficking. For them, sexual exploitation is the basis: sexual exploitation constitutes the victimization in human trafficking. Therefore, all prostitutes are victims and all have to be rescued. This exploitation is a form of male domination over the female. It expresses itself in the social fact of prostitution.

In contrast to this pole, the "sex workers rights group" sees prostitution as a kind of profession that can be - more or less[3] - voluntarily chosen by women. They do not deny that there exists sex trafficking and prostitution against the will of the women involved. But, mainly they see prostitution as a kind of work. Not all women involved in sex trafficking or in prostitution are "victims". Women can be willing sex workers who have decided to provide services in the "sex business" (Anderson & Davidson, 2002, p.15). Therefore, women have agency.

The "abolitionists" call themselves "Human Rights Network". That is the name of a cooperation of several NGOs: the U.S. - based Coalition Against Trafficking in Women (CATW), Movement for Abolition of Pornography (MAPP), the Europeans Women Lobby (EWL), Soroptimist International (SI), the International Human Rights Federation (IHRF), the International Abolitionist Federation (IHRF), and Equality Now (EN) (see Ditmore, 2005, p.111). The contrasting platform is based on Global Alliance against Traffic in Women (GATW), Foundation against Traffic in Women, and Global Rights (Coontz & Griebel, 2004, p.51).

The abolitionist NGO CATW sees prostitution as an extreme form of gender discrimination that relegates one group of human beings (the women) to sex for the use and profit of another group of human beings (the men) (Raymond, 2003, p.2). They reject any attempt that tries to legitimize men's right to purchase sex "through the bodies of women and children[4]" (CATW 1997, cited in Peach, 2005, p.114-115). In their view, prostitution is inherently a form of violence against women, because it reinforces the view of women as commodities (Peach, 2005, p.114-115). They completely deny any 'choice' in prostitution. Prostitution is a direct expression of "patriarchy" as a control over women's bodies, and therefore, as the cause of trafficking.

This "abolitionist" feministic perspective is contested by their feminist counterpart: "abolitionists" are accused of denying women's right to self-determination and agency. Self determination, agency and control over their own life, central concepts in feminist perspective, characterize (most of the) women who enter prostitution voluntarily. They have control over their decisions and their bodies (Derks, 2000, p.10). This is the view of the "sex workers rights group". They find it essential that some prostitutes never see themselves as victims of human trafficking. Rather, these women establish themselves as sex workers - like other workers in the labor market. For them, prostitution is a part of sex work, and sex work is nothing but a kind of work. It belongs - like other profession - to the societal sector - "labor". The consequence is that this work is seen as a part of the labor market, a market that is influenced by the demand for migrant workers. Here is the connection to sex trafficking - traffickers transport the workers to the place of destination where they can work. This point of view is supported by a multi-country pilot study by Anderson & Davidson (2002): it shows that sexuality is such a factor that plays a role on the demand side and on the supply side. Both - demanders and suppliers - are agents of their actions, the actions being partly different, but partly complimentary. Prostitution exists on the basis of such different agents (persons who have agency) in different countries at legal and illegal premises where the demand for prostitutes is met by "free sex workers" or by trafficked persons (Anderson & Davidson, 2002, pp. 29–30 see convincing Agustin 2007, pp. 53–95).

According to the "abolitionist" social construction of the victims of sex trafficking, these women are all duped, coerced, victimized physically and sexually, and therefore they need to be rescued. Weitzer (2007) has argued that social reality of the victims of sex trafficking is constructed with "horror stories" and questionable statistics by the abolitionists (Weitzer, 2007, p.467). Their positions have established favorable commonalities with US Government policy. These allow them to receive financial aid through United States Agency for International Development (USAID) (Ditmore, 2005, p.117): USAID financed projects include only those which work against prostitution (Ditmore, 2005, pp.118-119). Therefore, it seems that anti-prostitution activities are pre-programmed by the social actors to make a link with the financial source.

The concept of prostitution appears to be a kind of "fluid" concept: it can be adjusted to various conditions. Agustin points out the term "prostitution" had been never described as a clearly defined activity. She states that prostitution is a "social construct". It was constructed by particular social actors at specific time for specific reasons (Agustin 2005b, compare Agustin 2007, p.8). Agustin characterizes these activities as serving the self-definition of the social helpers. Here, she meets with Mauss (1975) who has lined out the connection between the "interest" of the social constructors and their product. She meets also with Kirchhoff and Morosawa who looked at the connection of victim related activities and the "interest" of the actors (Kirchhoff & Morosawa, 2009, p.288). The "rescuers" want to impose a unified label of "victim" over all sex workers. This permits that they position themselves as benevolent helpers. In the same way, it justifies their actions (Agustin 2007, p.7, 8). People - posing as experts on the subject - constantly lobby governments, write and speak at conferences on the subject, to make a conclusion that all women who sell sex are victims of sex trafficking. In this way, saving, educating, reclaiming, protecting and helping the poor and uneducated sex workers have become a profession. It requires identifying a subject as victims and then placing them in closed spaces where the helpers or those experts can work on and control (Agustin 2005b).

The Global Alliance against Traffic in Women (GAATW) sees prostitution as a service. It lobbies for recognition of sex work within the purview of labor and human rights laws (Peach, 2005, p.115). The advocates of this platform see Sex Trafficking "not as the enslavement of women, but as the trade and exploitation of labor under conditions of coercion and force" (Kempadoo, 2005, p.viii). Important is to distinguish between voluntary work as sex worker on the one side, and on the other side, the often related illegal activities, like unauthorized migration, being trafficked under coercion, deception, or force. This side advocates a broader view of trafficking. This broader view recognizes trafficking for multiple forms of labor. It does not concern sex work solely - it has in its perspective child labor in sweatshops or brickfields, different kinds of labor in construction work, the exploitation of housemaids outside their home country. As a general phenomenon, it affects women, men, and children. Scholars on this side do not believe that it is possible to condemn prostitution and at the same time support the rights and human dignity of the people who do sex work.

This chapter was to clarify how different ideologies form and mold the content of the debate about the “victims of sex trafficking”. Another focal concern - for other groups - deals with security and border control.

State security actors hijacked the issue of sex trafficking

About 120 years ago, the feminists initiated the movement against white slavery in USA and in Europe. They are still active as explained in the last chapter. During two World Wars and world economic crisis, this topic lost attractiveness. It was revitalized in the 1990s. This time another powerful actor prepared to enter the scene, and that was politically much more effective: state actors and regional security blocks centering on controlling illegal immigration and transnational organized crime (Doezema, 2002b; Wong, 2006, p.11). In this context, they focused on sex trafficking, positioning the victim as a tool for prosecuting the offender and setting a regime of global security governance.

Transnational organized crime has been constructed as an international security challenge for the destination countries (Harwood, 2009). This goes hand in hand with an increasing intolerance toward illegal immigration. In such an “immigrant unfriendly climate“, the public may have little sympathy for the plight of illegal immigrants and the conditions of their life and work (Jahic, & Finckenauer, 2005, p.35). The collapse of Soviet Union may have been a major event to help in defining trafficking as the major threat to international security (Stolz, 2007, p.327). Stone (2005) observes that the public perceives a growing threat by streams of migrant workers from Africa and Asia (p.32). These streams are driven by global inequalities. The fear is connected with the fear of organized crime in general, with the fear of terrorism and other international threats. Human trafficking is also interlinked with drug trade, trade in human organs, prostitution networks, internet pornography, mail - order bride operations and sex tourism. Insecurity and fear call for protection against all these perceived dangers (Stone, 2005, p.32). Responding to those perceived security challenges, EU officials feared an influx of economic migrants from the East and sought to control external borders (Goodey, 2003, p. 327). They, therefore, were very much interested in international action against (at least parts of these) this phenomenon.

Adamson (2006) explains that throughout 1990s, the United States and Europe expanded the security of their borders, increasing the use of technology to monitor and regulate these borders (Adamson, 2006, p.178). This is reflected over the bulk of anti-trafficking strategies taken by UN agencies, NATO, EU, Organization for Security and Co-operation in Europe (OSCE) and US State Department (Friesendorf, 2007, p.382; Lobasz, 2009, p.326). The discussion is on how to use the national criminal justice system internationally to turn against crime. While there is a lot of discussion about international border security and protection against transnational organized crime, there is almost no discussion about the victims.

Border fortification and strengthening of migrant worker control are measures against illegal immigrants. These measures belong to administrative law. The same is true for public welfare systems. These systems ultimately provide social control, like the criminal justice system (Chew, 2006, p. 6). It is less important to what special kind of law the institutions belong - in this context the institutions all work for social control. It is therefore no surprise when they all work in a similar direction.

Little is known of what happens with the victims in this system. The state welfare system through the victim assistance center also plays an important role hand in hand with the criminal justice system (as Segrave, Milivojevic & Pickering, 2009, p.96 describe). The systems provide shelters and other long-term facilities - but only for such victims who cooperate with the criminal justice system in prosecuting the offender.

The study of Segrave, Milivojevic & Pickering (2009) is one of the first studies at all that looks at the victims, the women who are caught as necessary participants in the trafficking process (see Milivojevic & Copic, 2010). These authors describe how victims are treated by the "rescuers" who take control over the lives of these women, provided they are promising witnesses against alleged traffickers. In their investigation, it was found that the victims in Australia, Thailand and Serbia rarely control over their lives (p.100). Their needs and desires will be met only if they match what state and non-state agencies deem to be acceptable and appropriate for victims of human trafficking (Anti-slavery International, 2002, p.34). In clear words, if they are intelligent enough to be able to understand the instructions of the prosecutors and if they are good communicators who can communicate the instructions well to the court, then they serve as successful witnesses in the sense of the prosecution - the others are "repatriated[5]" as soon as possible and not at all looked for. In reality, there is very few knowledge about what is happening with the victims in the name of victim assistance for human trafficking across the globe. The research carried out by the three scientists shows for example that the victims of sex trafficking in Serbia are locked up in a prison like institutions in the name of security: they can move only inside the locked facility, just a 'sit- there' situation (Segrave, Milivojevic & Pickering, 2009, p.101).

This research depicts just the opposite of what the IOM wants us to know. IOM knowledge can be found in the "Basic Principles of International Organization for Migration" (See IOM Handbook on Direct Assistance for Victims of Human Trafficking, 2007, pp.96-98, 101). These principles identify shelters as ideal places to provide victims with a safe, adequate and secure living and working environment where continuous, effective and quality care and protection are maintained. According to the three Australian writers, privacy of the "rescued" women and agency of the victims are taken away on security grounds: they are told what to do and how to do, and consequently they had psychological problems (Segrave, Milivojevic & Pickering, 2009, p.111). The victims are also pressed to comply with expected behavior on making a testimony to prosecute the offenders. It is the criminal justice experts who finally define the status of victims on the basis of the victims' cooperation with their system to prosecute the offenders (p.58). The victims are working here for the state criminal justice system. It is the state which wants to show its achievement in controlling the crime and punishing the offenders before international audience. Therefore, it could be inferred that the anti-trafficking strategies are not victim-centered.

Theoretical consideration: Victimology

Victimology is the social science of victims, of victimizations and of the reactions toward both victimization and victims (Kirchhoff & Morosawa, 2009, p.285). It tries to define the term victims. In the textbook of victimology, basically three definitions are in the catalogue, and each definition is the center of a special school in victimology: 1. The 'crime victim' in following the path of early victimologists like von Hentig and Schafer: such a victimology is part of criminology. 2. The "universal concept" of Mendelsohn and the general victimologists - victimology as a special subject. The perceived need to widen the narrow concept (1) and to narrow the universal concept (2) into manageable form: 3. the victim of violations of Human Rights including crime. As a social science, victimology is not bound by legal national definitions of Human Rights.

Victims are "socially constructed". It is not sufficient that persons claim the status of victim. Without sufficient social acknowledgement such a claim is futile. The claim must be socially supported - and in this sense, the "victim" is a social construction (Kirchhoff, 1991, 2007, p.119; Barkhuizen, 2007, p.78). In every society, there is a continuous process of constructing and deconstructing the victims (Fattah, 1997, p.257 in Saponaro 2009 p.260). Different social arrangements and discursive practices define who will be a victim in the respective social context.

Victimology does not only deal with victims, but with victimizations too. It distinguishes three dimensions of victimization: emotional, physical and financial. Victimization addresses the process of victimization - there are simply very different ways, in which victimizations occur, from raid victimization that hit the unprepared, unguarded victim to stepwise victimizations. Victims of human trafficking are most probably victims of stepwise victimization. The victimization process can be a onetime event or a repeated event. It can be a single situation and it can be experienced over a longer period (like in sex trafficking). Victimologists measure victimization, analyzing what goes hand in hand with victimization. They try to establish how victimization correlates with gender, age, localization, lifestyle and other dimensions that make up the social correlates of victimization.

The central part of victimology covers the field of reactions toward victimization, and toward victim. These reactions stem from the victims, from the social environment, and from the professional intervention and victim assistance. Victimizations are invasions to the self of the victim. A person is like an onion, with a rough outer peel which protects other layers, which protect the center of the personality, the self of the victim. Victimizations are like needles or sword penetrating this system. These victimizations or invasions cause crises. Crises are escalating situations of insecurity and uncertainty, stemming from the experience that the normally available potentials of the individual to manage difficult situations are blocked. That in turn increases insecurity (compare to this all e.g. Kirchhoff, 2005, p.58, Kirchhoff & Morosawa, 2009).

Not only does the victim react: the social environment of victims reacts as well. These reactions might be helpful (and then they can be dealt with as parts of victim assistance). The reactions might be not helpful, but damaging. Damaging processes and results caused by the reactions of the social environment are called "secondary victimizations". The victim does not react isolated in a social vacuum - there is an active `social auditorium` that reacts and communicates its reaction to the victim, verbally and non-verbally (Kirchhoff, 2005, p.56, Kirchhoff, 2010). Spouse, family members, friends, colleagues, workplace, mass media and community - all react toward victim and victimizations. In this sense, secondary victimization can be caused by the criminal justice system - even by victim assistance groups. This is clearly demonstrated by Segrave, Milivojevic & Pickering (2009) who carried out researches on the victims of sex tracking in Thailand, Serbia and Australia (p.34-226).

Conclusion and Recommendations:

This paper has started to find whether the global discussion on sex trafficking define the victims clearly or it has created a debate finally. Still, it has located in a debate through a number of arguments posed by different interest groups. It is highly remarkable that a global movement against sex trafficking has taken a strong shape through various official realities. However, addressing the needs of victim in this movement is still vague and almost ignored or insinuated. According to Kirchhoff and Morosawa (2010) victimology is engaged in different activities: it defines the victim (Kirchhoff & Morosawa, 2009, p.286). Publications of the international players in the field seem to talk about victims all the time, but they never define the victim. In reality, they talk about something other. They are primarily interested in crime control, border control and migration control. These are the main areas. The victim and its emotional, physical and financial damage is not subject of their communications. Segrave, Milivojevic and Pickering (2009) have found that no one really is interested in what happens to the victim concretely. Every voice seems to be in favor of the victims. But everyone follows his own agenda. They are interesting only as far as they serve the interest of other social groups.

As this paper has not been able to find any clear definition of victim of sex trafficking, it will depend on the universal definition of `victim` set by UN already in the Declaration of Basic Principles of Justice for Victims of Crime and Abuse of Power (1985). Victims have been defined as "persons who, individually or collectively, have suffered harm, including physical or mental injury, emotional suffering, economic loss or substantial impairment of their fundamental rights, through acts or omissions that are in violation of criminal laws operative within Member States, including those laws proscribing criminal abuse of power" (UN 1985, Annex A (1) compare with Groenhuijsen & Letschert, 2006, p.21). In this paper then, the victim of sex trafficking is the person (usually female) who is sexually exploited through the acts of the offenders of human trafficking. This definition of the victim fulfills the requirements of the UN definition of victims and applies it concretely to the persons who are the victims.

The author expresses his gratitude to Prof. Dr. Gerd Ferdinand Kirchhoff not only for reviewing this article but also for his guidance and support during his study and work on master's thesis in Tokiwa University.

References:

Adamson, F. B. (2006). Crossing borders : International migration and national security. *International Security*, 31 (1), 165-199.

Agustin, L.M. (2005a). Migrants in the mistress's house: Other voice in the Trafficking Debate. *Social Politics*, 12 (1), 96-117.

Agustin, L.M. (2005b). Helping women who sell sex: the construction of benevolent identities. *Rhizomes*. 10 spring. Retrieved on 22 June 2009 from http://www.rhizomes.net/issue10/agustin.htm

Agustin, L.M. (2007). *Sex at the margins: Labor markets and the rescue industry*. London: Zed Books.

Anti-slavery International (2002). *Human Traffic, Human Rights: Redefining Victim Protection.* London: Anti-slavery International.

Anderson, B. & Davidson, J.O. (2002). *Trafficking — a demand led problem? A multi-country pilot study*. Sweden: Save the Children. Retrieved on 16 January 2009 from https://www.unodc.org/pdf/brazil/trafficking-a%20demand%20led%20problem.pdf

Apap, J., Cullen, P. & Medved, F. (2002). *Counteracting human trafficking - Protecting the victims of trafficking*. A paper presented at European Conference on Preventing and Combating Trafficking of Human Beings.

Barkhuizen, J. (2007). Victimology and the creation of social reality. *Tokiwa Journal of Human Science*. No 15, 71-82.

Chew , D. (2006). Gender, migration and trafficking - an introduction. *Labor, Capital and Society*, 39(2), 1-18

Coontz, P., & Griebel, C. (2004). Human trafficking : The call for a gender-sensitive perspective in international law. *Women's Health Journal*, 4, 47-58.

Davidson, J. O' C. (2006). Will the real sex slave please stand up? *Feminist Review*, 83, 4-23.

Derks , A. (2000). '*From white slaves to trafficking survivors - Notes on trafficking debate*'. Working Paper No.00-02m, May. Princeton University: The Center for Migration and Development.

Dictionary.com (2009). Retrieved on 24 December 2009 from http://dictionary.reference.com/browse/definition

Ditmore, M. (2005). Trafficking in lives. In K. Kempadoo, *Trafficking and Prostitution Reconsidered: New Perspectives on Migration, Sex Work and Human Rights* (pp.107-126). Boulder: Paradigm Publisher.

Doezema, J. (2002a). Who gets to choose? Coercion, consent, and the UN trafficking protocol. *Gender and Development*, 10 (1), 21-27.

Doezema, J. (2002b). *The ideology of trafficking*. A paper presented at Work Conference `Human trafficking`, Center for Ethics and Value Inquiry, Ghent University, Belgium.

times.com/site/topics/article.asp?cu_no=2&item_no=276113&version=1&template_id=39&parent_id=21

Friesendorf, C. (2007). Pathologies of security governance: Efforts against human trafficking in Europe. *Security Dialogue*, 38 (3), 379-402.

Goodey, J. (2003). Migration, crime and victimhood: Responses to sex trafficking in the EU. *Punishment & Society*, 5 (4), 415-431.

Groenhuijsen, M. & Letschert, R. (2006). *Compilation of International Victims' Rights Instruments*. Nijmegen NL : Wolf Legal Publisher.

Harwood, M. (April 30, 2009). Transnational Organized Crime Threatens U. S. Economy, National Security. *Security Management*.Virginia: ASIS International, Inc. Retrieved on 12 January 2010 from http://www.securitymanagement.com/news/transnational-organized-crime-threatens-us-economy-national-security-crs-says-005586

Howard, N., & Lalani, M. (2008). Editorial introduction: the politics of human trafficking. *STAIR*, 4 (1), 5-15. Retrieved on 22 July 2009 from http://www.sant.ox.ac.uk/ext/stair/4_1/howard&lalani.pdf

International Organization for Migration (2007). *Handbook on Direct Assistance for Victims of Human trafficking*. Retrieved on 28 March 2009 from http://www.iom.ch/jahia/webdav/site/myjahiasite/shared/shared/mainsite/published_docs/books/CT%20handbook.pdf

Jahic, G., &Finckenauer,J.O.(2005). Representations and misrepresentations of human trafficking. *Trends in Organized Crime*, 8 (3), 24-40.

Kempadoo, K. (2005). From moral panic to global justice: Changing perspectives on trafficking. In K. Kempadoo, *Trafficking and Prostitution Reconsidered: New Perspectives on Migration, Sex Work and Human Rights* (vii-xxxiv). Boulder: Paradigm Publisher.

Kirchhoff, G.F. (1991). The unholy alliance between victim representation and conservatism and the task of victimology. In G. Kaiser, H. Kury, H.-J. Albrecht & H. Arnold, *Victims and Criminal Justice*, (pp.837-856). Freiburg: Max Plank Institute.

Kirchhoff, G. F. (2005). *What is Victimology*? Monograph series No.1. Tokiwa International Victimology Institute, Tokiwa University, Ibaraki, Japan.

Kirchhoff, G. F. (2007). Prejudice against homeless as victimological problem; Results from the Mito prejudice surveys. *Tokiwa Journal of Human Science*, 15, p.117-129.

Kirchhoff, G. F. & Morosawa, H. (2009). The study of Victiomology. Basic considerations for the study of theoretical victimology. In: F.W. Winkel, P.C. Friday, G. F. Kirchhoff, & R. M. Letschert, *Victimization in a multidisciplinary key: Recent advances in Victimology* (pp.271-312). Nijmegen NL: Wolf Legal Publisher.

Kirchhoff, G. F. (2010). History and a theoretical structure of victimology. In S.G. Shoham, P. Knepper, & M. Kett (Eds.), *International*

Handbook of Victimology (pp.95-123). London: Taylor and Francis Group.

Lobasz, J.K. (2009). Beyond border security feminists approach to human trafficking . *Security Studies*, 18 (2), 319-344.

Mauss, A. L. (1975). *Social Problems as Social Movements*. Philadelphia : J.B.Lippincott Company.

Milivojevic, S. & Copic, S. (2010). Victim of sex trafficking. Gender, myths and consequences. In S.G. Shoham, P. Knepper, & M. Kett (Eds.), *International Handbook of Victimology* (pp.283-302). London: Taylor and Francis Group.

Munro, V.E. (2006). Stopping traffic? A comparative study of responses to the trafficking in women for prostitution. *BRIT.J. CRIMINOL*, 46, 318-333.

Peach, L.J. (2005). Sex slaves or 'sex workers'? Cross-cultural and comparative religious perspectives on sexuality, subjectivity, and moral identity in anti-sex trafficking discourse. *Culture and Religion*, 6 (1), 107-134.

Raymond, J.G. (2003). *Ten Reasons for Not Legalizing Prostitution and a Legal Response to the Demand for Prostitution*. Coalition Against Trafficking and Women International. Retrieved on 5 April 2009 from http://www.thehousegroup.org/archive/res_ten_not_legal.pdf

Saponaro, A. (2009). Victimology: A sociology of victim as well? In W.F. Winkel, P.C. Friday, G.F. Kirchhoff, & R.M. Letschert, *Victimization in a multidisciplinary key : Recent advances in Victimology* (pp.247-269). Nijmegen : Wolf Legal Publisher.

Segrave, M., Milivojevic, S., & Pickering, S. (2009). *Sex Trafficking, International Context and Response*. Devon: Willian Publishing.

Sharma, N. (2005). Anti-trafficking rhetoric and the making of a global apartheid. *NWSA Journal*, 17 (3), 88-111.

Stolz, B. A. (2007). Interpreting the U.S. human trafficking debate through the lens of symbolic politics. *Law & Policy*. 29 (3), 311-338.

Stone, M. (2005). Twenty-first century global sex trafficking: Migration, capitalism, class, and challenges for feminism now. *ESC: English Studies in Canada*, 31 (2-3), 31-38.

The 13th Symposium on Victimology (2009). *Program and Book of Abstracts*. Mito: Tokiwa University. accessed on 1 July 2010.

United Nations "Protocol to Prevent, Suppress and Punish Trafficking in Persons, Especially Women and Children" and "Protocol Against the Smuggling of Migrants by Land, Sea and Air", supplementing the "Convention Against Transnational Organized Crime". (2000. December)

Weitzer, R. (2007). The social construction of sex trafficking: Ideology and institutionalization of a moral crusade. *Politics & Society*, 35 (3), 447-475.

Wong, D. (2006, Autumn). The rumor of trafficking. *International Institute for Asian Studies News Letter* (p.11). Retrieved on 22 March 2009 from www.iias.nl/nl/42/IIAS_NL42_11.pdf

Note:

1 A UN Convention is a kind of international framework norm binding those states that have signed the convention and by this obliged themselves to transform such norms into national norms. Signing alone is not sufficient for the norm to become national law.

2 This might be a reason why some authors and NGOs extend the definition from external to including internal trafficking.

3 Most of the professions of males are not chosen voluntarily but from necessity and opportunity.

4 The inclusion of "children" serves CATW obviously to make the argument stronger - but, it is may be nothing but rhetoric - nowhere in the literature is

a defense of prostitution of children found.

5 "Repatriation" refers to a process by which someone is brought (back) into his country of origin or into the country where he entered from.

常磐研究紀要　第5号　2011．3
原著論文

Tokiwa Journal of Human Science, Victimology, and Community Development
Vol.5 Mar. 2011

刻印刺激によって強化されるオペラント反応と刻印刺激に対する選択反応に及ぼす基本的強化スケジュールの効果

長谷川　福　子[1]・森　山　哲　美[2]

2010年10月27日受付，2011年２月22日受理

Abstract : ***The effects of basic reinforcement schedules on chicks' operant responses and preferences for imprinted stimulus***　A stimulus comes to be a reinforcer for an arbitrary operant response through imprinting. The present study investigated the effects of basic reinforcement schedules on chicks' key-peck response rates and preferences for an imprinted stimulus. Newly hatched chicks were exposed to the moving red cylinder. After that, their preferences for the stimulus were tested in the situation where both the stimulus and a novel stimulus were simultaneously exposed to each chick. Only chicks which preferred the familiar stimulus were used as the subjects for the remaining sessions. The chicks' key-peck responses were shaped by using the imprinted stimulus as a reinforcer. After the establishment of the response, they were divided into the following four groups, FR 5, FI 5 sec, VI 5 sec, and VR 5 groups. They were trained to peck the key in each schedule of reinforcement over five sessions. After the training, we carried out the second preference test. The results showed that the key-peck response rates were lower in the following order, VR, FR, VI, and FI groups. Further, two interval-schedule groups showed higher rate of responding than two ratio-schedule groups. Furthermore, two variable-schedule groups showed higher rate of responding than two fixed-schedule groups. These results corresponded to those of the previous operant studies using food as a reinforcer. However, the results of the operant response did not correspond to those of the preferences for the imprinted stimulus. Thus, further studies will be needed to investigate the effects of basic reinforcement schedules on chicks' operant responses and preferences for an imprinted stimulus.

Key words : reinforcement schedule, imprinted stimulus, operant response, preference, chicks

はじめに

刻印づけは、早成性鳥類のヒナが、孵化直後に遭遇した刺激に対して「子としての行動」を獲得する過程である（Lorenz，1935，1937）。「子としての行動」とは、刻印づけの対象となる刺激に対して自発されるヒナ達の追従行動や接近行動であり、あるいは刺激が存在しないときのディストレスコール（苦痛の声）、刺激が存在するときのコンテントメントコール（満足の声）といった、親鳥に対してヒナが示す行動である。このような「子としての行動」は刻印行動あるいは刻印反応と呼ばれ、その対象となる刺激は刻印対象あるいは刻印刺激と呼ばれる。刻印づけによって、刻印刺激はヒナの刻印反応を制御するようになる。

刻印反応に対する刻印刺激の制御は、Catania (1992)の提案によれば、大きく２つの方向から議論される。一つは、反応に先行する刻印刺激の制御で（以下、刺激呈示による制御）、もう一つは、反応に後続する刻印刺激の制御（以下、反応随伴

１）Fukuko Hasegawa：常磐大学大学院人間科学研究科修士課程
２）Tetsumi Moriyama：常磐大学人間科学部教授（常磐大学大学院人間科学研究科研究指導教授）

性による制御）である。

刺激呈示による制御とは、刻印刺激が呈示される時期や呈示のされ方によって刻印反応の強度が決定されるということである。親鳥ではない中性的な刺激がヒナの刻印刺激になるには、ヒナの孵化直後でなければならないとか（いわゆる、臨界期の存在、Lorenz，1935)、刺激の呈示時間が長ければ長いほど、あるいは呈示回数が多ければ多いほど、刻印反応は強くなるといわれている。また、その制御の獲得には、レスポンデント条件づけやオペラント条件づけといった学習で、これまで用いられてきた餌や水のような強化刺激の関わりは必要ないと言われており、そのため、刻印づけは一種の知覚学習、あるいは呈示学習（exposure learning）であるとも言われている（Bateson，1990；Sluckin，1972；Sluckin & Salzen，1961)。

刺激呈示による刻印刺激の制御は、Lorenz (1937) によって不可逆的であると言われた。刻印づけの不可逆性は、Jaynes（1956）が指摘したように、二つの意味で解釈される。一つは、Lorenz が主張したような、刻印反応は消去されることはないという解釈であり、もう一つは、刻印刺激以外の新奇な刺激に対する新たな刻印づけは不可能であるという解釈である。しかし、刺激呈示による刻印刺激の制御は、Lorenz が主張したほど不可逆的ではないことがわかっている。Jaynes (1957) や Moltz and Rosenblum（1958)、あるいは Campbell and Pickleman (1961) や森山 (1980) によれば、ニワトリやペキンアヒルのヒナの刻印刺激に対する追従反応は、ヒナの成長とともに減少し、最終的に消失することが報告されている。また、新奇な刺激に対する刻印づけが起こることも多くの研究で報告されている（たとえば、Cherfas & Scott，1981; Salzen & Mayer，1968 など)。

一方、反応随伴性による刻印刺激の制御は、キーあるいはポールへのヒナのつつき反応やペダル踏み反応といった、刻印づけの文脈とは本来無関係な任意の反応に対して、刻印刺激がオペラント強化刺激として機能するときの制御である。すなわち、ヒナのキーつつきオペラント反応に随伴して刻印刺激が呈示されると、ヒナのキーつつき反応は増加する（Hoffman，Searle，Toffey，& Kozma，1966；Peterson，1960)。また、刻印刺激の随伴呈示によって、ヒナのペダル踏み反応が増加することも報告されている（Bateson & Reese，1968，1969)。このような反応随伴性による刻印刺激の制御は、比較的長期にわたって維持される（Hoffman & Kozma，1967; 森山，1981; Moriyama，1991)。しかし、刻印刺激によって強化されるオペラント反応の出現パターンは、オペラント条件づけで従来から用いられている餌や水といった刺激によって強化されるオペラント反応の出現パターンと異なり、非常に特異的であることが報告されている。たとえば、反応が自発されるたびに強化刺激の呈示が随伴する連続強化スケジュール（continuous reinforcement schedule; 以下、CRF）では、餌や水の場合、十分な剥奪化が行われているのであれば、反応が休止されることなく、安定した高率の反応が出現する。しかし、刻印刺激の場合、同じ CRF のもとでも、連続した反応と長い反応休止が交互に起こることが報告されている（DePaulo & Hoffman，1980，1981; 森山，1980)。さらに、DePaulo and Hoffman（1980, 1981）と森山（1980）は、刻印刺激によって強化されるオペラント反応の機会あたりの反応間間隔（IRTs/op）の分布が、反応間間隔が長くなるにつれて反応の出現確率が低くなるような分布になることも報告している。餌や水によって強化されるオペラント反応の分布は、これとは逆に、反応間間隔が長くなるにつれて反応の出現確率は高くなる。

以上に述べたことから、刻印反応に対する刻印刺激の制御は、刺激呈示による制御と反応随伴性による制御の間で異なると言えるだろう。すなわち、前者の場合、刻印反応の強さは、刺激呈示回数の関数であるが、ヒナの成長に伴ってその制御力は弱くなる。一方、後者の場合、オペラント反

応は、刻印刺激の呈示がこの反応に随伴するかぎり維持される。同じ刺激が、反応に先行して呈示されるときと、反応に後続して呈示されるときで、制御力にこのような違いがあるのは何によるのだろうか。以下、この問題について考える。

刺激呈示による制御は、通常、刻印刺激と新奇な刺激がヒナに同時に呈示されたときのヒナの選択反応によって調べられてきた。ヒナが孵化直後に遭遇した刺激を選択して、新奇な刺激を避けたのであれば、選択された刺激は、刻印刺激としての機能を獲得していると判断される。一方、反応随伴性による制御は、上で述べたように、すでに刻印づけられた刺激をヒナのオペラント反応に随伴呈示して調べられる。このような二つの制御を調べる方法を、刻印づけに対する Skinner (1969) の視点に倣って、オペラントの文脈で比較すると、刺激呈示による制御は弁別刺激としての制御であり、反応随伴性による制御は強化刺激としての制御と言えるだろう。反応に対する刻印刺激のこのような制御機能の違いが、反応に対する両者の制御力の違いをもたらしているのかもしれない。制御の対象となる反応も、二つの制御で異なる。刺激呈示によって制御される反応は、刻印刺激への追従や接近反応である。新奇な刺激が同時に呈示される場面では、選択反応である。随伴性によって制御される反応は、自然界で起こっている刻印づけの文脈ではおよそ起こり得ないような任意のオペラント反応である。制御される反応のこのような違いが、二つの制御の違いに現れているのかもしれない。そうであるなら、刻印刺激によって強化されるオペラント反応が、果して、追従反応や接近反応、あるいは選択反応と同じように、「子としての反応」の機能を持つのかどうかが問題となる。

この問題を検討する方法として二つの方法が考えられる。それは、選択反応とオペラント反応の対応関係を調べる方法である。もし刻印刺激によって強化されるオペラント反応が刻印反応として妥当であるならば、このオペラント反応と弁別刺激としての刻印刺激によって制御される選択反応との間に対応関係が見られるだろう。すなわち、刻印刺激が新奇な刺激と同時に呈示されたとき、ヒナが刻印刺激を選択し続ける限り、刻印刺激はオペラント反応を強化し続けるだろう。逆に、刻印刺激が選択されない場合、その刺激はオペラント反応を強化できない。このような対応関係を調べることで、オペラント反応が刻印反応として妥当かどうかを検討できる。

刻印刺激によって強化されるオペラント反応が、刻印反応として妥当であるかどうかを検討するもう一つの方法は、刻印刺激によって強化されるオペラント反応の出現パターンと、餌や水といった従来のオペラント条件づけで用いられてきた刺激によって強化されるオペラント反応の出現パターンを比較する方法である。刻印刺激は、本来、対個体的な関係、すなわち社会的な文脈でヒナの反応を制御するようになる。一方、餌や水は、個体の生存に関わる生物学的な文脈で反応を制御する。両者が強化刺激として機能する背景は、このように異なる。

オペラント条件づけにおける強化刺激は、その成立過程から、無条件性の強化刺激と条件性の強化刺激に二分される。後者の刺激は、すでに強化刺激となっている刺激との対呈示によって習得的に行動を強化する機能を獲得する刺激である。それに対して、無条件性の強化刺激の場合、これが有効に機能するには剥奪化（deprivation）や嫌悪化（aversive stimulation）といった確立操作（establishing operation）が必要であるが、本来、他の強化刺激との対呈示は必要ない。強化刺激としての餌と水は、この無条件性の強化刺激として分類されている。一方、刻印刺激がオペラント反応の強化刺激として機能する場合、無条件性の強化刺激と条件性の強化刺激のどちらに分類されるのだろうか？現在のところ、それは不明である。刺激呈示による制御のところでも述べたように、ある刺激が刻印刺激となるための要件は、個体の発達段階の極めて初期に、その刺激が個体に呈示

されることである。確立操作という点から言えば、餌や水の場合、刺激の剥奪化が必要であるが、刻印刺激の場合、逆に、刺激の呈示が必要である。

上記のように、強化刺激としての成立ちが、刻印刺激と、餌あるいは水との間で異なるのであれば、行動に及ぼす効果も両者の間で異なることが予想される。もし異なるのであれば、刻印刺激によって強化されるオペラント反応は、反応制御の特異性が認められることになるので、刻印反応として妥当と言えるかもしれない。すなわち、これまで刻印反応として取り上げられてきた追従反応や接近反応、あるいは、苦痛の声のような刻印反応のパターンは、上で述べたように、餌や水によって制御される反応と異なり、特殊なパターンを示すことが報告されており、刻印刺激によって強化されるオペラント反応のパターンが、これらの刻印反応と同じようなパターンとなって、餌や水によって制御される反応のパターンと異なるのであれば、そのようなオペラント反応は、刻印反応として妥当であると言えるだろう。この問題を検討した研究として、Moriyama and Kubota（2007）と久保田・森山（2007）がある。彼らは、刻印刺激（人工的な赤箱刺激）と餌のそれぞれによって強化されたオペラント反応の反応率と反応パターンをニワトリのヒナで比較した。その結果、刻印刺激によって強化されたオペラント反応の反応率は、餌によって強化されるオペラント反応の反応率よりも低く、出現パターンにおいても異なることがわかった。したがって、刻印刺激によって強化されるオペラント反応は、刻印反応として妥当と言えるかもしれない。しかし、そのように結論するには、さらなる検討が必要である。

以上のことから、本研究は、刻印刺激によって強化されるオペラント反応が刻印反応として妥当であるのかどうかを検討するために、オペラント反応と選択反応との対応関係を調べ、さらに、刻印刺激によって強化されるオペラント反応の出現パターンの特異性を調べた。そのために、ニワトリのヒナにおいて、強化刺激としての刻印刺激を４つの基本強化スケジュールに従って呈示し、オペラント反応の出現パターンを検討し、さらにその反応傾向と選択反応との対応関係を調べた。４つの基本強化スケジュールは、固定比率（Fixed Ratio：以下、FR）、変動比率（Variable Ratio：以下、VR）、固定時隔（Fixed Interval：以下、FI）と変動時隔（Variable Interval：以下、VI）である。これらを用いた理由は、強化スケジュールが強化刺激の効果を検討する上で重要であり、刻印づけの文脈で、これらのスケジュールの効果がこれまでほとんど検討されていなかったからである。

上記の研究目的に即して、刻印刺激によって強化されるオペラント反応と、刻印刺激によって制御される選択反応との対応関係を調べた研究とその問題点を以下に概観する。

刻印刺激によって強化されるオペラント反応と、刻印刺激によって制御される選択反応との対応関係を調べた研究は３件ある。まず、先に述べたMoriyama and Kubota（2007）と久保田・森山（2007）の研究がそうである。どちらの研究においても、刻印刺激によって強化されたオペラント反応と、刻印刺激に対する選択反応との間に対応関係は示されなかった。すなわち、刻印刺激によって強化されたオペラント反応の反応率が低くても、餌と刻印刺激の同時選択場面で、ヒナは刻印刺激を選択したのである。オペラント反応と選択反応との間で対応関係があれば、刻印刺激を選択したヒナのオペラント反応の反応率は高くなるはずである。対応が見られなかった理由として、餌を新奇な刺激に用いたことが考えられる。選択反応との対応関係を調べるのであれば、生物学的に意味のある餌を新奇な刺激に用いたのは適切ではなかったのかもしれない。刻印刺激と同じような人工的刺激が新奇刺激として用いられる必要があるだろう。また、選択場面が同時選択場面だけであったことも理由の一つとして考えられる。従来の刻印づけの研究では、選択反応を調べるため

に、刻印刺激と新奇な刺激が同時に呈示される場面が用いられてきた。しかし、刻印刺激と新奇な刺激を継時的に呈示して、刻印刺激に対する選択反応を調べる方法も考えられる。そのような方法として、乳幼児の「子としての行動」（すなわち愛着反応）を調べるストレンジシチュエーションテスト法（strange situation test：以下、SST）がある（Ainsworth, Blehar, Waters, and Wall, 1978)。SST は、愛着対象である養育者と、新奇な対象者を継時的に呈示したり除去したりする方法で、その刺激変化に対する子どもの反応を調べて、養育者に対する愛着傾向を調べる方法である。刻印づけの選択場面にもこれを用いてみるのは意味があるだろう。

刻印刺激によって強化されるオペラント反応と、刻印刺激によって制御される選択反応との対応関係を調べたもう一つの研究として、Bolhuis and Johnson（1988）の研究がある。彼らは、強化スケジュールが刻印刺激に対する選択反応に及ぼす効果を検討した。彼らは、ヒナが孵化したとき、FI スケジュールと VI スケジュールに従って刺激をヒナに呈示し、刻印づけを行った。その後、刻印刺激に対する選択反応がどのようになるのかを調べた。その結果、 FI スケジュールのヒナより、VI スケジュールのヒナの方が、刻印刺激を有意に選択した。この結果から、Bolhuis and Johnson（1988）は、強化刺激である刻印刺激が変動的な時間間隔で呈示されたときの方が、固定的な時間間隔で呈示されたときと比べて、刻印刺激に対するヒナの選択反応は高められると結論した。彼らの研究は、刻印づけにおける強化スケジュールの効果を検討している点で、本研究にとっても有益な情報を提供してくれているが、彼らの研究には、二つの問題がある。一つは、彼らがFI、VIと論文中に記載している強化スケジュールは、論文を読む限り、Fixed Timeスケジュール（以後、FT）とVariable Timeスケジュール（以後、VT）であった。従って、ヒナのオペラント反応と刻印刺激の呈示の間には、随伴性はなかったのである。二つ目の問題は、オペラント反応（彼らの場合、ペダル踏み反応）と、選択反応との対応関係が実際には調べられていないという問題である。すなわち、オペラント反応率と選択結果の関係について記述がないのである。以上の問題から、彼らの研究は、刻印刺激によって強化されるオペラント反応と、刻印刺激に対する選択反応との対応関係を検討した研究とは言えない。

以上、本研究の目的に即した先行研究を概観した。しかし、どの結果も、刻印刺激によって強化されるオペラント反応が刻印反応として妥当であると結論するには十分ではない。そのように結論するためには、オペラント反応における反応傾向と選択反応の傾向を比較して、両者の間に対応関係がなければならない。

そこで、本研究は、ニワトリのヒナを対象に、刻印刺激によって強化されるオペラント反応と、刻印刺激に対する選択反応との対応関係を調べ、前者の反応が刻印反応として妥当であるのかどうかを検討することを目的とした。オペラント反応を刻印刺激によって強化する場合、FR、FI、VR、VIの４つの基本強化スケジュールで強化して、餌による強化のときとは異なるスケジュール効果が現れるかどうかを調べた。さらに、選択反応を調べるとき、従来の研究と同様の同時選択場面だけでなく、継時的に刺激が呈示されるときの選択反応を調べるための SST も実施して、それぞれの場面の選択反応とオペラント反応との対応関係を調べた。

方　　法

被 験 体

白色レグホンのヒナ42羽を被験体とした。ただし、後述する選択テスト１の結果からこの中の17羽を除外し、25羽をその後の実験に用いた。さらに、自動反応形成と CRF の結果から25羽中14羽をさらに除外した。選択テスト１、自動反応形成、そして CRF の３つの段階で反応を確立した個体だけを取り上げたため、半数以上の個体を除外し

た。このように厳しい基準で選抜された残りの11羽　を FR 群（３羽）、VR 群（３羽）、VI 群（３羽）、FI 群（２羽）の４群に分けた。各ヒナは、実験室の人工孵化器で孵化し、その後、暗室で個別に飼育された。１回目の選択テスト１終了後から毎日３時間、各々の飼育ケージ内（27.5×16.5×16.5cm）を蛍光灯（18W）で照らして給餌した。

装　　置

オペラント条件づけを行なうために、ニワトリのヒナ用のオペラント実験箱（30cm×30cm×25cm）を用いた。この実験箱には２つのキーと餌を呈示するためのフィーダーが取り付けられていた。実験では１つのキーだけを使用した。実験箱の左右の側壁はステンレスのメッシュであった。後述の刻印訓練と選択テスト、ストレンジシチュエーションテスト（すなわち、SST）を行うために、直線走路（120cm×18cm×45cm）を用いた。選択テストでは、直線走路の両端から35cmのところに刺激を設置した。刻印刺激となるべき刺激は赤い反射材が側面に貼ってある円筒(直径5.5cm、高さ9.5cm。以降、赤筒と略す）であった。選択テストと SST で新奇刺激として用いた刺激は３つであった。青い反射材が側面に貼ってある円筒（直径６cm、高さ9.5cm。以降、青筒と略す）と、黒い四角い箱（縦8.5cm、横7.5cm、高さ5.5cm。以降、黒箱と略す)、白と赤の縞模様の円筒（直径５cm、高さ12.5cm。以降、紅白筒と略す）であった。実験中、外部雑音を遮断するために、ホワイトノイズをスピーカー（National RD-SP２）から呈示した。実験の制御とヒナの反応の記録は、AppleⅡe マイクロコンピュータによって行なった。マイクロコンピュータとモニターは実験装置とは別室に設置した。実験室の温度を27～32℃に維持した。刻印訓練の際、赤筒を走路上部に取り付けられているチェインに取り付けて提示した。この刺激は、走路内で毎分約 21.2cmの速さで移動した。

手 続 き

実験の手続きを図１に示した。

刻印訓練フェイズ
（20分×３セッション）
⇩
選択テスト１フェイズ
（10分×２セッション）
⇩
自動反応形成フェイズ
（20分×３セッション）
⇩
連続強化フェイズ
（20分×３セッション）
⇩
強化スケジュール訓練フェイズ
FR群　VR群　FI群　VI群
（５セッション）
⇩
選択テスト２フェイズ
（10分×２セッション）
⇩
SSTフェイズ
（９分×４セッション）

図1　手続きのフローチャート

図１に示したように、実験は、刻印訓練、選択テスト１、オペラント訓練（自動反応形成、連続強化、強化スケジュール訓練)、選択テスト２、SST の５つで行われた。

刻印訓練：ヒナが孵化して８時間が経過したら、ヒナを個別に赤筒に刻印づけるための刻印訓練を行なった。赤筒を直線走路上部のチェインに取り

付け一定の速さで走路内を往復移動させた。訓練は20分を1セッションとして、ヒナが3日齢になるまで3セッション行なった。セッション間の間隔は1時間以上とした。

選択テスト1：3セッションの刻印訓練終了後、ヒナが赤筒に刻印づけられたかどうかを調べるために、選択テスト1を行なった。このテストでは、刻印訓練で用いた赤筒と新奇な刺激のどちらの刺激をヒナが選択するのか調べた。用いた新奇な刺激は紅白筒であった。テストは、2つの刺激を直線走路内の両端にそれぞれ置いて、10分間を1セッションとして2セッション行なった。刺激の位置による効果を相殺するため、セッション間で刺激の位置を逆転させた。刻印づけの基準は、刻印刺激に対する厳格な選好基準である久保田･森山 (2007) の基準を用いた。それぞれのセッションでヒナが一方の刺激（A）の15cm 以内にとどまった時間（Aでの滞在時間）が他方の刺激（B）の15cm 以内にとどまった時間（Bでの滞在時間）よりも長く、かつ A での総滞在時間（2回のセッションでの合計時間）が5分以上であって、その値が B での総滞在時間の4倍以上の場合、A の刺激が選択されたとした。選択テスト1において刻印づけの基準を満たしたヒナを赤筒に刻印づけられたヒナとし、以後の実験ではそれらのヒナのみを被験体とした。

オペラント訓練：次に、赤筒に刻印づけられたヒナをオペラント実験箱に入れて、キーつつき行動の自動反応形成（autoshaping）を行なった。これはオペラント訓練のためであった。ヒナは白色キーライトと赤筒刻印刺激の対呈示をオペラント実験箱で繰り返し受けた。刻印刺激は直線走路内に置かれ、刻印訓練時と同様に一定の速度で動いた。その手続きは、キーライトを8秒間点灯し、その後、刻印刺激を10秒間呈示するというものであった。これを1試行とし、5秒間の試行間間隔を挟んで120試行を行なった。なお、キーライトが点灯しているときは、オペラント実験箱にいるヒナからは刻印刺激は見えないようにした。そして、刻印刺激が提示されたときは直線走路内のライトを点灯させ、赤筒を移動させた。このときオペラント実験箱のルームライトと直線走路のライトの明るさの関係からオペラント実験箱のヒナは刻印刺激を見ることができた。キーつつき反応を効率的に生起させるために、必要があれば、つつき反応の解発刺激となる黒点シールをキーの中央に取り付けた。自動反応形成はヒナの反応回数に関係なく46分間行った。これを1セッションとして、ヒナが確実にキーをつつくようになるまで繰り返した。セッション内で30回以上の反応を自発したヒナは CRF スケジュールへと移行した。そのため、自動反応形成のセッション数はヒナによって異なった。

CRF では、ヒナがキーをつつくたびに刻印刺激である赤筒を5秒間呈示した。1セッションの強化回数は30回であった。セッション終了は、この強化回数が達成された時点か、もしくは、開始から1時間が経過したところとした。黒点シールは最初の CRF セッションでのみ使用してそれ以降のセッションでは取り外した。CRF セッションにおいてキーに黒点シールがない状態で30回以上のキーつつき反応を自発したヒナのみを次のセッションへと移行した。それ以外のヒナは、以後の実験で用いなかった。

次に、刻印刺激の特異的な強化機能を調べるために、強化スケジュールに従って刻印刺激を呈示する強化スケジュール訓練を実施した。強化スケジュール訓練では、ヒナたちを5回のキーつつき反応ごとに強化子が呈示される FR 5、実験開始から5秒経過した後の初発反応、あるいは強化刺激の呈示から5秒経過した後の初発反応に対して強化子が呈示される FI 5 sec、平均キーつつき反応数が5回で強化子が呈示されるVR 5、実験開始から平均5秒経過した後の初発反応、あるいは強化刺激の呈示から平均5秒経過した後の初発反応に対して強化子が呈示される VI 5 sec の4つの強化スケジュールのそれぞれの群に分け、それぞれ FR 群、FI 群、VR 群、VI 群とした。セッショ

ン終了の要件は CRF のときと同じであった。強化子である刻印刺激の呈示時間、すなわち強化時間は１回の強化につき５秒間とした。

選択テスト２：各強化スケジュールに従って行なわれたオペラント訓練のセッションが５セッション終了した後で２回目の選択テスト２を直線走路内で行った。これは、強化スケジュールが刻印刺激への選択反応にどのような影響を及ぼしたのかを調べるためであった。選択テスト１と同様に、10分間を１セッションとして２セッション行なった。使用した刺激は、刻印刺激の赤筒と、ヒナにとって新奇な刺激である青筒であった。このテストは、実験手続きの問題から、VI 群と FI 群に対してのみ行い、FR 群とVR 群に対しては行わなかった。

SST：選択テスト２終了後、このテストとは異なる方法で、刻印刺激と新奇刺激に対するヒナの選択行動を直線走路内で調べた。これは、Ainsworth et al. (1978) が養育者に対する幼児の愛着反応を調べるためのテスト法（いわゆるストレンジシチュエーションテスト）と類似した方法であった。ここでは、その方法に準じて SST と呼ぶ。用いた刺激は、刻印刺激である赤筒と、新奇な刺激である黒箱であった。SST は４つの段階に分けて行った。第１段階では、刻印刺激の３分間の呈示と３分間の除去、そしてさらなる３分間の呈示がこの順序で行われた。第２段階では、新奇刺激の呈示と除去が第１段階と同じ方法で行われた。第３段階では、刻印刺激と新奇刺激を同時に３分間呈示した後、３分間新奇刺激だけを除去して、その後、再び二つの刺激を同時に３分間呈示した。第４段階では、第３段階と同じように、刻印刺激と新奇刺激を同時に３分間呈示した後、刻印刺激だけを３分間除去し、その後、再び二つの刺激を３分間同時に提示した。上述のように、各段階は３つの刺激呈示条件から成り、各条件は３分間であった。したがって、SST の所要時間は１段階９分、４段階で36分間であった。測定した行動は、各刺激の周囲15 cm以内におけるヒナの滞在時間であった。

結　　果

刻印訓練後に行った選択テスト１の結果、赤筒に対する刻印訓練を行なった42羽中25羽が選択テストの基準を満たし、赤筒に刻印づけられた。この選択テスト１の各群の結果は、選択テスト２と SST のそれぞれの結果と併せて後述する。

自動反応形成の結果、25羽中15羽が１セッション中１～67回のキーつつき反応を自発した。CRF を経て強化スケジュール訓練を受けるに至ったヒナは11羽であった。強化スケジュール訓練では、11羽のヒナを FR 群、VR 群、VI 群、FI 群に分けて訓練した。強化スケジュール訓練での各群の各セッションにおける平均キーつつき反応率を図２に示す。図２の横軸は、強化スケジュール訓練のセッション数を示し、縦軸は、各群の１分間あたりのキーつつき反応数の平均（平均キーつつき反応率）を示す。

図２から、３セッション目においてキーつつき反応率（以後、反応率）の群間の差が顕著であった。このセッションで平均反応率が最も高かったのは VR 群であった。次いで、FR、VI、FIの順で反応率は低くなった。このような群間の反応率の差は、第２セッションや第５セッションでも見られたが、それらのセッションや第１と第４セッションでの各群の反応率の差は顕著ではなかった。

次に、固定（Fixed）スケジュール群（FR群と FI群）と、変動（Variable）スケジュール群（VR 群とVI 群）の平均反応率に差があったのかどうかを調べるために、FR 群と FI 群の２群の平均反応率と VR 群と VI 群の２群の平均反応率を図３に示した。図の見方は図２と同じである。

図３から、５セッション全てにおいて、変動スケジュールの方が固定スケジュールより平均反応率が高いということがわかった。特に、その差は３セッション目で最大であった。

次に、比率（Ratio）スケジュールと時隔

(Interval) スケジュールの強化スケジュールの間で平均反応率に差があったのかどうかを調べるために、FR 群と VR 群の 2 群の平均反応率と FI 群と VI 群の 2 群の平均反応率を図 4 に示した。

1 セッション目を除く全てのセッションにおいて、比率スケジュールの方が時隔スケジュールよりも平均反応率が高かった。特に、その差は 3 セッション目で最大であった。

次に、セッション内での各群のキーつつき反応の出現パターンを問題にするために、各群の第 3 セッション目の典型的な累積記録のパターンを図 5 に示した。3 セッション目の図だけを掲載した

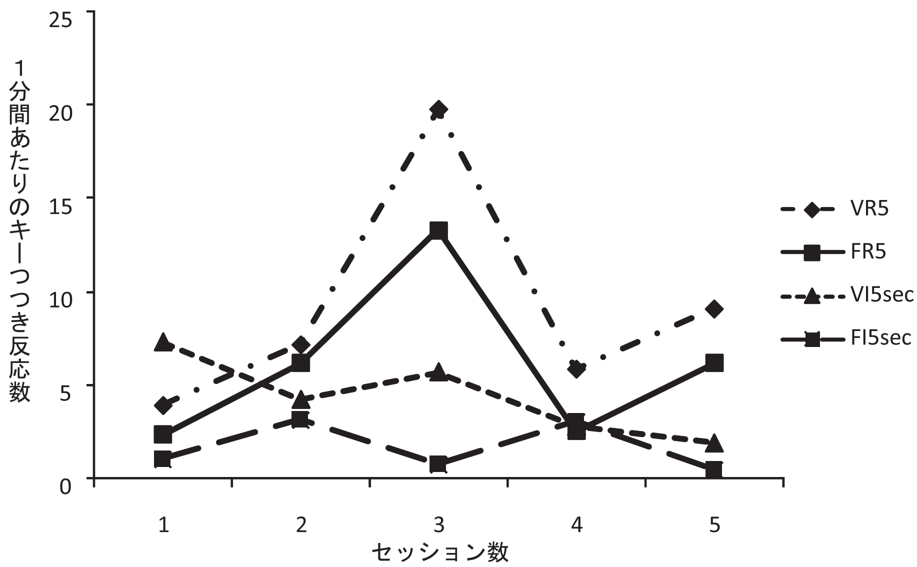

図 2　各群の各セッションにおけるキーつつきの平均反応率

縦軸は各群の 1 分間あたりの平均キーつつき反応数、横軸はセッション数を示している。

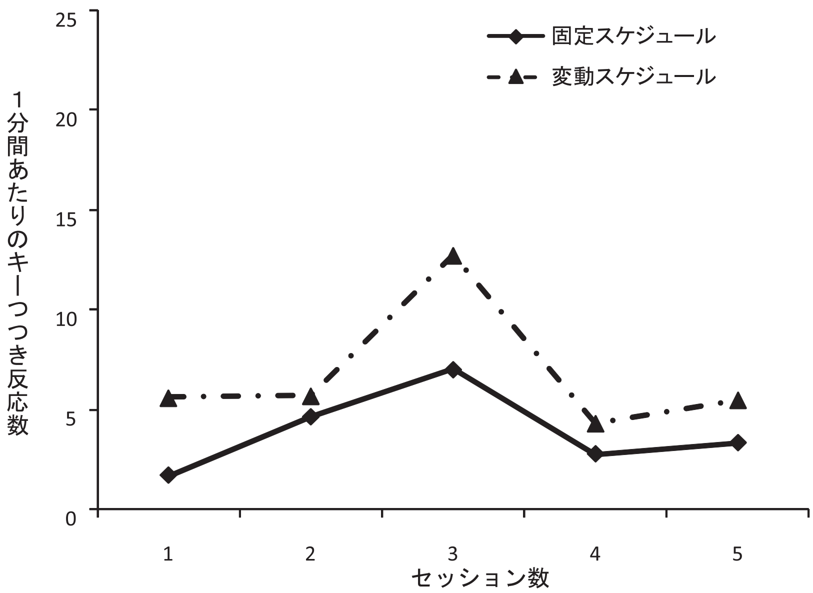

図 3　固定スケジュール群と変動スケジュール群の各セッションにおける平均反応率

縦軸は各群の 1 分間あたりの平均キーつつき反応数、横軸はセッション数を示している。固定スケジュール群（FI と FR）と変動スケジュール群（VI と VR）のそれぞれの 2 つの群の平均反応数を平均した。

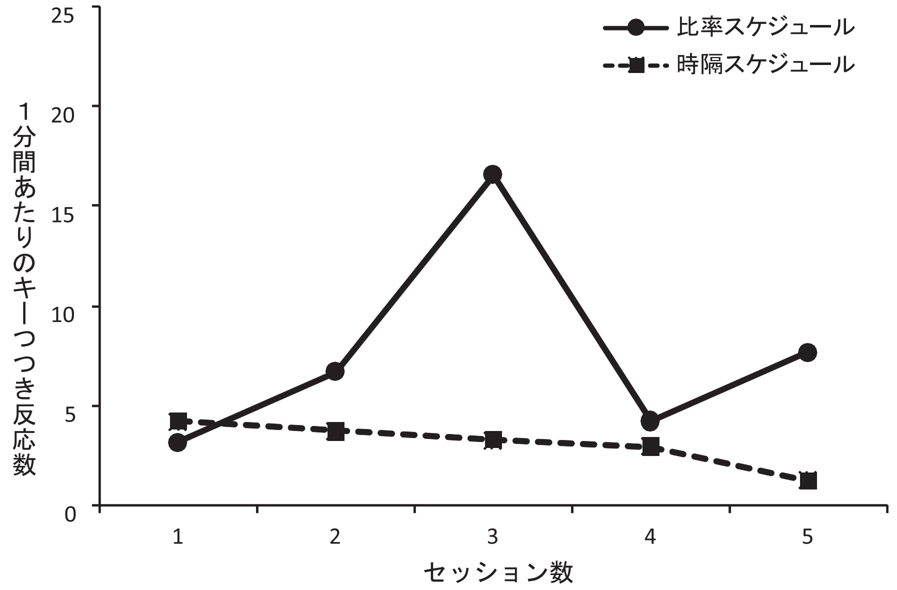

図４　比率スケジュール群と時隔スケジュール群の各セッションにおける平均反応率

縦軸は各群の１分間あたりの平均キーつつき反応数、横軸はセッション数を示している。時隔スケジュール群（FIとVI）と比率スケジュール群（FRとVR）のそれぞれの２つの群の平均反応数を平均した。

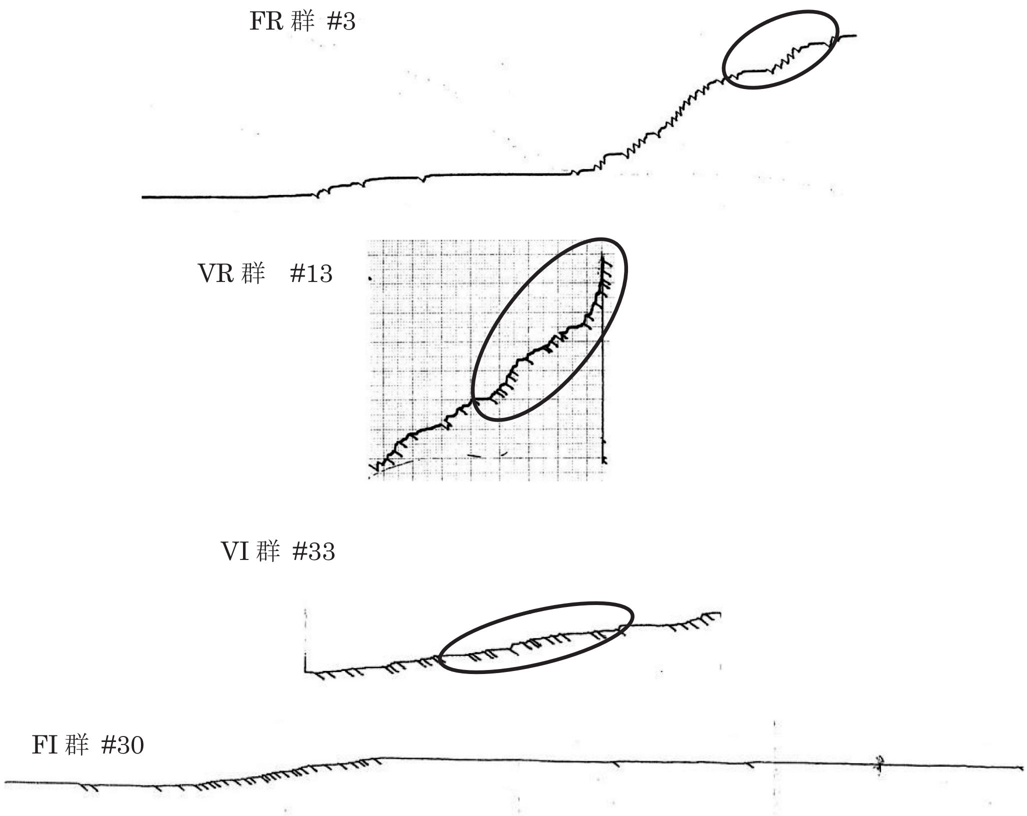

図５　各群における特徴的な累積記録の反応パターン

いずれの累積記録もオペラント訓練フェイズのセッション３で記録されたものである。図中の丸印は、スケジュール特有のパターンに類似したパターンが見られた部分である。

理由は、このセッションで群間の差が顕著であったからである。FR 群ではヒナ# 3、VR 群のヒナ#13、VI 群のヒナ#33、FI 群のヒナ#30のそれぞれの累積記録を示した。FR 群の累積記録では、FR特有のブレークアンドランのパターンが見られた。すなわち、強化子呈示直前に反応が高率で出現し、強化後に反応がほぼ休止するといったパターンである（図中丸印)。また、VR 群の累積記録においても、VR 特有の一定高率の反応パターンが見られ、強化後の反応休止はほとんど見られなかった。さらに、VI 群の累積記録にも VI 特有の比較的ゆっくりとした連続反応が見られた。FI 群の累積記録では、FI 特有のスキャロップパターンは見られなかったが、反応は低率で反応休止が多くみられた。

以上のパターンは第 5 セッションでも見られたが、概して、他のセッションでは、上記の反応パターンは不安定であった。

次に、２つの選択テストと SST での刻印刺激と新奇刺激の各刺激のもとでの 1 分間あたりの滞在時間を図 6 に示した。1 分間当たりの滞在時間を用いた理由は、選択テストと SST の実施時間が異なっていたからである。手続きで述べたように、新奇刺激は、選択テスト 1 で紅白筒、選択テスト 2 で青筒、SST で黒箱とそれぞれ異なっていたが、いずれも刻印刺激以外の新奇刺激として同様に処理した。さらに、実験手続きの問題から、VR 群と FR 群では選択テスト 2 は行なわれなかった。そのため、これらの群の選択テスト 2 の結果が欠落した。SST の結果は、選択テストの結

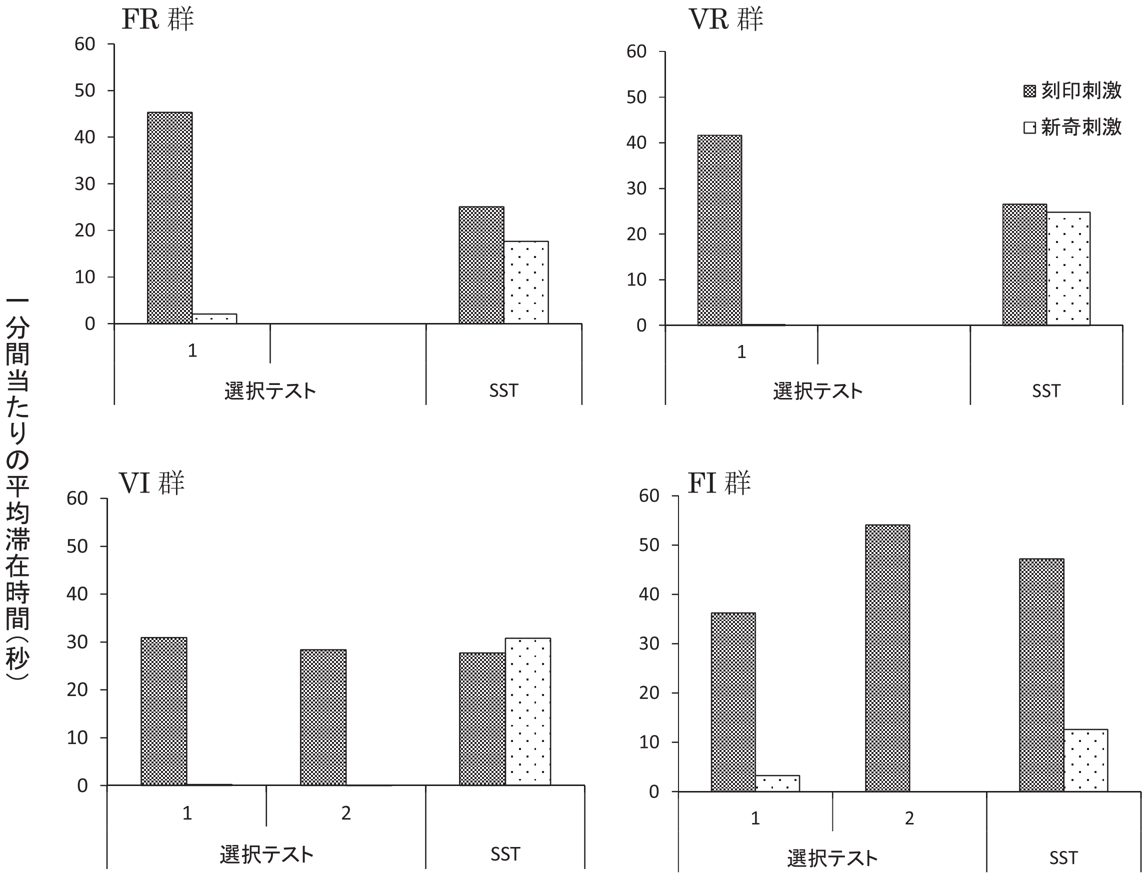

図 6　選択テスト 1 と選択テスト 2、SST における各群の各刺激への
1 分間あたりの平均滞在時間

縦軸は、1 分間あたりの各刺激への平均滞在時間(秒)、横軸はセッションを示している。

果との比較のために、２つの刺激を同時に呈示した段階３と段階４のそれぞれの最初の３分間と、最後の ３分間のデータを基にした結果であった。以下、各群の選択テストと SST の結果を述べる。

FR 群は、選択テスト２を受けなかったので、選択テスト１と SST の結果だけを示した。選択テスト１では、明らかに刻印刺激の方が新奇刺激よりも選択された。SST の結果を選択テスト１の結果と比較すると、SST での刻印刺激のもとでの１分間あたりの滞在時間は減少した。対して、新奇刺激のもとでの１分間あたりの滞在時間は増加した。SST において２つの刺激の１分間あたりの滞在時間の間に顕著な差は見られなかったが、刻印刺激の方が新奇刺激より、わずかであるが、選択された。

VR 群も選択テスト２は行われなかったので、選択テスト１と SST の結果だけを示した。選択テストでは刻印刺激が選択され、新奇刺激はほとんど選択されなかった。SST の結果を選択テスト１の結果と比較すると、刻印刺激のもとでの１分間あたりの滞在時間は SST で減少した。対して、新奇刺激のもとでの１分間あたりの滞在時間は顕著に増加した。それによって、SST では、２つの刺激の１分間あたりの滞在時間の間に顕著な差は見られなくなった。

VI 群は、選択テスト１の結果と選択テスト２の結果を比較すると、刻印刺激のもとでの１分間当たりの滞在時間は２つのテストの間で異ならなかった。また、新奇刺激のもとでの１分間当たりの滞在時間も変わらずほぼ０秒であった。したがって、２つの選択テストでは刻印刺激が選択された。この選択テストの結果と SST の結果を比較すると、刻印刺激のもとでの１分間当たりの滞在時間に変化はみられなかったが、新奇刺激のもとでの１分間あたりの滞在時間が顕著に増加し、その値は刻印刺激の値よりも長くなった。SST で、刻印刺激は選択テストのときと同様に選択されたが、それを超えて新奇刺激が選択された。

FI 群は、選択テスト１の結果と選択テスト２の結果を比較すると、刻印刺激のもとでの１分間当たりの滞在時間は増加した。新奇刺激に対する選択反応は、テスト１でわずかに生じたが、テスト２になると減少してほとんど生起しなかった。したがって２つの選択テストでは刻印刺激が選択された。選択テストの結果と SST の結果を比較すると、SST における刻印刺激のもとでの１分間当たりの滞在時間は選択テスト２の結果から若干減少したが、新奇刺激のもとでの１分間あたりの滞在時間は増加した。しかし、SST においても刻印刺激の方が新奇刺激よりも選択された。

次に、刻印刺激に対する選択傾向を量的にとらえるため、式１で示される刻印刺激に対する選択率（Ri）を求めた。Ti は刻印刺激に対する1分間あたりの滞在時間、Tn は新奇刺激に対する １分間あたりの滞在時間を示す。この指標は、刻印刺激への滞在時間に対する、刻印刺激と新奇刺激の両刺激に対する総滞在時間の相対比率である。

$$Ri = \frac{Ti}{Ti+Tn} \qquad \text{（式１）}$$

この値が 1.0 のときヒナは刻印刺激のみを選択し、選択率が０のとき新奇刺激のみを選択したことを示す。また選択率が 0.5 であるとき、２つの刺激に対するヒナの選択反応は等量であることを示し、ヒナが２つの刺激を弁別していないことを意味する。表１は、各群の各テストにおける平均選択率を示す。この表から、各群のヒナは、選択テスト１と２では、刻印刺激を選択しており（ただし、FR 群と VR 群では、選択テスト２は行われなかった）、SSTでは、すべての群が刻印刺激に対する選択傾向を低下させ、FI 群を除くすべての群が刻印刺激と新奇刺激の弁別が低くなった。ただし、新奇刺激を顕著に選択したヒナはみられなかった。

表1　各群の選択テスト1と選択テスト2、SSTにおける刻印刺激への平均選択率

	選択テスト		SST
	1	2	
FR	0.96		0.59
VR	1		0.52
VI	0.99	1	0.47
FI	0.92	1	0.79

本実験のオペラント訓練と選択テストならびにSSTの結果を以下にまとめる。本実験のオペラント訓練の結果から、群間の反応率の差は3セッション目において顕著であったが、他のセッションでは顕著でなかった。3セッション目で平均反応率が最も高かったのはVR群で、次いでFR、VI、FI群の順であった。固定と変動の強化スケジュールの間では、比率スケジュールの方が平均反応率は高かった。また、比率と時隔の強化スケジュールの間では、比率スケジュールの方が時隔スケジュールよりも平均反応率がセッション全体を通して高かった。しかし、全体的にすべての群のすべてのヒナにおいて、反応率はセッション間で安定しておらず、また同じ群であっても個体間で変動が大きかった。刻印刺激に対する選択傾向は、すべての群が選択テスト1で刻印刺激を選択したが、選択テスト2とSSTの結果は、群間で異なっていた。FR群は、SSTで刻印刺激を選択し、FI群は選択テスト2でもSSTでも刻印刺激を選択した。VR群は、SSTで新奇な刺激も選択した。そのため、この群では刻印刺激と新奇な刺激の選択に差がなくなった。VI群は、選択テスト2で刻印刺激を選択したが、SSTでは新奇な刺激を選択した。

以上の結果を、強化スケジュールとオペラント反応の反応率、それらと選択反応の関係、という側面からまとめる。

まず、固定スケジュール（FRとFI）ではオペラント反応率は低く、選択テスト2とSSTで刻印刺激が選択された。一方、変動スケジュール（VRとVI）ではオペラント反応率は高く、選択テスト2で刻印刺激が選択されたが、SSTでは新奇な刺激が選択された。

次に、時隔スケジュール（FIとVI）ではオペラント反応率は低く、固定強化のヒナは刻印刺激を選択し、変動強化のヒナは新奇な刺激を選択した。一方、比率スケジュール（FRとVR）ではオペラント反応率は高く、固定強化のヒナは刻印刺激を選択し、変動強化のヒナは新奇な刺激との弁別がなくなった。2つの比率スケジュールのヒナは、2回目の同時選択テストを受けなかったのでSSTの結果だけでまとめた。以上の結果から、時隔スケジュールと比率スケジュールの間で見られた反応率の違いは、選択反応の違いには現れていなかった。むしろ、選択反応の違いは、固定スケジュールと変動スケジュールの間に現れた。固定と変動に限って、反応率と選択反応の関係をもう一度まとめる。まず、選択テスト2とSSTの両方を実施したFI群とVI群では、オペラント反応率が低いFI群は、刻印刺激を選択テストでもSSTでも選択した。しかし、反応率が高いVI群は、選択テストでは刻印刺激を選択したが、SSTでは新奇な刺激を選択した。次に、選択テスト2を実施せずSSTのみを実施したFR群とVR群を比較する。オペラント反応に休止が見られ、オペラント反応率が低いFR群は、刻印刺激をSSTで選択した。しかし、オペラント反応の休止がなく、反応率が高い場合VR群は、SSTで刻印刺激と新奇な刺激の両方を同程度に選択した。

考　　察

本実験は、刻印刺激によって強化されるオペラント反応が刻印反応として妥当であるのかどうかを検討するため、刻印刺激によって強化されたオペラント反応と、刻印刺激に対する選択反応との対応関係を調べた。ニワトリのヒナを赤筒刺激に刻印づけた後、この刺激をヒナのキーつつき反応の強化子としてオペラント条件づけを行った。そして、FR、VR、FI、VIのいずれかの強化スケ

ジュールに基づいて刻印刺激を呈示したときのオペラント反応を調べ、さらに選択テストと SST を実施して刻印刺激に対するヒナの選択反応を測定した。実験の結果、キーつつきオペラント反応率は、VR で最も高く、次にFR、そして VI、FI の順で低くなった。すなわち、比率スケジュールの方が、時隔スケジュールと比べて反応率が高く、変動スケジュールの方が固定スケジュールよりも反応率が高かった。選択テストと SST の結果で、FI 群は、刻印刺激を 2 つのテストで選択し続け、VI 群は刻印刺激を選択しておきながら SST で新奇な刺激を選択した。FR 群は SST で刻印刺激を選択したが、VR 群は SST で刻印刺激と新奇な刺激の両方を同程度に選択した。

以上の結果を、①強化スケジュールとオペラント反応の反応率、それらと選択反応の関係、②強化スケジュールの効果と選択反応の関係という 2 つの側面から考察する。

まず、強化スケジュールとオペラント反応の反応率、ならびに選択反応との関係について考察する。選択反応については、選択テストと SST の結果で考察する。

固定スケジュール（FR と FI）では反応率は低かったが、変動スケジュール（VR と VI）の反応率は高かった。固定スケジュールの場合、選択テスト 2 でも SST でも刻印刺激が選択された。変動スケジュールでは、選択テスト 2 で刻印刺激が選択されたが、SST では新奇な刺激が選択された。次に、時隔スケジュール（FI と VI）の反応率は低かったが、比率スケジュール（FR と VR）の反応率は高かった。時隔スケジュールのヒナは、固定強化のときに刻印刺激を選択し、変動強化のときに新奇な刺激を選択したが、比率スケジュールのヒナは、固定強化のときに刻印刺激を選択し、変動強化のときに新奇な刺激との弁別がなくなった。したがって、時隔と比率の間で見られた反応率の違いは、選択反応の違いに現れなかった。選択反応の違いは、固定強化と変動強化の間に求められたので、強化スケジュールの効果と選択反応との関係は、時隔と比率の違いで問題とせず、固定強化と変動強化において反応率と選択反応の関係で議論できる。その結果をまとめると、固定強化であっても変動強化であっても、反応率が低い場合、刻印刺激は選択され続けるが、反応率が高い場合、刻印刺激に対する選択傾向は低くなると言えるだろう。そうであれば、強化スケジュールとオペラント反応の反応率、それらと選択反応の関係では、オペラント反応の反応率と選択反応の間で対応は見られないと言えるだろう。

この結論を先行研究の結果と比較しながら議論する。オペラント反応の反応率が低いとき、刻印刺激の方が選択されるという結果は、Moriyama and Kubota（2007）と久保田・森山（2007）の研究結果と同じとなった。彼らの研究においても、刻印刺激によって強化されたオペラント反応の反応率が低くても、餌と刻印刺激の同時選択場面で、ヒナは刻印刺激を選択した。したがって、餌だけではなく、人工的な刺激との同時選択場面でも刻印刺激を選択するヒナのオペラント反応の反応率は低いと言えるだろう。彼らが用いた強化スケジュールは、Moriyama and Kubota の場合、並立 VI–VI スケジュール、久保田・森山の場合、CRF であった。また、選択テストの条件は本実験と全く同一であった。このことから、上記の結果は、スケジュールに依存しない結果と言えるかもしれない。一方、オペラント反応の反応率が高いとき、刻印刺激への選択傾向が弱いという結果は、Moriyama and Kubotaと久保田・森山の研究では明確な記述がない。ただし、久保田・森山の結果をよく見ると、オペラント反応率の高い個体でも、同時選択テストで刻印刺激を選択している個体がいた。

Moriyama and Kubota（2007）と久保田・森山（2007）の研究結果と本研究の結果を比較したところ、オペラント反応の反応率と選択反応の間で対応は見られないと結論するのは尚早と言えるだろう。オペラント反応率と同時選択テストにおける

選択反応の対応関係について、さらなる検討が必要である。

なお、選択テスト2の結果とSSTの結果の対応も本来であれば議論すべきだが、FR群とVR群は選択テスト2が実施されなかったため、ここでは議論しない。しかし、選択テスト2で新奇な刺激を選択したヒナはFI群とVI群でいなかったにも関わらず、SSTではVI群のヒナが新奇な刺激を選択した。さらに、選択テスト2を受けなかったVR群も新奇な刺激への滞在時間が増加した。このように、変動強化スケジュールを受けたヒナがSSTで新奇な刺激も選択するようになったという結果について考察する。まず、刻印刺激に対する滞在時間はSST以前の選択テストでの値とほぼ異ならないので刻印刺激の制御力の低下の影響であるとは考えにくい。では、新奇な刺激に対する滞在時間の増加がSSTの特殊性であれば、FI群やFR群でも新奇な刺激を選択するヒナが現れてもおかしくない。しかし、本実験ではそのような結果は得られなかった。では、SSTで新奇な刺激であった黒箱の制御力によるものであろうか？そうであれば、やはり固定強化スケジュール群でも新奇刺激を選択するものが出てもおかしくない。それでは、変動強化によるものであろうか？そうであれば、なぜ変動強化によって、強化刺激でもない新奇な刺激に対する反応傾向が高まるのかという問題が生じる。SSTでの新奇な刺激に対する選好については、現時点で不明である。この点は、今後さらに検討されるべき問題である。

次に、強化スケジュールの効果と選択反応の関係について考察する。まず、強化スケジュールの効果について言及する。本研究によって、刻印刺激によって強化されるオペラント反応に及ぼす強化スケジュールの効果は、これまで餌や水によって強化されるオペラント反応のスケジュール効果に対応することがわかった。すなわち、累積記録の結果では、FIではスキャロップが、FRではブレークアンドランが、さらにVIやVRでも餌によって強化されるオペラント反応のスケジュールパターンに類似したパターンが見られた。さらに、反応率でみると、比率スケジュールの方が、時隔スケジュールと比べて反応率が高く、また、変動スケジュールの方が固定スケジュールよりも反応率が高かった。したがって、刻印刺激と餌を強化刺激としたときの4つの強化スケジュールの効果には、ある程度の対応が認められたと言えるだろう(cf. Morse, 1966, p.59; Pierce & Cheney, 2008, p. 991; Skinner, 1969)。そうであれば、刻印刺激によって強化されるオペラント反応は、刻印反応として妥当であると言えなくなる。刻印刺激によって強化される反応は特異的であることがこれまで報告されてきたからである。ただし、本実験では、餌によるオペラント反応の強化は行われなかったので、上記の論述は、過去の研究(例えば、DePaulo & Hoffman, 1980) の結果との比較に基づいているため、この結論も十分な検討が必要である。実際、刻印刺激によって強化されたオペラント反応のスケジュール傾向は、セッション内でも、セッション間でも、餌によって強化される反応とは異なり、安定していなかった。このような不安定な反応傾向は、刻印刺激をCRFで呈示した過去の多くの研究でも報告されている(例えば、DePaulo & Hoffman, 1980; 久保田・森山, 2007; 森山, 1980)。したがって、刻印刺激によって強化されるオペラント反応と餌によって強化されるオペラント反応は、ある程度の対応が見られても、反応の安定性という点で、異なると言えるかもしれない。そうであれば、刻印刺激によって強化されるオペラント反応の妥当性は認められることになる。いずれにしても、強化スケジュールの効果から刻印反応の特殊性を議論するには、さらなる検討が必要である。

次に、強化スケジュールの効果と選択反応の関係について考察する。序論でも述べたが、Bolhuis and Johnson (1988) は、FIスケジュールで刻印刺激が呈示されたヒナより、VIスケジュールで刻印刺激が呈示されたヒナの方が、刻

印刺激を有意に選択したと報告した。繰り返しになるが、彼らのスケジュールは、FT と VT の効果の比較になることを前提に、以下に考察する。

本研究で、選択テスト 2 が実施されず、SST のみが実施された比率スケジュールの FR 群とVR 群の間では、SST で刻印刺激に対する選択傾向はどちらも維持されたが、刻印刺激に対する平均選択率は、FR 群が.59、VR 群が.52で、両群の間で刻印刺激に対する選択傾向にほとんど差はなかった。時隔スケジュールの FI 群と VI 群は、選択テスト 2 も SST も実施されたので、それらの結果を別々に問題とする。選択テスト 2 では、FI 群も VI 群も刻印刺激を選択した。刻印刺激に対する平均選択率は、FI 群も VI 群も 1.0 で刻印刺激のみを選択した。SST では、FI 群は刻印刺激を選択したが、VI 群は新奇な刺激を選択した。刻印刺激に対する平均選択率は、FI 群が.79、VI 群が .47 であった。これらの結果を見ると、FI 群の方が VI 群よりも刻印刺激に対する選択傾向が高いと言えるだろう。比率スケジュールと時隔スケジュールのこれらの結果を併せて考察すると、本実験においては、固定強化スケジュールと変動強化スケジュールの間で、刻印刺激に対する選択傾向に差があるとは言えない。この結果は、Bolhuis and Johnson（1988）の実験結果と異なる結果である。なぜ異なる結果となったのであろうか？一つには、すでに述べたように、本実験の強化スケジュールは、オペラント反応と強化刺激の呈示との間に随伴性があったが、Bolhuis and Johnson の実験では、そのような随伴性がなかったことが理由としてあげられるであろう。この可能性は、随伴性がある場合と、ない場合のそれぞれの強化スケジュールの効果を比較することで検討される。

他の理由として、選択反応の測定方法の違いを挙げることができるかもしれない。Bolhuis and Johnson（1988）は、ヒナを入れたトロリー（trolley、回転車）を、刻印刺激（回転する赤箱）と新奇な刺激（剥製野鶏）を両端に設置した直線レールの中央に置き、各刺激に対する接近反応を測定している。この場合、ヒナがどちらかの刺激に接近しようとしてトロリーを回転させると、トロリーは逆にその刺激から遠ざかるようになっていた。二つの刺激に対するそのような接近傾向の往復の繰り返し（oscillation）によって選択反応が測定された（詳細は、Bateson & Wainwright, 1972)。このような複雑なシステムによって測定された選択反応であったため、本実験の同時選択テスト法で測定された選択反応と異なる結果となった可能性が考えられる。この可能性は、選択反応の測定法を統一して調べることで検討されるだろう。

本実験結果を、強化スケジュールとオペラント反応の反応率、それらと選択反応の関係、強化スケジュールの効果と選択反応の関係という 2 つの側面から考察した。それらの議論から、①オペラント反応率が低くても同時選択場面では刻印刺激が選択される、②刻印刺激によって強化されるオペラント反応に及ぼす強化スケジュールの効果は不安定である、③同時選択場面で測定される選択反応が刻印刺激に対するヒナの選好を反映しているのかが明確ではない、という 3 つの結論が得られた。

しかし、これらの結論には、オペラント場面のヒナの反応と同時選択場面のヒナの反応の関係について共通する問題が残されている。それは、両者の間に対応が見られなかったという結果である。なぜ対応が見られなかったのか、その理由は、これらの反応に対する刻印刺激の機能の違いにあるのかもしれない。オペラント場面では、刻印刺激は、オペラント反応が自発される前に呈示されておらず、反応の後続事象として呈示される。一方、同時選択場面では、ヒナの選択反応の先行事象として刻印刺激は呈示されている。さらに、オペラント場面では、刺激との身体的接触は行われなかったが、同時選択テスト場面では、接触が可能であった。したがって、オペラント場面の刻印刺激の機能は、強化刺激としての機能のみで、し

かも視覚に限定された機能であった。一方の同時選択場面における刺激の機能は、弁別刺激としての機能と、身体的接触に伴う強化刺激の機能であった。この二重の機能が、刻印刺激に対する選択反応を保証したのかもしれない。この議論は、序論で述べたように、刺激呈示による制御と反応随伴性による制御の議論と同じになる。

このように考えると、今後、刻印刺激の両者の制御の違いを厳密に調べる必要があるだろう。そのためには、選択場面でも反応随伴性が設定されることが望ましい。オペラント実験では、強化刺激の選択は、並立スケジュール、ないしは並立連鎖スケジュール（Herrnstein, 1961)、あるいはFindley タイプの方法（Findley, 1958）が用いられている。今後、これらの強化スケジュールを用いた研究が必要となるだろう。

謝　辞

本論文作成にあたり、校閲の労をおとりいただいた常磐大学人間科学部准教授、島田茂樹先生に深謝いたします。また、常磐大学人間科学部助教の菅佐原洋先生から、論文執筆に際して、研究の視点について適切なご助言を賜りましたことに感謝申し上げます。さらに実験遂行に当たり、浅野諒氏と花谷麻紀氏、小島春菜氏の多大な協力を得たことを記し、ここに感謝の意を表します。

引用文献

Ainsworth, M. D., Blehar, M. C., Waters, E., & Wall, S. (1978). *Patterns of attachment : A psychological study of the strange situation.* Hillsdale, NJ: Erlbaum

Bateson, P. P. G.(1990). Is imprinting such a special case? *Philosophical Transactions of the Royal Society,* London, 329, 125-131. In J. R. Krebs & G. Horn (Eds.), (1991). *Behavioural and neural aspects of leaning and memory.* Oxford: Clarendon Press. Pp.27-33.

Bateson, P. P. G., & Reese, E. P. (1968). Reinforcing properties of conspicuous objects before imprinting has occurred. *Psychonomic science*, *10*, 379-380

Bateson, P. P. G., &Reese, E. P. (1969). The reinforcing properties of conspicuous stimuli in the imprinting situation. *Animal Behavior*, *17*, 692-699

Bolhuis,J. J., & Johnson, M. H. (1988). Effects of response-contingency and stimulus presentation schedule on imprinting in the chick (Gallus gallus domesticus). *Journal of Comparative Psychology*, *102*, 61-65.

Bateson, P. P. G., & Wainwright, A. A. P.(1972). The effects of prior exposure to light on the imprinting process in domestic chicks. *Behaviour*, *42*, 279-290.

Campbell, B. A., & Pickleman, J. R. (1961). The imprinting object as a reinforcing stimulus. *Journal of Comparative and Physiological Psychology*, *54*, 592-596.

Catania, A. C. (1992). *Learning*. 3rd ed. Englewood Cliffs, New Jersey : Prentice-Hall.

Cherfas, J., & Scott, A. (1981). Impermanent reversal of filial imprinting. *Animal Behaviour*, *30*, 301.

DePaulo, P., & Hoffman, H. S. (1980). The temporal pattern of attachment behavior in the context of imprinting. *Behavioral and Neural Biology*, *28*, 48-64.

DePaulo, P., & Hoffman, H. S.(1981). Reinforcement by an imprinting stimulus versus water on simple schedules in ducklings. *Journal of the Experimental Analysis of behavior*, *36*, 151-169.

Findley, J. D. (1958). Preference and switching under concurrent scheduling. *Journal of the Experimental Analysis of Behavior*, *1*, 123-144.

Hoffman, H. S., Searle, J. L., Toffey, S., & Kozma, F. Jr. (1966). Behavioral control by an imprinted stimulus. *Journal of the Experimental Analysis of Behavior*, *9*, 177-189.

Hoffman, H. S., & Kozma, F. Jr.（1967）. Behavioral control by an imprinted stimulus: Long term effects. *Journal of the Experimental Analysis of Behavior*, *10*, 495-501.

Jaynes, J.（1956）. Imprinting: The interaction of learned and innate behavior: I. Development and generalization. *Journal of Comparative and Physiological Psychology*, *49*, 201-206.

Jaynes, J.（1957）. Imprinting: The interaction of learned and innate behavior: II. The critical period. *Journal of Comparative and Physiological Psychology*, *50*, 6-10.

久保田健・森山哲美（2007）. ニワトリのヒナにおける刻印刺激の強化特性―餌の強化特性との直接的比較― 常磐研究紀要, *15*, 99-115.

Lorenz, K. C.（1935）. Der kumpan in der Umwelt des Vogelg. *Journal fur Ornithologie*, *83*, 137-213.

Lorenz, K. C.（1937）. The companion in the bird's world. *Auk*, *54*, 245-273.

Moltz, H., & Rosenblum, L. A.（1958）. Imprinting and associative learning: The stability of the following response in Peking ducks（Anas platyrhynchos）. *Journal of Comparative and Physiological Psychology*, *51*, 580-583.

森山哲美（1980）. ヒヨコの追従反応形成の臨界期の検証と飼育・刺激呈示条件が追従反応に及ぼす効果 動物心理学年報, *30*, 101-114.

森山哲美（1981）. ヒヨコの刻印づけにおけるオペラント反応の形態ならびにそれと追従反応との関係 動物心理学年報, *31*, 1-10

Moriyama, T.（1991）. Reconsideration on primacy effect of imprinting in ducklings. *Japanese Psychological Research*, *33*, 18-29.

Moriyama, T., & Kubota, T.（2007）. The relative reinforcing effects of an imprinted stimulus and food on chicks' operant behaviors. *Tokiwa Journal of Human Science, Victimology, and Community Development, 1*, 71-79.

Morse, W. H.（1966）. Intermittent reinforcement. In W. K. Honig（Ed.）, *Operant behavior: Areas of research and application*（pp.52-108）. New York: Appleton-Century-Crofts.

Peterson, N.（1960）. Control of behavior by presentation of an imprinted stimulus. *Science*, *132*, 1395-1396.

Pierce. W. D., & Cheney, C. D.（2008）. *Behavior analysis and learning*. 4th edition. New York: Psychology Press.

Salzen, E. A., & Meyer, C. C.（1968）. Reversibility of imprinting. *Journal of Comparative and Physiological Psychology, 66*, 269-275.

Skinner,B.F.（1969）. *Contingencies of reinforcement: A theoretical analysis*. New York: Appleton-Century-Crofts.

Sluckin, W.（1972）. *Imprinting and early learning*. 2nd ed. London: Methuen & Co Ltd.

Sluckin, W., & Salzen, E. A.（1961）. Imprinting and perceptual learning. *Quarterly Journal of Experimental Psychology, 13*, 65-77.

常磐研究紀要　第5号　2011.３
研究ノート

Tokiwa Journal of Human Science,
Victimology, and Community Development
Vol.5 Mar. 2011

台湾における歴史的建造物の保存と公開

― 博物館化のプロセスをめぐって ―

邱　　君　妮[1)]

2010年10月27日受付，2011年２月14日受理

Abstract : The conservation and exhibition of Historical monuments and Sites in Taiwan This research note is a part of my doctoral research proposal. The topic of this research is 'International Comparative Study of the muselization of Historic Buildings in East Asia.' The main purpose is to examine the theory of muselization and Cultural Heritage Preservation Act in Taiwan. The researcher will discuss two cases in Taiwan, Taipei Gold Ecological Park and Taipei Story House. The research will investigate the meaning of the historic buildings through muselization to conservation and using these historic buildings as exhibition space in Taiwan. In this research notes, 'Historic Building' included the concept of building which has 'historic' significance for cultural properties called a monument in Taiwan.

Key words : Historical monuments , Historical Sites, Taiwan, muselization

1. はじめに

近年のグローバル化を通じて、あらゆる国々が都市開発を推進させていった。その結果、近代化の発展の陰で、歴史的建造物は減少傾向にある。専門家からはそのことを危惧する声があがっており、様々な保存計画が模索されている。その保存計画の一つとして、歴史的建造物は展示物として見せて、あるいは中身も公開され博物館の機能を付加する、様々マネジメント手法で「博物館化」の傾向が見られる。たとえば、フランスにあるオルセー美術館（Musée d'Orsay）の建物は、元来1900年のパリ万国博覧会開催に合わせて、オルレアン鉄道によって建設されたオルセー駅の鉄道駅舎兼ホテルであった。1970年代からフランス政府によって保存活用策が検討され始め、19世紀の美術品を展示する美術館として生まれ変わることとなった。1986年、こうしてオルセー美術館は開館した[1]。

歴史的建造物活用による博物館施設について過去の研究から、文化財の視点として保護、活用、また建築学の視点として修復の研究が多く、しかし、博物館学の視点から博物館化をとなえた研究は少ない。一方、「博物館化」という言葉は博物館学に関する研究で頻繁に用いられるが、場合によって意味が異なり明確な定義は議論の余地を残している。そこで、本稿では、博士論文研究計画「東アジアの歴史的建造物の博物館化における国際研究」のうち、台湾での研究の一部「台湾における歴史的建造物の保存と公開、その博物館化のプロセス」を考察する。台湾の博物館化の理論と台湾の文化資産保存法に基づいて実施されている歴史的建造物の博物館化について検討することを基礎とし、台湾の二つの異なる形式で博物館化された事例、１）台北県の黄金博物園区と２）台北市の台北故事館を取り上げ、博物館化を通じた歴史的空間の保存の意義を考える。また、本研究における「歴史的建造物」の概念は、建造物の「歴

１）CHIU CHUNNI：常磐大学大学院人間科学研究科博士課程（後期）

史的」意義に関して、文化財（台湾では古蹟と呼ばれる）を含めている。

2．「博物館化」とは

博物館化（musealisation）とは何か。今まで「博物館化」の用語に関しては十分に検討されていない。ICOM（2010）から出版された『博物館学の基礎概念』（Key Concepts of Museology）という文献では博物館化について、次のような叙述がある。「博物館とは、モノがその自然や文化的環境から、物理的または概念的に抽出する、意味を加える。博物館のオブジェクトを変換になる。つまり、モノを博物館的フィールドに持ってくる過程である」[2]。また、「博物館化の学術的なプロセスが保存、研究とコミュニケーションを含めている」[3]。これで、欧米の博物館化はモノをめぐって発展することがわかる。

一方、日本では、学術的立場から論じた博物館化に関する研究は少ない。唯一の研究は、堀江典子、平松玲治（2010）「公園の博物館化に関する一考察」という論文であり公園の博物館化と博物館の公園化が三つの方向で整理されている。

第一の「博物館の公園化」とは、博物館における公園的な屋外空間や屋外レクリエーション機能の付加あるいは重視であり、いわゆる野外博物館、民家園、生態園など野外展示空間を中心とする博物館や、博物館に付随した遊び場、散策路、広場等をあげることができる。第二の「公園の博物館化」とは、公園にける博物館的施設や機能の付加あるいは重視であり、公園における展示解説等を目的とした施設やルートの設置、解説のためのプログラムの実施などがあげられる。第三の「博物館の公園化」でも「公園の博物館化」でもない、エコミュージアム、フィールドミュージアム、まるごと博物館などである。この第三の分類では、従来の博物館の枠には納まらず、博物館と公園の双方に関連するが、両方でもないものである。

本稿は、台湾における歴史的建造物の保存と公開について、博物館化のプロセスに焦点を当て考察するものである。それにあたり、台湾の博物館化の理論に際して、現在に至るまでの経緯をまとめることとした。

台湾で博物館化に関する研究は少ないが、先行研究として挙げられたのは郭功義（1990）「病院の博物館化」である。郭功義（1990）の研究によると、博物館化はモノ（object）、観念（concept）、空間（space）、コミュニケーション（communication）、ビヘイビア（behavior）の五つに分類されている。郭功義（1990）の研究から、「空間の博物館化」という主旨が明らかにされる。

しかし、「空間」の定義は、博物館化の発展に

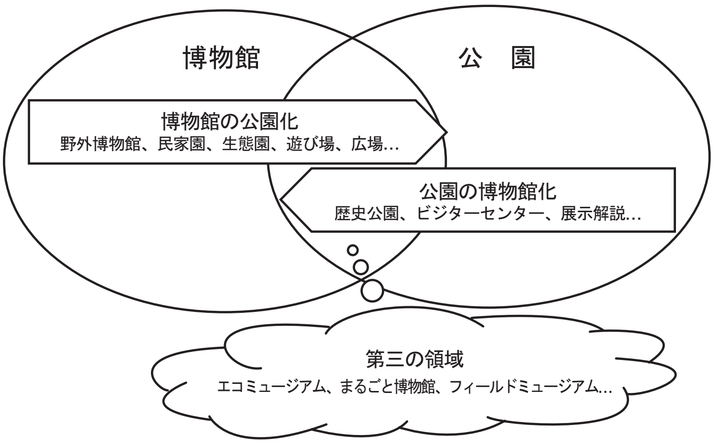

図１　堀江典子、平松玲治（2010）による博物館領域と公園領域の重複（概念図）[4]

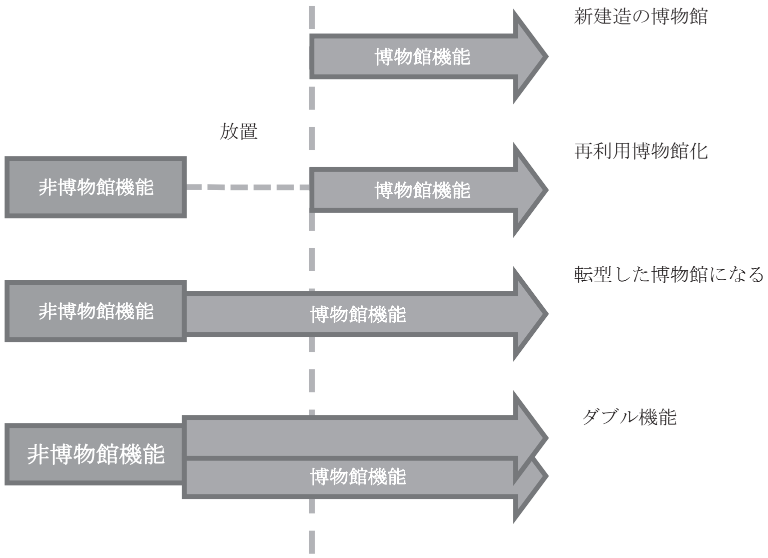

図２　郭功義（1990）の研究による時間軸で空間の博物館化を分類する[5]

よって柔軟に開釈する必要があろう。例えば、エコミュージアムの場合には、空間博物館化の構成要素が空間建物の内部だけではなく、周辺の景観、住民に至るまで及んでいるため、本研究における「空間の博物館化」の定義は、地域概念の方に重きを置くことにする。

博物館化の定義を整理すると、筆者は博物館化には大きく次の二つの種類に分けることができる。一つ目は資料・モノの博物館化である。これは、今まで展示品として扱われていなかった資料やモノが博物館に入り、収蔵・研究・展示などの対象となることで、その資料やモノの歴史的価値・学術的価値・芸術的価値などが初めて見出される場合を指す。この一連の過程が、資料・モノの博物館化である。

二つ目は空間の博物館化である。これは、建物内部の空間が元々博物館ではないが、部分的あるいは全ての空間の機能が博物館のようになることをいう。例えば、本事例研究の台北故事館は、元々別荘として利用されていた。それがまず台北市文化局によって修復され、その後博物館の専門家らによって建物内部を展示室に変更するための実行計画が施された。

空間の博物館化は、先の定義で述べたように元々建物内部の機能が博物館仕様ではないが、博物館の運営方式の導入によって博物館化される。空間の博物館化は、放置期間の有無に基づいて、さらに二つにタイプできる。一つ目は、建物が使用されることなく放置されていた状態から建物内部を修復または復元した後、建物の空間は博物館の機能をもって生まれ変わるタイプである。これは「再生[6]」した博物館化ということができる。二つ目は、建物が使用されずに放置される期間がなく、直接博物館として利用されるタイプである。こちらは「転用[7]」した博物館化ということができよう。

また、空間の博物館化後の機能についても、大きく二つのタイプに分けることができる。一つ目は、元々の空間の機能を残したまま博物館の機能を加えるタイプである。二つ目は、元々の空間の機能を停止して博物館の機能を加えるタイプである。

本研究を進めている段階では、次のように定義できる。従来博物館とは無縁であった建物が、博物館として転用されるプロセスのことであり、そこでは、博物館の方法論を駆使して、あらゆる資

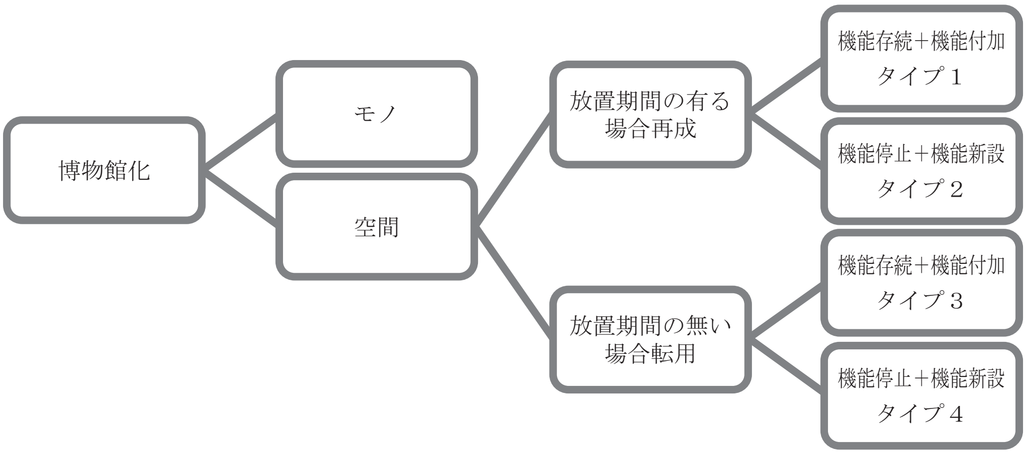

図３　博物館化の分類

料と空間を博物館としての機能を取り扱う。しかし、現在、博物館はその種類によって様々な運営方法が存在する。同時に、博物館化もそれぞれの異なる形式で発展し続けている。そのため、博物館化に関する詳しい定義と分類は今後の課題にする。

３．台湾の歴史的建造物の博物館化の背景と過程

日本の文化財は、台湾の文化資産にあたる。台湾の文化資産保存法には七つの分類があり、本研究の事例は七つのうちの分類一の「古蹟」（こせき）[8]と呼ばれているものに該当する。本研究ではこの「古蹟」は日本文化財に該当する。そこで、文化財を含めて、「歴史的建造物」と述べることにする。

台湾における歴史的建造物の博物館化の背景と文化政策の間には、密接な関係がある。文化資産保存法を制定する以前の1977年に、アメリカの環境デザイナーであるローレンス・ハルプリン（Lawrance Halprinup）は、台湾での講演を通して「歴史的建造物再利用の概念」を同国に導入した。その概念は、馬以工（1977）「古い建物の再循環使用」という文書で詳しく紹介されている[9]。そして、1982年に文化資産保存法が制定されると、歴史的建造物の保存は、国の文化政策において最も重要な使命の一つとなった。

これらの流れを受けて、行政院文化建設委員会[10]は、1998年から未使用空間が再利用されることを推進している。1990年代頃から、建築学教授傅朝卿によって、歴史的建造物の再利用の課題についての教育が推進され始めた。2000年の文化資産保存法の改正では、歴史的建造物の保護基準が「歴史的価値があるか、再利用が可能であるか」という二つの視点を重要視していることが分かる。この改正によって、歴史的建造物の保存プロジェクトは、再利用に焦点が当てられることになる。

2001年、行政院文化建設委員会の「未使用空間再利用実施要点」の中の２番目に、未使用領域の定義が明確に成文化された。この「未使用空間再利用実施要点」では、未使用空間が指定・登録される際に歴史の特性の度合いが重要視されていることが分かる。この時期は、再利用の研究が最も発展した時期でもある。また、行政院文化建設委員会は、2004年に「歴史的建造物保存維護再利用執行手冊」を出版した。この手冊（マニュアル）では、法律と調査研究、修復の三つの項目で歴史的建造物の登録制度や再利用などの具体的な内容を詳細に説明している。

以上の文化政策を背景にし、台湾の歴史的建造物を再利用した博物館化の過程には次の三つの段階がある。

１）文化資産を保存する取り組みの指針や根拠

となる文化政策を決定する段階。

2）その文化政策によって、文化資産の保存と活性化の視点が組み合わせられ、観光などの地域振興策へと繋がる段階。

3）地域振興策を通して、元々博物館ではない歴史的建造物に博物館の機能を引き出すための経営策が取り入れられ、博物館化される段階の3段階である。

4．事例研究—現地調査

以下の二つの事例研究は、2010年5月及び8月に現地調査を行った後、文献分析と合わせて研究した結果である。事例の歴史的背景と現在の状態を通して、博物館化のプロセスについて考察する。

4－1　歴史に基づいて再生したエコロジカルパーク—黄金博物園区（台北県）

台湾のエコロジカルパーク—黄金博物園区事例を紹介する前に、再度エコミュージアムの定義と発展を振り返りたい。

エコミュージアムは、ジョルジュ・アンリ・リヴェール（Georges Henri Riviere）とユゲ・ド・ヴァリーヌ･ボアン氏（Hugues de Varine-Bohan）によって提唱された概念である。1960年代のフランスでは、農村保存の概念や地方文化の再確認、そして地方分権排除という思想があった。エコミュージアムはこの思想に基づいて誕生し、一部の地方自然公園などでは実際に展開されていたようである。エコミュージアムが国際的に認知されるようになったのは、1971年に開かれた第9回博物館全体会議の場で、環境大臣ロベール・プージャッドによって初めて用いられたことによる(丹青研究所、1993)。

従来の博物館は一つの建築の中に、資料を中心とした研究、収集、展示、教育を行う。これに対し、エコミュージアムは一つの建築ではなく、「地域」という概念を中心に置く。つまり、一つの博物館ではなく、複数の博物館ネットワークと地域住民の参画を重要な概念としている。また、資料を中心としてではなく、地域の住民にかかわる問題（生活用品、民俗資料、鉱業、農業、漁具等）をもとりあげる博物館である。

以上が、エコミュージアムの定義と初期の発展経緯である。台湾にある黄金博物園区は、エコミュージアムの概念を膨張させ、エコロジカルパークとして位置付けられている。

黄金博物園区という称は、台北県瑞芳鎮金瓜石山（Ruifang Township Jinguashi）にあり、元々は金の採掘場であったことに由来する。この鉱業地域は、日本殖民政府時代に開発された。黄金博物園区を再利用した博物館化の過程は、2002年に台北県政府と台湾電力会社、台湾糖業会社らが「黄金博物園区発展意願書」を調印したことから始まった。2002年5月、台北県政府が金瓜石黄金博物館のソフトウェアの建造作業を受け負い、一つの「生態博物館園区」というアイデアが提出された。歴史的建造物や周辺の民家を含めて、鉱業の歴史と文化の記録を残したり、自然の景観や動植物を保護したりすることなどは、園区の第一目標である（台北県立黄金博物館、2005)。園区には鉱業文化と黄金の特色を紹介する「黄金博物館」や、来園者が坑道の採鉱を体験できる「本山五坑坑道体験」、金瓜石エリアの生態環境と地質鉱床の特色を展示する「環境館」、優雅な日本宮廷建築と庭園周辺を見学できる「金瓜石太子賓館」といった施設がある。それ以外にも、園区周辺には地質公園や黄金神社、茶壺山、戦俘営、黄金滝などの文化的景観が数多く存在している[11]。

鉱業遺跡を再利用した博物館化の過程を見ると、「人間と産業」及び「時間と空間」の定義は同じであるが、エコミュージアムの構成要素と黄金博物園区エコロジカルパークを比較すると、異なる点があることが分かる。エコミュージアムの特徴は、地元の遺産は市民がその価値を見出し、地域の市民活動を通してネットワークを構築し、地元の遺産を発展させ保全することである。しかし、台湾で初めてエコロジカルパークとして建設

表１　本来のエコミュージアムとエコロジカルパーク　－黄金博物園区の比較表－

項　　目	従来のエコミュージアムの組織原則	エコロジカルパーク－黄金博物園区
基本理念・定義	ある一定の地域において、地域住民が主体となり、地域の資源に対して行う博物館活動すなわち調査・研究、保存・保全、展示・教育を行うシステム	金瓜石地域において、台北県政府が主導し、金瓜石地域の資源に対して行う博物館活動すなわち調査・研究、保存・保全、展示・教育を行うシステム
構成モデル・運営	行政と地域住民が一体となって民主的運営	県政府と学芸員などが主体になって集権的運営
中　　身	地域住民遺産	県政府遺産
位置付け	地域文化	地域文化
展示範囲	地域＝複体サイト	地域＝複体サイト
研　　究	自然遺産、文化遺産の総合的研究、地域発展[12]への寄与とその方法に関する研究を行う	金瓜石周辺自然遺産、歴史的文化遺産の総合的研究、金瓜石地域開発への寄与とその方法に関する研究を行う
保　　存	地域関連する遺産の保存：生物や天然記念物なども含まれている。保存活動には住民が大きな役割を果たしており、住民の家での保存もあり得る。	金瓜石地域関連する遺産の保存：生物や天然記念物なども含まれている。しかし保存活動には県政府が大きな役割を果たしており、パークによって住民の家での保存は含まれていない（所有権）。
活用と教育活動	住民の将来の生活課題に関する学習とその推進、地域発展の推進力となる人材養成…―自らが課題を設定、自己決定学習	地域振興に関するプロジェクトとその推進、地域開発―国民教育、啓蒙的な学習

上記の従来のエコミュージアムの組織原則は、本研究ノートで検討した、丹青研究所（1993）ECOMUSEUM－エコミュージアムの理念と海外事例報告．P14-22を表している

表２　黄金博物園区と周辺環境を構成する要素表[13]

黄金博物園区	建築的要素	修復あるいは改装した建造物 ●金瓜石太子賓館―県政府指定文化財。1922年に裕仁皇太子のために建造され、今は建物周り庭のみ開放する。 ●錬金楼―日本殖民時代にホテルとして使用され、その後は工場とオフィスとして使用された。今は園区の周辺環境を展示で紹介する。 ●黄金館―オフィスとして使用され、改装した後一階には鉱区歴史の展示、二階には黄金の関連展示 ●サービスセンター―昔台湾バス会社の駅 ●環境館―日本殖民時代に変電所として使用され、その後はオフィスとして使用された。今は園区に周辺の自然環境を展示で紹介する。 ●金水特別展覧室と鉱工食堂―当時の電話交換所、現在一階には食堂、二階には特別展覧 ●四連棟日本寮―県政府登録記念性建造物、各時期の使用状態を展示する ●砿工食堂
	景観的要素	●金瓜石神社―1933年建造され、今は県政府指定文化財 ●黄金広場のトロッコ ●本山五坑トンナル ●日本社宅エリア―当時日本人職員の住宅
周辺環境	建築的要素	●祈堂旧街―昔の商店街、当時には金瓜石銀座という名前があった ●捕虜収容所遺跡―1942～1945年日本が南洋から同盟軍の兵士を収容した場所、現在は平和公園である ●鉱夫病院遺跡―初期金瓜石に唯一の病院 ●三毛菊次郎宅―当時金瓜石鉱業事務所の所長三毛菊次郎氏の宅邸、現在は私人用 ●時雨中学校―当時の日本人小学校 ●瓜山小学校―当時の台湾人公学校 ●八角亭遺址―当時の理髪店
	景観的要素	●金瓜山　陰陽海　茶壺山 ●13層遺跡―県立歴史建造物 ●廃棄煙道　黄金の滝

された黄金博物園区は、政府機関が主導する運営方式であり、歴史的建造物を現地で修復し、保存することを通して、台北の鉱業の歴史的な特性を展示する機能を持った「博物館化」である。したがって、黄金博物園区は地域住民のみならず、観光客も対象となっている。

このようにエコミュージアムの基本的な定義とはやや異なるが、黄金博物園区はエコミュージアムのようにコレクションや展示を通して、鉱業文化と地域の歴史的価値、学術的価値あるいは芸術的価値を人々に伝え、観光を企図し、金を中心として工芸や地域の振興を期待することができる。採掘場という既存の機能が停止され、エコロジカルパークの機能を持つ黄金博物園区は、その活動と展覧会によって、地域住民と人々に対して鉱業文化遺産に関する理解を促し、エコロジカルパークの発信地になることが期待されている。

4－2　歴史の流れで再生した小さな博物館 ―台北故事館（台北市）

台北メトロ圓山駅付近にある台北市立美術館の隣に、黄金博物園区の鉱業エリアとは雰囲気の異なる「博物館化」の事例がある。それは、イギリスチューダー様式の単体市定古蹟（指定文化財）―圓山別荘である。

台北市立美術館（1999）の研究によって、圓山別荘は、台北故事館として2004年に再生し、小さな博物館の運営方式で博物館化となった。台北故事館の前身は、日本殖民時代の大正３年（1914）に、茶商陳朝駿が建てた「圓山別荘」である。圓山別荘は、接待所または個人別荘として多くの重要な人物が招かれた。当時、「圓山別荘」は台湾神社の近くに位置していた。現在では「中山北路」という地名になっているが、旧名は勅使道であった。「圓山別荘」の歴史からは、陳朝駿という人物が日本殖民時代に経済と政治の両面で重要な役割を担っていたことが分かる。また、「圓山別荘」の建造が完成した時、「台湾日日新報」（日本統治時代の台湾で発行されていた新聞）においても、陳朝駿に関する記事がみられた。「圓山別荘」の持つ歴史的な意義と重要度が高く評価された。戦後は国民政府が来台し、当時の立法院院長黄国書氏の官邸として使用した。1998年に台北市立古蹟となる前には、オフィスや売店といった用途で使用された。現在、その所有権は台北市立美術館が持っている。1998年８月26日に台北市政府民政局が「圓山別荘」として古蹟に指定する前に、台北市立美術館は「圓山別荘」が古蹟に値する意義を認め、1998年６月30日に古蹟として再使用できる方針に基づき、台湾にある中原大学大学院建築科教授黄俊銘に依頼して研究が始められた。修復にあたっては、奈良文化財研究所建造物研究室の木村勉の協力があった。また、建造物の建材材料には、中原大学建築学教授堀込憲二も協力していた。

圓山別荘は古蹟に指定されたのをきっかけとして、建造物の転用に関わる内部空間は、博物館の展示室としての空間利用を図るために改装された[14]。このようにして、「圓山別荘」は博物館化され、再生が始まった。博物館化の運営方式については、民間人に経営が委ねられた。台北故事館は、台湾で初めて民間人に経営が任された古蹟である。

「圓山別荘」は、その歴史的価値を紹介するために博物館として公開されている。１階は博物館内部の玄関ホールを挟んで展示室とミュージアムショップがあり、２階は二つの部屋が展示室となっている。２階には他にも元々の主人の部屋があるが、今は管理室となっているため一般には公開されていない。玄関ホールでは、建築の歴史を紹介している。他の展示室は、展覧会によって展示内容が変えられる。

台北故事館は、台湾で初めて民間人に経営が委ねられ、再利用のために研究調査が行われた古蹟である。従って、台湾での古蹟の再生と転用による博物館化において、非常に重要な意味を持っている。

表３　博物館４つ機能を見ると博物館化を比較表

博物館化	黄金博物園区	台北故事館
研　究	自然的景観と鉱業の歴史を研究し、展示や出版を行う。	歴史的建造物における研究と展示を行う。
収　蔵	収蔵あり。主として、常設展示のコレクションを収蔵する。	収蔵なし。特別展覧用に向けて、収集家などからコレクションを借用する。
展　示	黄金博物館や各施設の常設展示を主として行っているが、金水特別展覧室では特別展覧会も行う。	玄関ホールで建物の歴史を常設展示している。また、他の展示空間は主に特別展覧用として使用され、３ヶ月程度の期間で台北の歴史にちなんだ特別展覧会を行う。
教　育	黄金博物園区周辺の自然環境等に関する教育普及活動を行う。	歴史と茶、または特別展覧会における様々な教育普及活動を行う。

5．ま　と　め

歴史的建造物は人類知恵の集大成物、時代の証拠として次の世代に継承する重要性がある。都市にとって、歴史は非常に重要な意味をもっている。歴史的空間を保存し、博物館化を通して公開され、多くの人が歴史を学ぶことには、大きな教育価値を見出すことができる。歴史的建造物は都市や地域と人を繋ぐだけではなく、現代社会の人々の人間関係にも良い影響を与えている。歴史的動産である資料、モノを公開し、歴史的不動産である建造物と景観の価値を展示によって語り、再生した博物館として保存される形式が、今後も歴史的建造物の命を支え続ける重要な手段となるであろう。

歴史的建造物における博物館化の定義は、従来博物館の展示物として認識されることのなかった資料やモノ、あるいは博物館施設として認識されることのなかった空間に対し、博物館の経営方式を採用することで博物館施設へと導くプロセスのことである。非博物館機能を有した建物を戦略的に再生または転用して、観光や地域振興、歴史教育等の目的で利用される。

上記の事例研究から、歴史的建造物を再利用した博物館化には、空間の再利用と空間の保存について、二つの概念が必要であることが本稿では明らかにした。一つは、教育・研究をはじめとする博物館のミッションや機能、経営方式が導入されることである。もう一つは、集客効果に基づく地域経済の活性化及び地域文化資本の効果的な活用が期待できることである。しかし、本稿ではなぜ歴史的建造物は博物館化が必要なのかという点については明らかとすることができなかった。その点について、今後の研究で明らかにしたい。

6．引 用 文 献

Andre Desvallees、Francois Mairesse (2010). Key Concepts of Museology. ICOM Publications

Peter Vergo ed (1989). New Museology. UK: Reaktion Books. Ltd .P 28–29.

Zbynek Z. Stransky(1995). Introduction to the study of museology. ISSOM Publications

Zbynek Z. Stransky(1997).Museology for Tomorrow's World. ISSOM Publications. P59-64.

王幸琪 (2005). 歴史空間再利用為博物館情境－梅洛龐蒂(Merleau-Ponty)知覺現象學出發以基國派老教堂文化館為例. P11–13 & P28–35.

郭功義(1990). 病院博物館化における研究. 台湾台南. P33.

台北県立黄金博物館(2005). 「金色の光の下の山城」台北県立黄金博物館 P42、P70–81.

台北市立美術館(1999). 「圓山別荘調査研究と修復再利用委託規劃報告書」未刊行資料 P1–3.

丹青研究所(1993). ECOMUSEUM —エコミュージアムの理念と海外事例報告. 丹青研究所 P10 & P14–22.

土肥博至(2007). 環境デザイン用語辞典. 東京：井上書

院. P121 & 219.
楊惠亘　西村幸夫(2007). 台北市文化局所有歴史的建造物の再利用事例に見る空間と運営の評価. 学術講演梗概集：P105～106.
林華苑(2001). 古蹟保存政策與再利用策略之研究. 台湾：国立政治大学. P9–25.
林君成(2009). 文化資産研究実務. 台湾：鼎茂. P1–16～1–25.
堀江典子、平松玲治(2010). 公園の博物館化に関する一考察. 博物館雑誌　第36巻　第1号. P61–74.

7. 注

1　http://www.musee-orsay.fr/en/collections/history-of-the-museum/home.html

2　「musealisation is the operation of trying to extract, physically or conceptually, something from its natural or cultural environment and giving it a museal status, transforming it into a musealium or 'museum object', that is to say, bringing it into museal field.」

3　「as a scientific process, necessarily includes the essential museum activities: preservation (selection, acquisition, collection management, conservation), research (including cataloguing) and communication (via exhibition, publications, etc.)」

4　本概念図は、堀江典子、平松玲治（2010）「公園の博物館化に関する一考察」博物館雑誌第36巻第1号P61から引用した。

5　本図は、郭功義（1990）「病院の博物館化」P39から引用した。

6　再生（regeneration, renovation）古くなったものを新しく作り直すことが原意。ここでは、建築や都市において、古くなって時代に合わなくなった機能や設備を改修し、使い続けられるようにすること（土肥博至、2007)。

7　異なった用途として使用し直すこと、本来の目的とは違った用途にあてることが原意。建築、都市分野では、ある建物や土地利用が当初計画されたものとは異なった用途で、新たに使用された施設や土地のことを指す（土肥博至、2007)。

8　台湾文化資産保存法の第3條第2款
http://www.cca.gov.tw/law.do?method=find&id=30
(2010年5月10日)

9　台南地方法院再利用
http://museum.lawbank.com.tw/say.asp
(2010年5月14日)

10　台湾の行政院行政院文化建設委員会（C.C.A.）は中央政府管理文化芸術の事務の部門、中央と地方の文化芸術の発展に対して、リーダーシップの地位である。

11　黄金博物園区
http://www.gep-jp.tpc.gov.tw/jcontent/about/about.asp
(2010年5月12日)

12　地域開発は特定の地域において、社会生活の向上を目的とし、政府、地方公共団体、民間開発業者等が実施する総合的な開発（土肥博至、2007)。

13　本表は、台北県立黄金博物館（2005）「金色の光の下の山城」P70–81内容から整理した。

14　2010年11月6日から2011年4月25日まで、台北故事館は2010台北花博覧会の会場として、改装された。本文章で述べる部分は2010年11月までの展示である。

常磐研究紀要　第5号　2011．3
研究ノート

Tokiwa Journal of Human Science, Victimology, and Community Development
Vol.5 Mar. 2011

観光資源と地域再生

― 観光都市としての水戸市の現状 ―

藤　田　祐一郎[1)]

2010年10月30日受付，2011年２月18日受理

Abstract : ***Tourist resources and regional reproduction ～Current state of Mito City as tourist town ～*** －The maintenance of the region from the viewpoint of city planning that makes the best use of sightseeing is requested in aiming at the tourist town. It searches for the possibility of tying to the development of the town by catching the feature of tourist resources of Mito City in this text, and making the best use of them. In addition, this paper itintroduces the aim of the tourist town and the approach of the town, and the current state as the tourist town in Mito City is brought together.

Key words : Urban Tourism, Community, City, Planning, Tourist Resources, Sightseeing Service

１．はじめに

本稿の目的は観光を通した地域再生に向けて、現在の水戸市の問題点と解決への糸口を探るものである。水戸市内において観光資源となり得る文化施設、史跡、その他観光スポットは数多く点在しており、地域振興にそれらを活かしていくにはこの上なく有効である。しかし、現在の水戸市北口においてかつての大通り商店街が空洞化している印象はぬぐえない。これは大型店舗の郊外移転や車社会の発達の影響で街そのものの郊外化が原因として挙げられる。このような現状を打破するための方策の一つとして、本稿は、①都市中心部をめぐる市内観光の可能性、②それを行うための水戸市のイメージ作りが必要であると指摘したい。水戸市北口周辺は商業地域であり、観光というイメージはあまり浸透していない。そこで水戸市の観光的要素を活かし、数ある観光資源から都市の発展に影響を与えるものを紹介することで、水戸市の商業都市及び行政都市からのイメージチェンジを果たし、観光都市としての可能性があることを明らかにしたい。このような観点から、本稿では、観光を活かしたまちづくりについて考察するものである。

２．水戸市の観光資源

観光における各観光資源を、足羽洋保著『観光資源論』を参考に、その特徴によってそれぞれ分類していきたい[1)]。観光資源には明確な定義があるわけではない。しかし、研究者の間で名称や詳細は異なるが、足羽によると観光の対象や目的によって「産業観光資源」、「自然観光資源」、「文化・人文観光資源」「社会観光資源」と資源は４つに分類されている。また、足羽は観光資源の定義に際し、各種の利用可能な資源が、観光対象として顕在化されていることとしている。

表１は、観光マップ茨城[2)]に掲載されている水戸市周辺を代表する観光資源を、足羽の４つの分類と施設等との組み合わせに従って分類したものである。この表１を見ると、水戸市が有効に活用できる観光資源を考える時に、文化・人文観光資源に分類されるものが非常に多いことが分かる。

１）Yuichiro Fujita：常磐大学大学院　コミュニティ振興学研究科修士課程　研究生

表１　水戸市周辺の代表的な観光資源（2010年　筆者作成）

観光資源の分類		水戸市周辺の代表的な観光資源
自然観光資源		千波湖　湖沼　湖沼自然公園　偕楽園　森林公園　水戸市植物公園
文化・人文観光資源		弘道館史跡群　偕楽園史跡群　藤田東湖生誕の地　黄門様（光圀公）生誕の地　水戸城址　保和苑
社会観光資源	観光対象施設	水戸芸術館　茨城県立歴史館　彰考館徳川博物館　茨城県近代美術館
	有形社会資源	水戸（都市）　弘道館公園
	無形社会資源	水戸黄門祭り　水戸梅まつり　萩祭り　菊花展
産業観光資源		笠間焼

また、観光対象施設に分類されるものでも、博物館や美術館など文化・人文観光資源の特徴を合わせ持った施設が多い。逆にあくまで代表的なものだけではあるが産業資源は非常に数が少ない。水戸市の観光都市化として観光資源を活かすことを考えれば、必然的に水戸市が優れているものを活用するのが有効であり、文化・人文観光資源の活用は非常に有意義となる。

３．文化・人文観光資源を活かした水戸市の取り組み

水戸市において、観光客の増加を目的とした、文化・人文観光資源を活かした活動にはどのようなものがあるだろうか。まずひとつは近年における「水戸市世界遺産登録活動[3]」だろう。これは水戸市の主要な歴史的文化施設群を主体に、地域の歩んできた歴史を広く保存、紹介することを最大の目標としている。当然、その過程で観光に対する影響も期待できる。いわば世界遺産というブランドにより多くの人々を惹き付けることができる。もし世界遺産に登録ということになれば観光客は今より確実に増加する。歴史的文化施設群が多くある、水戸駅北口周辺地域の活性化や歴史地区化も期待できる。ただし、注意点として観光客の増加により施設の破損や、周辺環境の汚れ等の問題は起こるだろう。実際、同じく世界遺産登録を目指す富士山周辺では登山客によるごみ投棄による問題が深刻であり、それが世界遺産登録を妨げているとも言われている[4]。やはり観光資源の環境については人々のマナーはもちろんのこと、行政側のち密な対策が必要となる。観光客に対する注意呼びかけや指導は絶対であり、街全体の環境保全や施設管理においては清掃業者や市民ボランティアの協力も不可欠である。街をきれいな状態に保つには観光客に対するマナー意識の啓発と街側の住民の行動というお互いの意識がより大切になってくる。

また、水戸市では現在、様々な観光施設や文化資源を活かし、観光客向けにそれらを巡るコースを選定し、提供している。水戸市観光協会のホームページには「ロマンチックゾーン」と提案された保和苑を中心とした文化財巡りの紹介[5]や、水戸市を代表する観光施設や文化財の詳細を記載しており、観光における情報発信の中心となっている。

４．都市の持つイメージを活かした観光

(1) 具体的な都市のイメージ作り

観光都市は、観光の発達によって都市の経済を支えるまでにその分野が発展していることに違いはないが、その観光に活かされている資源が何であるかによって、観光産業の展開方法や客層、そしてその都市のイメージに違いが出てくる。例えば文化財、史跡等の歴史に関係のある文化・人文

観光資源を前面に押し出す場合や、温泉などの保養地を活かす場合、または自然観光資源を活かす場合と、それぞれにおける観光資源を活かした独自の都市のイメージ作りが大切になってくる。例えば郡山市であれば「音楽の都」、金沢市であれば「小京都」というように、そのイメージからその街がどういうところを売りにしているのかが分かる。このイメージは観光都市を目指す上では欠かせないもので、観光客は、自身の観光行動の動機とそのイメージが合う場所を選んで訪れる。いわば、都市のイメージ作りが、観光の第一歩となる。

(2) 水戸市におけるイメージ

　では、水戸市の場合、その街のイメージはどのようなものが当てはまるだろうか。

　水戸市の特徴は何と言っても水戸徳川家に代表される歴史の豊かさであり、観光を考えるときに歴史を前面に押し出す方法は非常に有効である。前述した都市のように「○○な街」というキーワードは市外から人々を集めるカギになる。また、水戸市は街全体に、旧水戸城跡を中心として重要な文化財や史跡が多く点在している。つまり、そのような古くから紡いできた歴史が観光資源そのものとなる。そのように考えれば水戸市はタイプ的に歴史都市、または文化都市のイメージを持っているといえ、その恵まれた資源を街全体に還元していくことが求められる。それには「水戸」と聞いたときに真っ先にその歴史や文化を連想させる取り組みが必要である。観光を考えるとき、その資源として何を活かすか、それが街のイメージに繋がり観光都市としての基本もなっていく。

5．観光都市としての利便性からみた水戸市の問題点と課題

　観光都市と同列語として用いられる「アーバンツーリズム」の概念は都市における新しい観光の形で、町並みの散策、娯楽、アミューズメント、買い物など都市生活の一部を観光によって体感し、街そのものの雰囲気を楽しむことが前提として指摘されている[6]。必然的に数多くの目的を果たせる大都市がその対象となりやすく、観光都市とは一般にはみなされないところでも大都市ならではの許容量で、観光客を呼び込む懐の深さを兼ね備えている場合が多い。しかし、これとは別にそのような大都市ばかりではなく、地方都市でも観光を産業の目玉に添えて発展を遂げた事例は数多い。このような観光都市で重要になるのは観光客を第一に考えた、その目線に立ったまちづくりである。具体的には市内の歩きやすさ、交通の利便性、街のバリアフリーなど隅々まで、訪れる人々への補助が行き届いているかを考える必要がある。例えば、市内観光では市内に点在する観光資源を、徒歩で見て回れるようなコンパクトさや、街そのものに対する来訪のしやすさ、街をめぐる公共交通の充実が必要であり、実際そのような補助を各自治体が積極的に行っている場合も多い。

　平成19年における国土交通省・観光庁の「観光立国推進基本計画[7]」では、観光におけるバリアフリーや交通の重要性が説明されている。これが観光都市を目指す上での観光客に対するサービスの基本となるものだが、それぞれカギとなる部門において水戸市の現状がどのようになっているかを列記してみたい。市内観光における利便性では以下の点での努力が求められている。

(a) 公共施設等のバリアフリー化

写真１　弘道館正面入り口　階段が急である
（2008年　水嶋研究室撮影）

公共施設のバリアフリー化について、弘道館を例に挙げる。

弘道館の内部は歴史的な作りを再現したものであり、段差や階段のバリアフリー化は難しいが、外に設置してあるトイレや玄関等はバリアフリー化が十分可能である。

また、市内においても駅周辺はバリアフリーが実現、もしくは実現のための工事が進められている。しかし、歩道等は車道との区切りが曖昧であり、道幅も狭いように見える。市内観光を考える上では、駅や駅周辺のバリアフリー整備によって、障害者に駅を中心に街をめぐる可能性が排除されないような取り組みが求められる。水戸市では「水戸市交通バリアフリー基本構想[8)]」という高齢者が今後増えるにあたって、住みやすい街づくりを目指した施策が平成22年完了を目標に進められてきた。具体的には、①水戸駅を中心とした周辺地域の歩道整備、②交通マナーの徹底、③段差除去、④公共設備での案内版増加、⑤公共交通のバリアフリーと地域住民が満足する構想を５項目打ち出しているが、しいてはこれが観光都市としてのまちづくりの基礎にもつながっていくものと考えられる。

写真２　水戸駅のスロープ
（2010年　筆者撮影）

(b) ユニバーサルデザインに基づく観光の促進

ユニバーサルデザインを市内観光に活かす場合、次の３つの対策が必要となる。

①　道案内を文字表記ではなく、外国人を含めた誰でもわかるような絵で表現する取り組み

道案内というのは日本人でも分かりにくい場合がある。絵で表す取り組みは、外国人だけではなく、日本人にも有効に機能する可能性がある。標識や道案内を変更するには、行政の主導が不可欠であり、市民、観光客双方のアイディアを、うまく活用していくことが求められる。

②　観光施設の案内板等を日本語のほか外国語で表記する取り組み

現在、観光案内板等は日本語の他、英語での表記が行われているが、それ以外にも近年増加傾向にあるアジア圏からの観光客に対する取り組みは、早急に行わなければならないだろう。平成21年度における日本国内の外国人観光客の国別内訳[9)]は、多い順に韓国、台湾、中国と近隣の東アジアの国々が続いており、英語のみならずアジアの言語による表記も考えなければならない。

③　聴覚的な取り組み

ユニバーサルデザインを考える上では、視覚的だけではなく、聴覚的にも、人々への情報提供ができるような工夫が必要だろう。つまり市内の案内看板等に、音声スピーカーの機能を取りつけるだけで、より分かりやすさが充実すると考える。現在、水戸駅周辺の観光案内版には、そのような機能は備わっていない。

写真３　弘道館入口には簡単な外国語表記しかなされていない（2008年　筆者撮影）

(c) 地域公共交通の活性化と再生

現在、国内観光においては車での移動が主流となっているが、都市部を観光するにはやはり電車、バス等の公共交通の充実が求められる。公共交通では、市内を回る観光バス等の輸送サービスの向上が求められるのは言うまでもないが、そのようなサービスをどのようにして利用してもらうかも重要になる。市内の公共交通はいわばその街独特のものであり、走行ルートや目的地への到着時間等、なかなか分かりにくい場合も多い。路線図もなじみのある場所ではないためすぐには理解しにくい。観光バスは観光資源を巡るその特性上、一度乗れば目的地に自動的に到着するが、どこから発車するのか時間はどの程度なのか、詳細を広く公開する必要がある。公共交通を利用してもらうには、詳細な標識や案内等の情報提供は当然だが、それでも分かりにくい場合、視覚だけではなく例えば駅で観光案内を住民が実施したり、音声でそのような情報をサービスしたりする工夫が有効になる。つまり、このような交通情報にこそ、先に挙げたユニバーサルデザインを活かすことができるのではないか。観光と公共の交通は連動する必要があり、ユニバーサルデザインも活用しての工夫は数多く考えられる。

(d) バスの利便性向上

市内を走るバスは水戸駅や赤塚駅等の拠点駅を中心に路線が張り巡らされている。また、何か大きなイベントが市内で行われる際にはＮＰＯ法人により臨時バスも運行しており、市内巡りに利用するには有効である。こういった臨時バスの運行は各自治体でも行っているが、写真４の水戸市の市内周遊バスは、かつて実際に運行していたバスを、再び走らせて、独自性を演出している。

写真４　無料市内周遊バス「漫遊バス」の運行
（2010年　水戸市観光協会）

このような、珍しい形のバスは、市民の間にも郷愁を誘い、観光客の間にもかつての市民生活に興味を持ってもらえる一つのきっかけになる。いわば、市内のシンボルとして観光資源化することもできる。

(e) 道路交通の円滑化

観光における交通の主流は車であるが、都市観光を行うにはその対象となる都市への道路交通が発達しているかが重要だ。具体的には高速道路の整備、渋滞の緩和、そして市内道路交通の分かり易さである。自身の居住地域から目的地に到達するまで高速道路を利用する場合、その距離や道路の混雑具合など観光に影響するような不具合が発生する場合もある。また街によって一方通行や進入禁止といった現地住民でしかわからないような交通のルールもある。こういった諸問題は観光そのものを失敗へと導いてしまう危険をはらんでいる。しかし、これは観光客に対する詳細な情報提供で解決できる問題ではないだろうか。例えば水戸市や交通安全協会のホームページなどに日々の交通情報等を掲載し、観光客に混雑時を避けて来訪してもらう工夫や観光案内版は十分可能な方法である。車という個別のスペースのため観光客は現地の情報を得る機会が限られてくる。快適な観光を提供するためには、普段、車で生活している住民により近い情報が必要となる。これは市内独自でサービスを行うことも充分可能で、むしろ積極的に、現時間での交通情報を広く発信していく必要がある。

６．地域交通の利便性と交通事業

(1) 既存の交通網の観光利用

観光面に関して地域交通の利便性を考えるとき

には、情報の分かりやすさに多くの重点を置く必要がある。観光として街を訪れる人々はその街の概要を基本的な部分しか情報として得ていない場合が多い。観光における人々の目的や動き方が多様化した今、交通手段一つをとっても車、電車、バス、徒歩とその選択肢は数多くあり、それぞれに対してより詳細な情報を提供する必要がある。地域交通では、普段利用する住民に対する利便性が、観光面でも機能しているかを考えることが重要であり、その発展に向けた取り組みが都市観光の観点からみた交通網のサービスの基本姿勢となる。このように観光に特化した交通を意識して整備することは観光における交通事業という新たな産業となり、コミュニティの発展にも繋がる重要な要素となる。観光が多様化した今だからこそ団体旅行や個人旅行等、それぞれの観光の形態や目的に合わせた交通が選択できるようにならなければならない。

(2) 徒歩で回る観光の可能性

都市観光の方法としては、公共交通や車での移動が挙げられるが、徒歩で街をめぐる観光の仕方も、一般的な移動手段だろう。徒歩での街歩きにはコンパクトさが重要になり、観光資源が一定の範囲に集中していることが条件になるだろう。

北川宗忠編著「観光事業論[10]」によると一般的に人が観光地内で歩ける距離は、最大限往復1000メートル以内とされ、この間の観光地整備を行うことが、観光資源を拠点とした周辺地域への地域滞在性を重視した新たな観光形態であるとしている。さらに一般的な観光拠点での滞在時間を30分から90分とし、この時間内で観光客に何らかの魅力を提供し、観光客の満足と共に消費の向上を図ることが、地域経済の発展を目指す一連の流れであり、観光対象、地域住民、観光客の交流からなる観光地が発展する鍵になると提言している。

この北川が提言している数値は、都市におけるコンパクトさの重要度を証明するものであり、観光客が歩く空間そのものが、観光資源として地域発展に役立つことを示すものである。つまり、徒歩での観光では、観光客の視界に入るもの全てが観光資源ともいえ、その空間の中での工夫や、魅力の提供が、都市観光の基本となるということだ。この狭い空間においては、インフラ整備や新たな観光資源の設置等の大規模な取り組みよりも、空間の間に、人々が休める休憩場所を設置したり、小さな道案内やパンフレットを配布したりする、「心配り」がより有効に機能するだろう。街という空間を訪れる人々への細かな配慮は、同時にその街の優しさや暖かさという地域の人間性を示すものであり、観光においてはとても重要な魅力となり得る。

7．PR方法の検討

観光都市として街を発展させていくためには、どのような客層をターゲットにＰＲ活動を行えばいいだろうか。具体的に観光の動機となる観光目的には客層が大きく関係してくる。例えば、高級リゾート滞在の人々と歴史遺産見学の人々では、その目的と行動が違うはずだ。当然それぞれのニーズに合った宣伝が必要になる。また近年増加している海外からの観光客を意識した、外国語表記の案内板等も検討していかなければならない。この外国語表記については、茨城県、水戸市、その他観光にかかわる団体のホームページに外国人向けに、英語、中国語、韓国語、その他ポルトガル語等の紹介ページが記載されているが、日本人

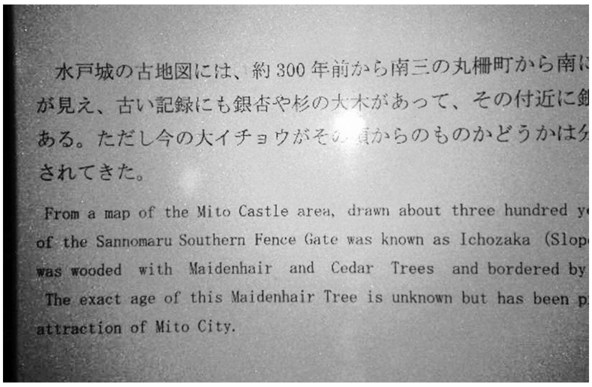

写真５　水戸駅周辺の案内板には日本語のほかに
英語での表記がなされている
（2010年　筆者撮影）

にも理解するのが難解な歴史的な史跡の説明をうまく紹介していくことは可能なのか。筆者が常磐大学内の留学生数名に弘道館のホームページ及び弘道館のパンフレットを見せて感想を聞いたところ、大体の概要は分かったが細かいところまでは理解できなかったとの答えであった。もう一度この外国人向けのＰＲについては工夫していく余地がある。また、茨城県の観光紹介ページに[11]は、各観光資源に対する簡単な紹介と写真以外に、交通案内や目的地への所要時間は掲載されていない。初めてこれを見る外国人観光客が、魅力を持つかどうかは疑問が残る。

(1) デジタルを用いた情報発信

デジタルの情報通信網を活かしたＰＲ方法には、携帯電話などポータブルな媒体を通じ、いつでも手軽に情報にアクセスでき、利用者がすぐにその情報を実際の行動に移せる利点がある。また、情報発信者側も卓上で操作が行えるのですばやく最新の情報を発信できる。インターネット上では水戸市の観光施設や団体、宿泊業者、交通業者の間で、それぞれのホームページでお互いのリンクを紹介するなど、多くの観光客を呼び込むための相互間の連携と情報の共有が行われている。観光という一つのキーワードにより、多くの事業主が繋がっていくことが観光を産業の中心に添えることの利点であり、相互発展の可能性を大きく秘めている。さらに、単純にホームページだけではなく、ツウィッターやソーシャル・ネットワーク・サービス等、多くのデジタルメディアコンテンツによる情報発信も可能だろう。このようなサービスは、利用者間で直接情報が交換できるため、より観光における詳細な情報を入手することができる。

(2) ＰＲ方法の一環としての弘道館映画公開に合わせた取り組み

2010年10月、弘道館と幕末の水戸藩を舞台とする映画「桜田門外ノ変[12]」が公開された。水戸市ではそれに合わせて様々なイベントが実施されており、映画という全国に向けて水戸市を発信できる機会を最大限に活かしている。まず映画のＰＲとして千波公園に映画撮影に使ったセットを展示した博物館を設置し、桜烈士の縁の地を巡る市内ハイキングの企画など、水戸の歴史や名所を内外に紹介する様々な取り組みを行っている。映画を中心にして広く水戸市の概要、そして歴史を知ってもらい、相互作用としてその他の観光資源も知ってもらうことは、観光において理想的なＰＲとなる。

現在、映画の公開は終了しているが、今後、テレビ放映、ＤＶＤ化と注目度は増していくはずだ。この機会を好機ととらえ、映画に関連する文化財や史跡、水戸市の歴史を、将来的にも広く根付かせる必要がある。

写真６　水戸駅のバリアフリー化におけるエレベーターの設置。隣に映画「桜田門外ノ変」の旗が設置してある。（2010年　筆者撮影）

８．水戸市のイベントと観光

水戸市では一年中様々な季節に合わせて独自のイベントが開催されている。ここでいうイベントというのは、祭りや水戸市を舞台にしたコンベンションのことで、多くの人々を惹きつける可能性を持ち得た物である。具体的にどのようなイベントが行われているか列挙すると表２のようになる[13) 14)]。

このような大きなイベント以外にも各文化・人文観光資源独自のイベントも盛んに行われてお

表２　平成21年度における水戸市の祭り入場者数（2010年　筆者作成）

祭り名	回数	期間	観客数（人）
桜　ま　つ　り	第25回	4/1〜4/15	115,000
つつじまつり	第25回	4/18〜5/10	166,000
あじさいまつり	第35回	6/13〜7/5	137,000
黄門まつり	第49回	8/7〜8/9	992,000
萩　ま　つ　り	第42回	9/1〜9/20	78,000
菊まつり･菊花展	第35回	10/22〜11/15	27,000
梅　ま　つ　り	第114回	2/20〜3/31	1,063,000

表３　水戸市の潜在的観光資源（2010年　筆者作成）

	【観光スポット】	【特　産　品】
○観光客	・保和苑（あじさい） ・下市 ・薬王院 ・八幡宮 ・ロマンチックゾーン ・イチゴ農園 ・水戸八景周遊コース ・寺院巡り	・農人形 ・那珂川の鮭
○住　民	・七ツ洞公園 ・笠原水源 ・逆川緑地 ・六地蔵寺と佛性寺 ・さくら通り ・水戸市森林公園と周辺果樹園 ・要石歌碑（弘道館内） ・尼港殉難者記念碑 ・八幡宮とその周辺 ・街中 ・ライブハウス	・井筒亦の「水戸の梅」 ・木村屋の「水戸の梅」 ・シェーブルチーズ ・水戸彫り ・農人形 ・工芸品 ・水戸市内のうなぎ屋

り、人々を呼び込む工夫は各方面で行われている。これらのイベント情報は市や観光協会、商工会議所のホームページ等に紹介されている。イベントは地域振興の目的と共に、市外から訪れた人々に街の魅力を発信する有効な手段となり、イベントを中心とした観光事業も成立する。また参加型の観光を行うこともでき、新たな客層の開拓にもつながる。いわば観光都市の目玉となり得る。ただし､現段階で気をつけなければいけないのは､このイベントの時だけ観光客が飛躍的に増加し、それ以外では全く観光客が訪れないという現象である。観光都市を目指すならば通年観光は必須であり、イベントを入り口にした観光政策が求められる。

9．水戸市の潜在的観光資源

(1) 観光客及び水戸市民が考える潜在的観光資源

水戸市の観光資源には、文化・人文観光資源が多いが、観光都市を目指す上では、新たな観光資源を発掘する必要性も検討していかなければならないだろう。そのような新たな観光資源を、将来的に観光の中心にしていく努力が必要である。

2005年度「水戸市新観光基本計画」によると、観光客、住民双方に対して行ったアンケート調査により、今後観光資源になりうるか水戸市の代表的な文化財、特産物は以下のように分類される[15)]。

まず観光客の間で観光資源になると考えられているのは、「薬王院」や「八幡宮」等、文化・人文

観光資源の要素を含んだものが多い。また、水戸駅南口における下市など住民にとって生活の一部になっているものが、観光客の間では魅力のある、観光資源として映っているところも興味深い。

反対に住民の間では比較的市民に縁のある公園や水源など、一般には知名度の高くないものが観光資源になり得るとアンケート結果により分析できる。当然、双方にとって水戸の街や名所の捉え方は違うものであるが、このアンケートの意見を参考にすると水戸市における潜在的観光資源がどのようなものか分かるだろう。

例えばこの調査結果の中で、観光客・住民双方が潜在的観光資源として挙げている特産物「農人形」を観光資源として活用することを考える。農人形は、水戸藩主徳川斉昭が農民の労に感謝するために、人形に飯を備えたのが始まりといわれている[16]。これが起源となり、現在では、木彫りによる人形が商品として販売され、弘道館等にも巨大なものが展示されている。いわば農人形は水戸を代表する名産品であり、全国から農人形を求めて人々が訪れるまでになるには、PR や商品開発等、より一層の取り組みが必要になる。現時点で観光客・住民双方から注目されている「原石」をどのように活かすかは今後の課題となる。

(2) 筆者が考える水戸の潜在的観光資源

上記のアンケートを見てわかるとおり、観光資源になる潜在的可能性を持つものは観光客、住民と、その立ち位置が変わることによって、その意見や見方がだいぶ変わってくる。そこで筆者自身が考える水戸市の潜在的観光資源を列挙してみたい。独自の視線に立ち、意外とも受け取れるようなスポットを選出する。こういった普段気にはとめないようなものが、観光資源に発展していくことは、観光を活かした地域振興にもつながる。

① くろばね朝市

くろばね朝市は毎月第4日曜日に開催され、水戸市営宮町駐車場を改装した通称「くろばねパーク」を会場に、くろばね商店街が主催している朝市である。この朝市には毎回、周辺地域の野菜や特産物が並び、回ごとに工夫を凝らしたイベントも実施されている。水戸市のアンケート調査により、このような地元ならではの朝市は、地域住民のみならず、他地域からの観光客も引き付ける魅力を十分に備えていると言える。

また、この朝市の成功はコミュニティのインフラ面の観点においても、非常に有意義な取り組みの成果だといえる。会場である宮町駐車場は、水戸北口の入り組んだ場所にあり、そのような市街地の殺伐とした駐車場を、行政と市民の連携により、花壇や植木を設置するなどして清潔に整備し、イベントが行える環境を造り出し、市民の憩いの場に変えた。この朝市以外にもこの会場を利用して「くろばねフェスティバル」といわれる、地域の祭りも行われており、コミュニティの一角を利用した、市民生活の充実、観光の促進が有効に行われている。

② 水戸室内管弦楽団

水戸室内管弦楽団は、水戸芸術館専属のオーケストラであり、指揮者の小澤征爾を始め、世界的な音楽家が所属している。芸術館という施設と、音楽家の顔ぶれを見れば、もっとこの楽団を水戸のシンボルとして押して行ってもいい。観光資源としての可能性をこれだけ大きく持っているものは貴重であり、全国からこの楽団を見学に来る人で賑わっても不思議ではない。この楽団が水戸の象徴として広く認知されれば新たな観光資源の出現と共に、その資源の特性上、音楽を活かした文化都市への発展も期待できるかもしれない。

③ 納豆を活かした産業資源

水戸といえば、筆者は「納豆」というイメージを持っている。これは、筆者だけでなく全国共通の認識なのではないか。水戸市の産業観光を考えたときに、その可能性のあるのは「納豆」だろう。これは、食品としての納豆だけでなく、その製造

過程や原料となる大豆の生産等、手工業や農業という産業にも関連してくる。そのような、納豆ができるまでの工程に興味のある人々を中心に、納豆の産業観光を広めることができるのではないだろうか。また、このような産業観光の利点として、実際に体験して産物を製造する、体験型の取り組みが出来ることがある。それには、農家、工場、そして商売に携わる人の協力が必要になるが、より深く人々の思い出に残る体験にするためにも乗り越えていかなくてはならない部分だろう。納豆は第一次産業である農業と第二次産業である工業の成果をいわば具体化したものであり、納豆を目的にした水戸への来訪とそこから派生する体験型観光は、エンターティメント性を増した立派な産業観光になる。

④　夜景と観光

筆者が観光資源として、発展が望めると考えるものに水戸市の夜景がある。夜景は水戸市に限らず、都市を眺めるときに、その幻想的な風景から多くの人を惹きつける。この眺望環境は、夜景だけに限らず水戸市の様々な場所において、各人が奨励する眺望地点があるはずである。個人的に筆者は茨城大学前の那珂川に架かる千歳橋から見る水戸市中心部の夜景をお勧めしたい。水戸芸術館のタワーを中心とした街の明かりは、幻想的な中に、一種のもの悲しさが漂い一見の価値がある。

⑤　水戸市の食文化

水戸市において、全国的に知名度のある郷土食等の食文化は何であるか。地理的にいえば水戸市は、海に面しているわけではなく、内陸にあるため、海の幸を活かしたものは名産になりにくいのではないか。近隣のひたちなか市、大洗町ではあんこう等の漁師料理が有名だが、それを水戸市単独の郷土料理というには疑問がある。

水戸といえば農山の幸を活かしたものが、より特徴的だと考える。いずれにしても、食文化は、地元の住民の声がそのまま反映できる観光資源ではないか。住民の普段の生活を観光客が、体験できる貴重なものだ。食文化にも何かひとつ水戸といえばこれだという、象徴的なものがほしい。

⑥　水戸市の自然観光資源

水戸市の代表的な自然観光資源を挙げると、千波湖が最も当てはまるのではないか。千波湖とその周辺の偕楽園公園までを含めた都市公園は、面積において、世界2位の規模を誇り[17]、市民の憩いの場所となっている。広大な千波湖の周りをランニングする人もいれば、周辺を散策する人もいる。また、カフェや展示場など、見どころも多く備え、新緑の頃、紅葉の頃には大変な人で賑わっている。

千波公園はこれまで、市民のための都市公園という位置付けであり、それが大概の人の認識でもあったはずだが、これだけ見どころを備えた場所を観光資源として活かす事は、有効かつ当然のことといえる。都市公園は、都市において多くの用途を持ち、そのため様々な目的の人が訪れる。その目的の中に観光があっても不思議ではない。

⑦　教育と観光

二瓶長記は著書「このままではもったいない・みんなで創る観光まちづくり実践塾」の中で、教育も観光資源になり得ると指摘している[18]。二瓶によると、福岡県内のある小学校で、クラスや学年の仕切りがない教室を使用し、子供たちの自主性に任せた授業が行われている。そしてこのような環境で子供を学ばせたいと移住してくる人や、教育現場を視察に訪れる人が絶えないという。二瓶は、このように、珍しい教育が人々を惹きつけて、結果的に地域への来訪者を増やしたことが、地域の光を観るという観光の理にかなっていると言っている。つまり教育も観光の一つとして考えることが出来るということだ。この二瓶の説を筆者なりに水戸市に当てはめてみると、どのようなことが可能になるのか考えてみたい。

まず、教育において、水戸市の目玉となるもの

は何であるか。やはり水戸市が長年研究を重ねてきた「水戸学」にその可能性がある。水戸学の中心地はやはり弘道館であり、そのほかにも水戸学に関する資料は徳川博物館等に展示されている。こうした水戸学の史跡はシンボリックな文化として認知され、観光資源としてみた時には、文化・人文観光資源、もしくは無形社会資源に分類される。しかし、教育という観点でみると、現在において、水戸学がどのように教育の現場に活かされているかを考える必要がある。例えば、高校や大学で水戸学の概要に触れる講義を実施することで、それが次の世代へ水戸学を伝える重要な役割にもなる。また、カルチャー教室などでも水戸学の講義は行われており、より、住民に親しみやすいものとして発展している。こういった教育の現場において、地元住民だけでなく、他の地域の人間が参加し、興味を持ってもらえれば、その人々を介しての地域文化の発信になる。それは、二瓶の言う「地域の光を観る」ことに繋がる。大学等、様々な地域から人々が集まる場ではまさにうってつけであり、教育という形で文化をＰＲして、観光に繋げることが可能になる。水戸学の精神は地域が育んできた気質にも関係し、街の雰囲気に少なからず影響を与えており、水戸学を知るということは、水戸そのものを知ることになると言っても過言ではない。

10. なぜ観光都市か

観光に求める人々の意識には、自身の教養部分の充実といった目的が含まれているはずである。つまり観光のカテゴリの中にそれぞれの土地の風俗、文化、歴史をみることによって、「学べる観光」を多くの人々が求めていると考えられる。そうなると学ぶ意欲を満たすための素材が、観光には必要となってくる。学べる観光を考えれば水戸市の文化財や史跡はまさにうってつけといえる。文化・人文観光資源としては文化財・史跡は最大限活用でき、それだけで人々を呼べる魅力も兼ね備えている。街の発展にその利点を活かすのはごく自然の流れであり、むしろ積極的に内外にアピールしていかなければならない。また、観光都市を目指すにはインフラ面や交通網が発達していることが望まれる。その街に魅力的な資源があり、人々がすぐに訪れることができる便利さは非常に重要になる。「観光に行きたい」という人々の好奇心からなる観光行動の動機を高めさせるような利便性がほしい。街の中でも分かりやすい説明看板や交通網は当然必要である。また、潜在的観光資源については複数の可能性のあるものを紹介したが、ただ個人のお気に入りの場所というものから、観光資源に成長させるには、幅広いＰＲが必要となる。

総合的に考えて以上の要素が観光都市を目指す基準であると筆者は考える。水戸市は観光において発展する潜在的な要素を多く含んでいる。観光資源は豊富であり、東京から電車一本、車でも高速が通っており街そのものを訪れるのは比較的容易である。街並みもコンパクトであり、公共交通を利用し市内のスポットを見て回ることもでき、それを利用しなくても歩いて見て回ることが十分可能なサイズである。後はいかにしてそのイメージを考えそれを多くの人びとに広めていくかである。

11. おわりに

水戸市の観光資源は豊富でありそれを活かした「観光都市化」はこの研究ノートで提言する目標になる。具体的にそれを達成しようとすると、今後、情報面の強化やさらなる交通の整備、街並みの整備と課題も数多くあるが、観光を一つの柱にすることによって宿泊、交通といったサービス産業の充実や観光事業に合わせたインフラ整備等の事業といった産業間における連動が生まれてくる。また街全てを変えるのではなく、既存の街並みや施設を活かして、使い方を工夫することによって街の魅力を高められる可能性もある。具体的には観光資源やイベントの各方面への情報発信や人々が協力した観光サービスといったソフト面での充実

がそれに当たる。観光ガイドやボランティア等はその典型であり、まちづくりという視点から見ればそこで暮らす人々と観光で訪れた人々との交流で生まれる精神面での人々の充実といった部分も期待できる。観光を一つの産業という大きなくくりで考え、その成長過程でまちづくりという大きな目的を達成することが今後水戸市に求められる発展の方向ではないだろうか。

謝　　辞

今回の作業を進めるにあたりご指導くださった水嶋英治先生にお礼申し上げます。今回の研究ノートを私の今後の活動の基本としていけるように、さらに発展させた研究を続け、日々努力していきたいと思います。

注

1）足羽洋保（1997）『観光資源論』 有菱閣双書　2P
2）（社）茨城県観光物産協会・漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会（2010）
3）水戸市教育委員会事務局　文化課　世界遺産推進室（2010）
http://www.city.mito.lg.jp/html/sekaiisan/
4）新・野口健公式ＷＥＢサイト　４月６日　富士山から日本を変える（2010）
http://www.noguchi-ken.com/message/b_num/2004/4_0416_a.h
5）（社）水戸観光協会（2010）
http://www.mitokoumon.com/
6）クリストファー・ロー（1997）『アーバン・ツーリズム』 近代文芸社　22P
7）国土交通省　観光庁（2007）「観光立国推進基本計画」 45P
8）水戸市（2004）「水戸市交通バリアフリー基本構想」
9）日本政府観光局（2010）
http://www.jnto.go.jp/jpn/tourism_data/visitor_data.html
10）北川宗忠（2001）『観光事業論』 ミネルヴァ書房 23〜25P
11）茨城県（2010）
http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/seikan/kokuko/kr/
12）映画　桜田門外ノ変（2010）
http://www.sakuradamon.com/
13）水戸市（2005）「新観光基本計画」9P
www.city.mito.lg.jp/download.rbz?cmd=50&cd=3114&tg=6
14）茨城県　商工労働部（2008）「茨城の観光レクリエーション現況」 25P
www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syoukou/kanbutsu/dotai/doutai20.pdf
15）水戸市（2005）「新観光基本計画」104P
16）発見！！いばらき　(2010)
http://www.pref.ibaraki.jp/discover/index.html
17）水戸・千波湖（2011）
http://www.city.mito.lg.jp/html/senbako/profile/index.htm
18）二瓶長記（2006）『このままではもったいない・みんなで創る観光まちづく実践塾』 長崎出版　74P

参考文献

須田寛（2009）『観光　新しい地域づくり』 学芸出版社
徳久球雄・塚本珪一・朝水宗彦（編）（2001）『地域・観光・文化』 嵯峨野書院
井上繁（1996）『都市づくりの発想』 丸善株式会社
水戸市　http://www.city.mito.lg.jp/（2010）
水戸商工会議所　http://mito.inetcci.or.jp/（2010）
郡山市
http://www.city.koriyama.fukushima.jp/index.html（2010）
金沢市　http://www4.city.kanazawa.lg.jp/（2010）
金沢市観光協会
http://www.kanazawa-kankoukyoukai.gr.jp/（2010）
くろばね朝市
http://kurobane.web.infoseek.co.jp/asa-ichi.htm（2010）
財団法人　水戸芸術振興財団
http://www.arttowermito.or.jp/（2010）
財団法人　水戸市公園協会
http://www.mito-park.net/park/senba/index.html（2010）

付　　　　　　　録

Tokiwa Journal of Human Science,
Victimology, and Community Development
Vol.5 Mar. 2011

常磐大学大学院修士課程学事記録

〔人間科学研究科〕

2009年　4月3日　入学式
　　入学生：9名
2010年　3月20日　学位授与式
　　修了者：5名

〔被害者学研究科〕

2009年　4月3日　入学式
　　入学生：5名
　9月17日　春セメスター学位授与式
　　修了者：2名
　9月17日　秋セメスター入学式
　　入学生：1名
2010年　3月20日　学位授与式
　　修了者：1名

〔コミュニティ振興学研究科〕

2009年　4月3日　入学式
　　入学生：0名
2010年　3月20日　学位授与式
　　修了者：2名

Tokiwa Journal of Human Science, Victimology, and Community Development
Vol.5 Mar. 2011

2009年度常磐大学大学院人間科学研究科修士課程修了者修士論文要旨

2009年度秋セメスター修了者

氏　名	修士論文題目	研究指導教員
梶　　正憲	「総合的な学習の時間」における学習の総合性に関する考察 －茨城大学教育学部附属小学校教育実践「総合学習」と「総合的な学習の時間」の分析を通して－	渡邊　光雄
白井　春菜	児童養護施設入所児の情緒・行動上の問題と解離症状の関連性	水口　　進
西　あかね	学校教育における飼育・栽培に関する歴史的考察 －明治後期における一実践である南崎兼左衛門の「一徳園」から見た飼育・栽培について－	渡邊　光雄
沼倉　豪輔	消去中における大学生とハトの感覚的迷信行動の維持 Maintenance of Sensory Superstitious Behavior during Extinction Phase in Undergraduate Students and Pigeons	森山　哲美
大和　雄太	職業的アイデンティティと就職活動における理想と現実のギャップへの対処法選択との関連性の検討	濱崎　武子

「総合的な学習の時間」における学習の総合性に関する考察

―茨城大学教育学部附属小学校教育実践 「総合学習」と「総合的な学習の時間」の分析を通して―

梶　　正　憲

「総合的な学習の時間」への取り組みをテーマとする本研究は、以下三つに記す問題状況を背景にして進められるものである。一つ目は、「総合的な学習の時間」への取り組み実施状況である。学校における「総合的な学習の時間」の実施状況を概観すると、そこでは、確かに大きな成果を上げている学校が見られるものの、多くの学校では、当初の趣旨・理念が必ずしも十分に達成されていないままである。現状では、「各教科」「道徳」「特別活動」と「総合的な学習の時間」の連携の部分が希薄になっている面があるためであり、また、その連携における相互の連動やフィードバックがなされていないためである。二つ目は、「総合的な学習の時間」への取り組みに見られる問題である。「総合的な学習の時間」は、教科書を持たないため、児童・生徒がこれを学んでどのような力が付いたのか分らない状況がある。「各教科」の場合、テスト等を行うため、そこには、評価を行う判断基準がある。しかし、「総合的な学習の時間」は、テスト等も行わないため、そこにおいて、評価を行う判断基準が明確になっていない。三つ目は、「総合的な学習の時間」への取り組みの効果である。「総合的な学習の時間」への取り組み状況については、このような問題状況のみではなく、積極的に捉えられるところもある。教師は、「総合的な学習の時間」の授業に関してとても悩む。しかし教師が、それを乗り越えた時に、学習者の能力が高まり、教師の授業力も高まるということもできる。そこでは、「各教科」が横断的に繋がっているということについて、学習者がその自覚体験をもつとき、「総合的な学習の時間」は初めて効果的なものであったと言えるのである。

「総合的な学習の時間」への取り組みについては、「総合性」の視点、「総合カリキュラム」の存在、「各教科」の横断的繋がりに対する学習者の自覚、「生活科」との関連性という４点から捉える必要があることを意味する。この必要性の論証に、本研究の目的が置かれている。すなわち、本研究の目的は、上記４点から小学校における「総合的な学習の時間」への取り組みを捉える必要性があることを論証するところにある。現在、我が国で実施されている「総合的な学習の時間」の取り扱いが教科等への結びつきを含む学習の総合性への配慮を欠いている状況の中で、筆者の考えうる「総合的な学習の時間」の要点が学習の総合性を持つところにある。

この目的を果たすために、茨城大学附属小学校の「総合学習」実践記録の分析に基づき、教科等との横断的繋がりを含む学習の総合性をもたせた「総合学習」の存在を同実践記録において解釈する。そして、その解釈に従い、精力的に進められてきた茨城大学附属小学校教育実践の構成要因でもある「総合学習」が、「総合的な学習の時間」の要点（教科・生活科等との横断的繋がりを持った学習の総合性）を持った学習の場のあり方をすでに示していたことを論証する。この論証を以って、筆者の考える「総合的な学習の時間」の要点が教科等との横断的繋がりを含む学習の総合性を持つところにあるということの論証とする。

前回（平成10年）の学習指導要領改訂の後に「総合的な学習の時間」に寄せられた学力低下の批判は、「各教科」と「生活科」と「総合的な学習の時間」との相互作用の不備とその対応にあったということができる。本来、「総合的な学習の時間」の活動の源は、「各教科」の学習の知識・技能であり、それを活用して問題解決していく過程での探求力の育成である。また、「総合的な学習の時間」の中では、「各教科」の基礎・基本が確かめられて定着していくという、相互で補い合うという関係が求められているのである。しかし、前回

の改訂の場合には、それが不十分だったのである。今回（平成20年）の改訂では、「総合的な学習の時間」で育てるべき能力を明らかにしつつ、「各教科」と「生活科」との相互作用を保ち、活動を充実させていくことが留意されなければならないのである。この状況の中で、本研究の成果としては、望ましい「総合的な学習の時間」への取り組みに関して、「各教科」と「生活科」との関わりと連携で総合的で統合的な能力が育成されることが期待される。

キーワード：総合的な学習の時間、茨城大学教育学部附属小学校、学習の総合性、体験、生活科

児童養護施設入所児の情緒・行動上の問題と解離症状の関連性

白　井　春　菜

児童養護施設入所児は多くのリスク因子を経験しており、それらが子どもの心身の発達を阻害し、精神病理などのネガティブな結果を引き起こしやすくしていることはよく知られている。特に、彼らの示す強い攻撃性は生活の場でもしばしば問題となっている。そこで、本研究では、児童養護施設入所児の抱える情緒・行動上の問題と解離との関連性を調べることを目的とした。

調査対象者は児童養護施設入所児、計42名（男子18名、女子24名；平均11.33歳、*SD* =4.11）であった。用いた調査用紙は、入所児の情緒・行動上の問題の評価法として「子どもの行動チェックリスト（Child Behavior Checklist；CBCL 4－18)」、解離症状の評価法として「子どもの解離症状チェックリスト（Child Dissociative Checklist；CDC)」の2種類を用いた。前者は、「引きこもり」・「身体的訴え」・「不安・抑うつ」・「社会性の問題」・「思考の問題」・「注意の問題」・「非行的行動」・「攻撃的行動」の8つの下位尺度から情緒や行動の問題を捉えている。後者は、「解離性健忘」・「態度・情報・知識・能力および行動の年齢相応性の急激な変化」・「自発的なトランス状態」・「幻覚」・「アイデンティティの変容」・「攻撃的行動および性的行動」の6つの領域から解離症状を捉えている。いずれも3件法で、観察者報告式であることから、施設職員にそれぞれが担当している入所児について回答を求めた。

得られたデータを分析するために、CBCL のローデータから階層型クラスター分析（Ward 法、平方ユークリッド法）を行ったところ、入所児を①情緒・行動上の問題を示さないタイプ、②内向的な問題（引きこもり・不安／抑うつ）を抱えるタイプ、③外向的な問題（社会性の問題・思考の問題・注意の問題・非行的行動・攻撃的行動）を抱えるタイプ、に分類できた。そして、外向的な問題を抱えるタイプはさらに③－1「社会性の問題」「注意の問題」の傾向が目立つタイプと③－2「非行的行動」「攻撃的行動」の傾向が目立つタイプに分類できた。また、入所児の情緒・行動上の問題傾向と解離症状との関連性から、①情緒・行動上の問題を示さず、CDC 得点も低いタイプ、②内向的な問題（引きこもり・不安／抑うつ）を示すが、CDC の得点は高くないタイプ、③外向的な問題（社会性の問題・思考の問題・注意の問題・非行的行動・攻撃的行動）を示し CDC 得点が高いタイプに分類できた。続いて、CBCL 下位尺度と CDC 得点との関係をみるために、CBCL の各下位尺度点と CDC 得点間でピアソンの積率相関を求め、その後回帰分析（強制投入法）を行うと、CBCL の下位尺度の中でも「社会性の問題」「思考の問題」「攻撃的行動」の背後に解離が存在することが示唆された。

キーワード：児童養護施設、解離、虐待、CBCL、CDC

学校教育における飼育・栽培に関する歴史的考察

―明治後期における一実践である
南崎兼左衛門の「一徳園」から見た飼育・栽培について―

西　　あかね

1989年に小学校学習指導要領が告示され、小学校低学年において生活科が成立する。この教科は、「発達特性に適合した教科」、「幼稚園教育と小学校教育の接続・発展」、「社会や環境の変化にともなう児童の実態と課題への対応」、「社会科や理科の学習指導に対する反省」などの課題により成立した。上記のように成立した生活科は、1998年と2008年の改訂を経て現在に至る。1998年の改訂の中で、「目標だけでなく内容も２学年まとめて示す」と言う改善点においては、(1) 学校と生活、(2) 家庭と生活、(3) 地域と生活、(4) 公共物や公共施設の利用、(5) 季節の変化と生活、(6) 自然や物を使った遊び、(7) 動植物の飼育・栽培、(8) 自分の成長と言う８項目から構成された。筆者の常磐大学人間科学部心理教育学科平成19年度卒業研究である「生活科教育における目標と内容構成についての考察」では、上記の生活科の８項目についての内容構成と生活科の目標との関連について、「自立への基礎を養う」と言う生活科教育の最終目標を達成するために、どのように内容の構成を行えば良いか考察を行った。この研究の結果、「自立への基礎を養う」と言う生活科教育の最終目標を達成するためには、直接体験とそこから生じる気付きを大切にすることが重要であると言う結論に至った。

本研究は、生活科の内容の一つである「(7) 動植物の飼育・栽培」について着目する。筆者は本項目に対し、それが生命の尊さを直接体験で気付かせる場と言うことを踏まえながらも、さらなる広がりを持った道徳的価値を内在させたものになると考える。

上記のような考えの下、筆者は明治時代の学校教育実践の一つであり南崎兼左衛門という学校長が、「一徳園」という学校園において動植物の飼育・栽培の場を中心として行った地域社会あげての道徳教育実践にその例を見出した。南崎兼左衛門による「一徳園」の実践は、道徳教育に重点を置いた学校園で行われておりこの道徳教育の重視と言うものが今日の生活科教育の飼育・栽培活動における道徳観即ち生命の尊重につながる点があるのではないかと考え、上記の実践について着目した。また、この実践での道徳教育には村民相互の協力でもって「一徳園」創設が成し遂げられたことも含まれる。

生活科教育では、「学校園」における「動植物の飼育・栽培」が道徳的価値をともなうものとして「自立への基礎を養う」ために学校教育で行われることが必要とされる。本研究の目的は、上記のことを、明治時代後期において宮崎県野尻村立紙屋尋常高等小学校長南崎兼左衛門の行った「一徳園」における実践（小学校教育実践）に見いだすことにあり、その目的に従った考察を行うことができた。即ち、「学校園」における「動植物の飼育・栽培」が道徳的価値を内在化させるものとし「自立への基礎を養う」ために学校教育で効果的に実施されていたことが、南崎による「一徳園」の小学校教育実践の中に見いだされた。そして筆者は、そのことを以って生活科教育における「自立への基礎を養う」という道徳的価値をともなう目標が、「学校園」における「動植物の飼育・栽培」を通して行い得るものであることを主張するのである。

キーワード：学校園、一徳園、南崎兼左衛門、飼育・栽培、明治後期

消去中における大学生とハトの感覚的迷信行動の維持

Maintenance of Sensory Superstitious Behavior during Extinction Phase in Undergraduate Students and Pigeons

沼　倉　豪　輔

本研究は、感覚的な迷信行動がヒトやハトで生ずるのかどうかを調べ、両者の行動レパートリィの違い（言語行動の有無）が、感覚的迷信行動の消去に反映されるかどうかを調べた。感覚的迷信行動は、強化随伴性において、行動の先行事象と強化刺激との間に依存的な対応関係がないにもかかわらず、行動が先行事象によって制御されているかのように生起したときの行動である。本研究では、ヒトとハトに対して２つの色光（赤と緑）を使って、Mixed VI30s、VI30s、Multiple VI30s、VI30s、Multiple EXT、EXTという２つのコンポーネントからなる強化スケジュールを上記の順番で実施した。VI30sは、平均30秒で行動が強化され、EXT は消去である。Mixed は、２つのコンポーネントに対応する色光が同じで、Multiple の場合は２つのコンポーネントに対応する色光が異なる。同じコンポーネントで構成されているにも関わらず、Mixed の反応と異なる反応が Multiple で生じたのであれば、それは感覚的迷信行動となる。そこで本研究では、大学生20人のボタン押し反応とハト４羽のキーつつき反応に対して上記のスケジュールを実施した。ただし、大学生は１セッション内で上記のスケジュールを実施したが、ハトはセッション内では同一のスケジュールを実施した。また、ヒトとハトとで、強化子の提示回数は異なっていた。なお、ハトには、上記スケジュール後に弁別刺激による強力な刺激性制御の確立後の感覚迷信行動の維持も調べた。この条件では、Multiple VI30s、VI30s、Multiple VI30s、EXT、Mixed、VI30s、EXT、Mixed EXT、EXT の強化スケジュールを上記の順番で実施し、感覚的迷信行動の生起と、弁別刺激の刺激性制御をより強く受けている場合のハトと、そうでない場合のハトの感覚的迷信行動の消去過程を比較した。結果、大学生８名とハト３羽で、感覚的迷信行動が生じた。これらの感覚的迷信行動の維持について、ヒトの方がハトと比べて消去抵抗が高かった。また、弁別刺激の制御を強力にした場合、すべてのハトで感覚的迷信行動が生じたが、その消去抵抗は、はじめの消去のときより低かった。以上の結果から、ヒトもハトも感覚的迷信行動が生じることがわかった。さらに、ヒトと比べてハトの感覚的迷信行動の消去抵抗は低いことがわかった。

キーワード：感覚的迷信行動、弁別刺激、言語行動、ヒト、ハト

職業的アイデンティティと就職活動における理想と現実のギャップへの対処法選択との関連性の検討

大　和　雄　太

近年若者と職業についての問題として、不況による就職難や早期離職者の増加、ニートやフリーターの増加などが注目されている。このような問題やその対策について考えていく上で重要な点の1つとして、若者が職業人として社会へと入っていく入り口である職業選択がある。

自己概念形成の時期である青年期において職業選択が大きな課題の一つであることは、Super. D. E. や E. H. Erikson などにより指摘されている。若者は職業選択において自分の興味や関心、能力などを考慮して、それらとより合致すると思われる職業に就くことを目指す。しかし職業選択において、若者が必ずしも希望通りの職業を選択できるとは限らず、時に若者は就職活動を通して理想と現実の間にギャップを感じ、葛藤や不安を抱いてしまう。そこで本研究では、職業的アイデンティティと就職活動、特に就職活動の中でも大学生の就職活動における理想と現実のギャップへの対処法選択傾向を中心として、関連性の検討を行った。

調査1では、文系の地方私立大学1校（以下A大学）の4年生93名に「大学生用職業的アイデンティティ尺度」と「就職活動における理想と現実のギャップへの対処法尺度」、就職活動に対する考え方や就職活動内容について尋ねるアンケートからなる質問紙調査を実施し、職業的アイデンティティと「就職活動における理想と現実のギャップへの対処法尺度」との相関関係を検討した。調査2では、調査1の対象者の中から面接調査を了承した職業的アイデンティティ中群または高群に属する7名の学生に対し、就職活動に関する半構造化面接を行った。その結果、調査1では職業的アイデンティティが高い人ほど、ギャップにぶつかった時に理想を追求する対処である「理想追求型対処」を選択する傾向が高く、一方で職業的アイデンティティが低い人ほど理想実現を先延ばしにする対処である「理想実現先延ばし型対処」を選択する傾向が高かったことが明らかとなった。また、職業的アイデンティティが高い人ほど、就職活動に関する理想を持って就職活動を行っていたことも明らかとなった。

調査2では、面接対象者の多くから具体的な対処行動や理想自己内容の変容について語られ、その内容のほとんどが就職活動を通して理想自己内容の明確化や具体化、または自分の理想自己内容や職業との適性について確信感を強めていったというものだった。

以上から、A大学の学生において、職業的アイデンティティと就職活動における理想と現実のギャップへの対処法選択との間、また職業的アイデンティティと理想の有無との間に関連性があることがあきらかとなった。また、このことから就職活動への支援として、就職活動に入る前から理想の形成、そして職業的アイデンティティの形成を促すことの重要性が改めて示された。

キーワード：理想と現実のギャップへの対処法、職業的アイデンティティ、就職活動、青年期、理想自己

Tokiwa Journal of Human Science, Victimology, and Community Development
Vol.5 Mar. 2011

2009年度常磐大学大学院被害者学研究科修士課程修了者修士論文要旨

2009年度春セメスター修了者

氏　名	修士論文題目	研究指導教員
遠藤　慎一	犯罪被害者遺族の警察に対する満足度の実態と向上方策 　―警察による情報提供に焦点をあてて―	諸澤　英道
Solomon Raja Pandian	Cybercrime Victimization among University Students in Chennai, Indea 　－A Routine Activity and Fear of Crime Approach	K. Chockalingam

2009年度秋セメスター修了者

氏　名	修士論文題目	研究指導教員
朴　　永相	刑事施設における「被害者の視点を取り入れた教育」についての考察 　―韓国での導入を考える―	諸澤　英道

犯罪被害者遺族の警察に対する満足度の実態と向上方策

―警察による情報提供に焦点をあてて―

遠　藤　慎　一

1996年の「被害者対策要綱」の制定以来、わが国の警察による被害者支援は次第に充実してきたが、犯罪被害者等の警察に対する満足度は向上しておらず、先行研究や筆者の実務経験からは、情報提供に対するニーズが高いが、それが満たされないことが満足度に悪影響を及ぼしているのではないかと考えられた。

そこで本研究では、警察による犯罪被害者等への対応の向上に資するため、警察による情報提供と警察に対する満足度との関連性を明らかにすることを目的とし、情報提供の必要度および経験の有無と警察に対する満足度について調査・分析を実施することとした。

調査は郵送法による質問紙調査とし、2008年11月から12月までの間に犯罪被害者遺族に対して質問紙を230部配付し、2009年１月までに91部の回答を得た。

分析の結果、情報提供の必要度は全体的に高いが、経験した割合および満足度は全体的に低く、満足度の内、情報提供に関する満足度が特に低く評価され、情報提供が適切に実施されていないことがうかがえた。

情報提供の種別必要度は「捜査の進捗状況・結果の通知」に対する満足度が最も高く、次いで「捜査・刑事手続等に関する事前説明」、「支援制度・関係機関の説明・紹介」の順に高かった。よって、犯罪被害者遺族にとって事実を知ることが非常に重要視されていることがうかがえたが、必要度は全体的に高く評価されていることから「捜査の進捗状況・結果の通知」以外の情報提供も必要度が低いとは言いがたい。

また、必要度および経験した割合と満足度との関連性については、必要度が低かった場合および経験が多かった場合に全体的満足度が高く、必要度が高いにもかかわらず経験が少なかった場合には全体的満足度が最も低かった。よって、ニーズに応じた情報提供を確実に実施した上でニーズが低いものについても情報提供を実施することが重要であると考えられる。一方、経験した割合と情報提供に関する満足度との関連性は見られなかったが、その要因としては、情報提供を受けても方法や内容が適切でなく、満足が得られなかったケースが多かったのではないかと考えられる。

さらに、情報提供の内容ごとの必要度と経験した割合は一致していないものが散見され、内容の見直しも必要であると考えられる。特に「支援制度・関係機関の説明・紹介」に分類されるものは経験した割合が低く、「被害者の手引」を配付するだけでなく、記載内容の説明を実施することにより改善できるのではないかと考えられる。

以上より、本研究の結論として、犯罪被害者遺族の警察に対する満足度の向上方策については、以下の３点が挙げられる。

① 捜査の進捗状況や加害者の処分状況等、制度化されているものは確実に情報提供を実施し、犯罪被害者遺族が事実を知ることができるようにすること。

② 警察での手続きやその後の手続きについて事前に説明し、少しでも犯罪被害者遺族の不安を取り除くよう努めること。

③「被害者の手引」は配付するだけでなく、ニーズに応じて記載内容について説明し、犯罪被害者遺族が支援制度や関係機関の存在に気付く事ができないという事態を改善すること。

キーワード：犯罪被害者遺族、警察、情報提供、ニーズ、満足度

CYBERCRIME VICTIMIZATION AMONG UNIVERSITY STUDENTS IN CHENNAI, INDEA

—A ROUTINE ACTIVITY AND FEAR OF CRIME APPROACH

SOLOMON RAJA PANDIAN

Over the past three decades computers and its networks have become indispensable tool of our technologically dependent society which in turn generated totally new forms of criminal acts or provided a new medium through which traditional crimes are committed (commonly referred to as cybercrimes).

Numerous studies were conducted to understand this new form of crime, its typologies and its criminal behavior leaving behind the victims of cyberspace crime and the impact of its victimization within a theoretical framework. Very few studies were conducted to understand cybercrime victimizations, its causes, prevalence, extent, forms etc. within a theoretical framework. These studies suggest that routine activity theory is a powerful tool to explain cybercrime victimization, also previous cybercrime victimizations, gender and perceived seriousness could explain fear of cybercrime. Following these lines of thought, a study was conducted to understand cybercrime victimizations among the Internet users (University students in Chennai, India, N＝208). This research study found that routine activity theory couldn't explain cybercrime victimization. However, gender and perceived seriousness were found to be predictors of fear of cybercrime among the respondents.

Keywords：Cybercrime, Victimization, Victims, Routine Activity Theory, Fear of Crime

刑事施設における「被害者の視点を取り入れた教育」についての考察

―韓国での導入を考える―

朴　　　永　相

日本では2005年、「刑事施設及び受刑者の処遇に関する法律」を制定し、「被害者の視点を取り入れた教育」（以下、「本教育」とする。）を義務付けして、本格的に実施している。だが、韓国の刑事施設においては、日本のような、被害者の視点を取り入れた体系的な教育を実施していないという現状がある。

本研究の目的は、日本の刑事施設における「本教育」の実状と課題を探りながら、韓国への導入可能性を考察することである。研究方法は、次の二つで構成されている。まず、６つの刑事施設を対象として、このうち３施設については、教育指導者（職員）に対するインタビューを行ない、残りの３施設については文献及び法務省・各刑務所より入手した資料によりこれを調査した。そして、法務省が作成した「本教育」の標準プログラムの下で、各施設の実状に合った実践プログラムを作って実施している、各施設の実状を調査し、日本における「本教育」の実状としてまとめた（調査１）。次に、「本教育」に参加している、被害者遺族３名にインタビューを行ない、教育参加活動の内容と教育に対する感想及び要望を調査し、把握した（調査２）。調査１の結果、調査対象の全施設において受講者に被害者の生の声を伝える方法として、録画教材の利用もしくは、被害者遺族の講話を実施しているが、被害者遺族が参加するグループワークが行なわれているのは、一つの施設においてのみであるということが明らかになった。調査２の結果、「本教育」に参加している被害者遺族は、概ね受刑者の反応が良かったことから、教育参加活動の必要性を感じており、今後も継続して参加する意思を示していることが明らかになった。また、「本教育」に対する要望としては、受刑者のみならず職員にも被害者のことを一層理解してもらうことを願い、被害者のことを知る機会を更に増やしてほしいという意見が示された。これら二つの調査の結果を踏まえ、今後の「本教育」の課題を提示し、韓国の刑事施設で実施している受刑者の教育・教化プログラムと、これらのプログラムの実施根拠である法律など法務部（日本では、法務省に当たる。）内･外での現状を踏まえた上で、日本における「本教育」の韓国への導入可能性を考察した。

韓国の矯正本部（日本では、矯正局に当たる）は、2007年から矯正段階で、修復的司法のプログラムを開発中である。被害者遺族の講話、グループワークへの参加の教育方法は、韓国での教育制度として定着すれば、韓国で推進している「加害者と被害者の出会い」のプログラムに寄与する可能性があると考えられる。「本教育」が発展・充実した制度として確立し、その延長線上に、修復的司法の実践が展開されるものと期待される。

このような状況では、「本教育」の韓国での導入可能性は十分あると考えられる。

キーワード：特別改善指導、被害者の視点を取り入れた教育、標準プログラムと実践プログラム、
被害者遺族の講話、韓国での導入可能性

Tokiwa Journal of Human Science,
Victimology, and Community Development
Vol.5 Mar. 2011

2009年度常磐大学大学院コミュニティ振興学研究科修士課程修了者修士論文要旨

2009年度秋セメスター修了者

氏　名	修士論文題目	研究指導教員
本間　久慧	棚橋源太郎の博物館思想に関する研究 　―日本の博物館に与えた影響について―	水嶋　英治
鹿島　諒子	デジタル・コミュニティミュージアムの開発とその成果について 　―茨城県桜川市を事例として―	水嶋　英治

棚橋源太郎の博物館思想に関する研究
―日本の博物館に与えた影響について―

本　間　久　慧

本研究は棚橋源太郎（1869～1961）が日本の博物館に与えた影響について考察したものである。棚橋は日本の博物館の泰斗と称される人物である。理科の教育者としてのキャリアや海外留学の経験から、日本の博物館を牽引した。棚橋に関する先行研究を見ると、その功績を周知の事実として研究を進めるものが多い。棚橋の主張は海外の影響を強く受け、独自性に欠けると批判しているものあるが、教育学の分野では独自性が評価されている。このように不明確な棚橋の功績について、再評価を行う。はじめに棚橋が日本の博物館に与えた影響についてであるが、先行研究において、東京教育博物館での活動が高く評価されている。棚橋が海外留学で学んできた先進的な教授法や展示方法が政府の方針と合致したことで、日本の博物館に大きな影響を与えた。しかし、棚橋の郷土博物館に対する主張については、影響を与えたとは言えない。棚橋は生涯を通じて郷土博物館に関する著作を発表し、それらの主張は概ね一貫していた。影響を与えなかった理由は、政府の方針に反していたためと考えられる。棚橋が生きた当時の博物館において、政府の影響力は強力であった。棚橋は政府の影響力を認識し、政府関係者の啓蒙に努めた。その一方で、政府に依存しない博物館運営も模索していた。そのために専門機関による高度な博物館職員の養成が必要だと主張していた。研究の結果、棚橋の博物館思想が日本の博物館に与えた影響は、政府の方針と合致した時にのみ大きく作用したことが判明した。また棚橋の功績は、海外の事例や政府の方針を柔軟に受け入れ、事業や著作により全国へ発信したところにあると結論する。本研究の新しさは、具体的な検討が成されていなかった棚橋の評価について再検討した点、そして郷土博物館の先行研究において1930年代に限られていた研究範囲を生涯にまで拡張し、再評価を行った点にある。本研究を通じて、棚橋の博物館思想の一端を明らかにした。棚橋の博物館思想の特徴は、次の３点が挙げられる。①様々なものを事業に活かす柔軟性がある、②体験的な事業を重視している、③自立した博物館運営を目指している。棚橋の博物館思想には、政府の方針や留学での経験を博物館事業に活かす柔軟性が見られる。また、観客自らが操作する展示や、講座や実験の実施等、体験的な事業を重視している点も挙げられる。棚橋は政府の力の強さを認識し、政府に依存しない博物館運営を目指している。この点も特徴として挙げられる。棚橋の博物館思想全体についての検討は今後の課題とする。

キーワード：棚橋源太郎、東京教育博物館、郷土博物館、博物館職員

デジタル・コミュニティミュージアムの開発とその成果について
―茨城県桜川市を事例として―

鹿　島　諒　子

本研究では、茨城県桜川市におけるデジタル・コミュニティミュージアムの開発と実証実験の成果から、市民と来訪者が関わり合いながら地域の資源を題材とした学びやコミュニケーションを展開し、進化・成長するプロセスを明らかにし、デジタル・コミュニティミュージアムの運用モデルを構築することを目的とした。デジタル・コミュニティミュージアムとは、参画する人々が地域資源をコミュニケーションテーマとして、情報の共有や書き換え、双方向での交流を促進させ、人々の学びやライフスタイルを豊かにする新しいミュージアムである。

研究方法は以下の通りである。筆者は、茨城県桜川市が新たな情報政策のアプローチとした「ミュージアム」のシステム開発に参加し、デジタル・コミュニティミュージアムの仮説の設定と、実証実験の展開と、実験の結果をもとにした運用モデルの構築を行った。まず、自然や文化、暮らしといった地域資源と、市民・来訪者を結びつけ、学びや創造活動の成果を世界の人と共有し、デジタルの機能を活用した編集、書き換え、蓄積を行い、最終的に新たなライフスタイルやビジネスを創造することを目的とした、デジタル・コミュニティミュージアムの仮説を設定した。次に、設定した仮説をもとに、デジタル・コミュニティミュージアムの導入に向けた実証実験を3回実施した。実験には、桜川市民や外部から訪れる学生を参画させ、フィールドワークや、収集した地域資源の情報を編集するワークショップを展開した。第1回の実験では、地域資源の物語化の可能性の検証、第2回の実験では、地域資源を物語化する人材の育成、第3回の実験では、市民参画を促す仕組みの検証を行った。以上の3回の実証実験の結果から、参加した市民や来訪者の学びやコミュニケーションが進化・成長するプロセスを明らかにし、デジタル・コミュニティミュージアムを構築するにはどのような条件を満たす必要があるかを考察し、仮説を修正する作業を繰り返し行った。最後に、実証実験で明らかになった成果や課題をもとに、桜川市に適したデジタル・コミュニティミュージアムの運用モデルを構築した。仮説の設定の段階では、市民と来訪者が協力しながら、地域資源の情報を収集、編集し、ウェブサイト上で公開するデジタル・コミュニティミュージアムの仕組みしか想定していなかったが、実証実験の結果、デジタル・コミュニティミュージアムを運用するためには、地域資源を学ぶ学習プログラムと、参加者の学習の記録と実績の評価をするライセンス制度を組み合わせて行う必要があることが明らかになった。

キーワード：デジタル・コミュニケーション、地域資源、物語化、市民参画、知の成長

Tokiwa Journal of Human Science,
Victimology, and Community Development
Vol.5 Mar. 2011

2009年度大学院3研究科合同修士論文発表会全体報告

常磐大学大学院 FD 委員会委員
三　澤　　　進

2009年度合同修士論文発表会は、2010年３月３日、13時10分より、口頭プレゼンテーションが本学Ｑ棟センターホールで、引き続きポスターセッションが本学Ｔ棟学生ホール２階で開催された。発表者は８名で、約60名の院生、教員の参加があった。

１．発表論文概要集冊子について

発表論文概要集については、本年度から、印刷業者に冊子の作成を委託することにしたが、確かに見栄えのするものになっていた。また、昨年度の反省から、全体としてのページ番号もつけられたものに改善されていた。ただ、細かい話になってしまうが、表紙に「合同修士論文発表会プログラム」という題とそのプログラム内容が書かれてあるだけであったことに関しては、冊子自体のタイトルとして「合同修士論文発表会概要集」とし、その下にプログラムを載せたらよかったのではないかと思った。

２．発表会のプログラム構成について

前回はポスターセッションの後に口頭プレゼンテーションという順序で行ったが、今回は本学大学院FD委員会からの提案で、口頭プレゼンテーションの方を先に行うように企画された。これは、まず、全体の発表の概要をつかんでもらい、聴講した参加者が興味を持った問題については、ポスターセッションで詳しく質問してもらった方がよいのではなかという趣旨からであったが、概ね好評であったようである。一部、やや複雑な内容の発表をした院生が、ポスターの方が先であった方が良かったという感想を持ったようであった。また、ポスターセッションだけでよいのではないかという参加者もいた。

３．口頭プレゼンテーションについて

院生の口頭プレゼンテーションの仕方については、報告者が人間科学研究科に属しているので、人間科学研究科の大学院の発表についてしか正規授業の合同演習での発表時との比較はできないが、全体のテーマに即して結局のところ何がいいたいかということが、よりよく伝わるような説明ができていたのではないかと思われた。一部、概要集にそって発表をしようとしていた発表者がいたようだが、一人12分という持ち時間では無理であるし、内容を有効に伝えるという面からも、やはりプレゼンテーションとして概要集とは別に考えて準備する必要がある。

口頭プレゼンテーションのプログラム構成については、上述のように、質問はポスターセッションの方でという趣旨で、口頭プレゼンテーションの方には質問時間が設定されていなかった。結果的に、個々のテーマについて何の深まる議論もなしに、次のかなり異なるテーマの発表に切り替わってしまうということになり、個人的には違和感を覚えた。やはり、各発表に対する質問を一つだけに抑えてもよいから、その質問をきいて「ああこのように考える人もいるのだなあ、しかし自分ならこう考える」というように何かそのテーマや問題に弾みをつけるまたは余韻をもたせる意味からも、質疑応答の時間を少しは用意した方がよいので

はないかと思った。こころなしか拍手が、発表がすすむにつれて小さくなっていってしまったような感もした。これは全体時間の余裕があればの話になるが、本年度は口頭プレゼンテーションが予定より10分早く終わったこともあり、余計そのような質問時間の設定が欲しかったというような印象を持ってしまったのかもしれない。

4．ポスターセッションについて

本年度はポスターセッションが、T 棟センターホール 2 階という昨年度より広い会場で開催することができた。昨年度の押し合いへし合いしながらのポスターセッションも、今にしてみれば懐かしいようにも感じられたが、ゆったりした環境はやはりそれなりによいものであった。しかし、報告者からみると、今度は、ポスターセッションのパネルの面積が発表内容、用紙の面積に比べて、また会場の広さと対比して、小さいように感じられた。これは、心理系の教員の方に聞くと通常のポスターセッションの表示面積であるということなので、仕方のないことなのかもしれない。しかし、発表人数も通常の学会、または学部学生の発表会より少ないということであれば、ポスターセッションのパネルを 2 枚用意して、上半分を使うようにしたらよいのではないかと思った。

昨年は12名の発表があったのでそれぞれの発表のコメントを書く担当教員は 2 名ずつであったのに対し、本年度は発表者が 8 名であったため、それぞれの発表のコメント担当教員が 3 名ずつとなった。各教員はまず担当の発表論文をよく理解しようとポスターセッションで熱心に発表を聞き質問していたようであるが、その熱意が傍からみていてもよく伝わってきて、本学教員の教育に関する情熱の高さが感じられた。しかし、各発表者に 3 名もの担当教員がはりつくことになると、他のその研究に興味をもつ院生、担当以外の教員はなかなか入り込めないということもでていたのではないかと危惧される。

また、ポスターセッション A では、発表者もコメント担当教員も張り切って熱心に説明、質疑応答をしていたようであるが、ポスターセッション B の方では、特に最後の方では、疲れも出てきて、参加者の人数も少なくなってしまったようで、会場が広いだけにやや寂しい印象も受けた。継続的にこのホールを利用するのなら、時間設定などに一工夫あってもよいかもしれない。

5．全体について

各自先行研究にはそれなりの注意を払っているようであったが、学術研究というならもう少し、先行研究と自分の研究の具体的な違いというところまで踏み込んだ紹介があった方がよかったのではないかと思われる。また、懇親会の最後の挨拶で、水嶋コミュニティ振興学研究科長から、プレゼンテーションの大切さを示されるとともに、専門用語を用いて専門分野以外の人に説明するときどういう意味で用いているかをはっきりさせるようにとの注意があった。これはなかなか難しいことではあるが、特に最近では、より多くの機会で必要になることであり、注意していきたいことである。

本年度の発表論文は、分野、方法は違っても、やはり一定以上の水準は越えている力作が揃っていたという印象を受けた。限られた研究時間内で完成させた努力と完成度に拍手を送りたい。また、本大学院修了後、実社会で、その修士論文作成の経験が何らかの形で生かされ、活躍されることを祈りたい。

以上、あまりまとまらない報告になってしまったが、単に発表者に対してだけではなく、発表会をよりよい実りのあるものにするため、企画についても感じたことをまとめ、2009年度大学院 3 研究科合同修士論文発表会の報告書としたい。

最後に、前年に引き続き、企画から学生への指導まで力を注がれた森山大学院 FD 委員会委員長並びに渡邉孝憲 FD 委員、今回も基本的な構想について新しいアイデアをお出しいただいた冨田 FD 委員をはじめ、大井 FD 委員、発表会運営に携わった教職員、院生の皆さんに、敬意を表したいと思います。

Tokiwa Journal of Human Science,
Victimology, and Community Development
Vol.5 Mar. 2011

第２回総合人間科学学会報告

日　時：2011年２月14日(月）午後13時～17時30分
場　所：常磐大学Ｈ棟

プログラム

学長挨拶（髙木勇夫 学長）13：00～13：10

第Ⅰ部：講演：科学と環境教育

13：10～14：10
演　者：松原　克志　常磐大学国際学部准教授　「科学と法の協働：その必要性と課題」
14：15～15：15
演　者：松原　哲哉　常磐大学人間科学部准教授　「環境教育の必要性」

第Ⅱ部：研究会活動報告

15：25～15：55
欧州と東アジアにおける地域統合の比較研究会　代表　渡部　茂己　常磐大学国際学部教授
発表者：小城　和朗　常磐短期大学准教授
15：55～16：25
ｅラーニング研究会　代表　塩　雅之　常磐大学コミュニティ振興学部准教授
発表者：塩　雅之　常磐大学コミュニティ振興学部准教授
堀口　秀嗣　常磐大学国際学部教授
星名　由美　常磐大学非常勤講師

第Ⅲ部　研究発表（学長奨励賞受賞者研究）

16：30～17：30（各15分）
邱　君妮　常磐大学大学院人間科学研究科博士後期課程１年
大松　美香　常磐大学大学院コミュニティ振興学研究科修士課程１年
小幡　知史　常磐大学大学院人間科学研究科修士課程２年
後藤かおり　常磐大学大学院人間科学研究科修士課程２年

司会：森山　哲美

2010年度 第２回 常磐総合人間科学学会からの報告

常磐大学副学長
森　山　哲　美

常磐総合人間科学学会（通称、学内学会）の設立の趣旨は、人間科学部紀要「人間科学」2010年第27巻第２号で報告しました。繰り返しになりますが、この学会は、本学大学院、３学部および短期大学に所属する研究者（教職員と学生を含む）が実践している研究活動を学内に周知して、意見交換の場が広がることを目的として設立されました。その事業内容は、下記のとおりです。

1．学内外の研究者による講演会の開催
2．研究交流を目的とした研究発表会の開催
3．学生の学力向上や地域のニーズにこたえるための研究会またはワークショップの開催
4．上記の１と２を実施するための学内外の研究機関または団体との交流
5．その他、目的を達成するために必要な事業

昨年は特にテーマを設けませんでしたが、「総合人間科学学会の巣立ち」として、人間科学部の長谷川幸一教授に「総合人間科学学会のミッションに関する私見」と題して講演していただき、さらに、８つの研究会に活動報告をしていただきました。

２年目の学会を、テーマを「科学と環境教育」として、2011年２月14日に本学Ｈ棟で開催しました。３部構成で、第Ⅰ部は講演、第Ⅱ部は研究会活動報告、第Ⅲ部は学長奨励賞受賞者による研究発表でした。

第Ⅰ部では、上記テーマのもと、松原克志 国際学部准教授と松原哲哉 人間科学部准教授の講演が行われました。松原克志 准教授は、「科学と法の協働：その必要性と課題」、松原哲哉 准教授は、「環境教育の必要性」と題して講演してくださいました。第Ⅱ部では、渡部茂己 国際学部教授が代表の「欧州と東アジアにおける地域統合の比較研究会」から、小城和朗 短期大学准教授が、「EU と植民地問題―フランスとアフリカ」と題して、研究成果を報告してくださり、塩雅之 コミュニティ振興学部准教授が代表の「eラーニング研究会」から、塩 准教授、堀口秀嗣 国際学部教授、星名由美 非常勤講師の3人の方々が、「eラーニングや ICT 活用を教育や研究活動に役立てる具体的な研究」と題して研究の成果を報告してくださいました。第Ⅲ部では、国際学会で発表して高い評価を受け、学長奨励賞を受賞した４名の大学院生による研究発表でした。４名は、人間科学研究科博士後期課程１年の邱君妮さん、コミュニティ振興学研究科修士課程１年の大松美香さん、人間科学研究科修士課程２年の小幡知史君と後藤かおりさんでした。

当日の出席者は、教職員34名（内１名は外部）、学生23名でした。発表してくださった皆さんの研究内容を学内の多くの方々に知っていただくため、このたび、それぞれの発表の要旨を大学院学術雑誌「常磐研究紀要」に掲載しました。読者の皆さんには、これを機会に意見交換の場を広げていただき、学会の発展に今後とも御協力を賜りますことをお願いいたします。

講演要旨

科学と法の協働：その必要性と課題

— 科学技術振興機構社会技術研究開発センター委託事業
「不確実な科学的状況での法的意思決定」を通じて —

常磐大学国際学部
松　原　克　志

問題の所在

環境問題に関わる訴訟、医療事故、冤罪事件、検察の証拠ねつ造など、科学技術に関わる証拠が裁判の大きな争点となり、その傾向は益々強くなることが予想される。

しかしながら、裁判において「科学」を理解して議論がすすめられているのだろうか。反対に科学側は，裁判というシステムの中で自分たちがどのような役割を担っているのか理解しているのだろうか。

科学裁判に関連した法曹や科学者の多くは両者の相互不理解を問題視している。とくに、まだ科学的な知見が発展途上にあり、確定的でない、いわゆる「不確実な科学（端的に言えば「よく分かっていないこと」)」が技術として社会に導入される場合、問題は先鋭化される。

このような社会状況の中、当該研究は法と科学の協働を社会実装しようと試みるものである。

事業の目標

委託研究計画書に示されているように相互協力障害事由を解明し、司法協力の共通基盤を開発し、法的意思決定に供するための科学者と法律家が合理的な合意形成をするために、最低限、お互いが理解しておかねばならない要点をまとめたハンドブックを作成する。

研究方法

研究メンバーである劇作家であり大阪大学教授の平田オリザ氏の指導により、演劇ワークショップを通じて、相互協力阻害事由の抽出を試みている。その成果をネット上で共有し、精緻化を試みている。科学と法のコンテクストのずれを発見するために「痛みの伴うコミュニケーション」（藤垣・廣野編：2008『科学コミュニケーション論』東大出版会）として対話を継続している。対話手法として「合宿形式全体会議」、「スカイプ会議」、「メーリングリスト」、「対談」、「サイエンスカフェ」などを用いている。

これまでの成果と今後の課題

対話の結果、「科学の不確実性」は法的表現として「真偽不明」で理解可能であることが共有されつつある。

この成果を精緻化しつつ、抽出した論点の整理としてハンドブック作成を具体化することが今後の課題といえる。

講演要旨

環境教育の必要性

常磐大学人間科学部
松　原　哲　哉

近年、「地域」に大きな関心が集まり、日本中の大学が挙って、「地域」をテーマにした多種多様な活動を展開している。ただしその際、「地域」が指し示す意味内容は必ずしも明確ではなく、おまけに、専ら研究費取得のために「地域」研究者達の机上で規定・案出される実体の定かでないものも少なくない。

これに対し本学の場合、日本全国から学生が集まる大都市圏の大学とは異なり、現在では入学者の90%以上を茨城県内の出身者が占め、卒業後もその大半が県内に留まるという実情を抱えている。それ故、好むと好まざるとに拘らず、極めて具体的かつ実際的に茨城という「地域」と一体化した典型的な「地域」密着型の大学であることは、論を待つまでもないだろう。

従って、研究・教育を通じ本学が、運命共同体とも呼ぶべき茨城の各「地域」とどのように向き合っていくのか、その答えが今まさに切実に求められている。なかでも多数の学生達の出身地である県北部や県西部については、これまで以上の実質的かつ継続的な交流によって「地域」から信頼される協力関係を築き上げ、過疎化・高齢化の進行で存亡の危機に瀕する「地域」の現状を共に考え、これら「地域」の明日を現実的に支えていく人材を育成できるかどうかが、本学の存続にも関わる大きな鍵を握っているといっても過言ではない。

だが、事態はなかなか深刻である。明日の「地域」の主役となるはずの肝心の学生達に、茨城をどう捉えているのか尋ねてみると、「何も無いところ」、「おもしろくないところ」という答えが異口同音に返ってくるからだ。地域ボランティアへの参加も、県内の他大学の学生達に比べると低調である。

縄文時代から脈々と受け継がれてきた誇るべき歴史と文化を持ち、多彩な自然と山海の食の幸にも恵まれ、しかもこれほど天災の少ない「常世の国」ともいうべき茨城に対し、何故このように消極的な見方や接し方しかできないのだろうか。本学への赴任当初から、関西から来た「よそ者」である私にとって、これは大きな疑問であった。

勿論、この点で彼らを責めるのは酷だろう。むしろこれは、「地域」に目を向けるような教育環境が、これまで家庭でも学校でも十分彼らに与えられてこなかった結果に他ならない。本学の教育も、決してその例外とはいえない。学生達の「地域」への無関心や消極性に対し、未だ真の危機意識から積極的な打開策を講じるには至っていないのである。

これまで自分達を育み、現在の活動拠点であり、将来的にも大きな関わりを持つことが十分予想されるこの茨城の地で、学生たちが豊かな自然・文化・人とできる限り直接的に触れ合い、「地域」への関心や誇りを高め、価値を再発見し、その有効利用を考えていく場、さらにそこに問題がある場合には、その改善に自主的に取り組んでいける手法や行動力を身につける場、つまり「地域」での実践に裏打ちされた「環境教育」とでも呼ぶべき分野を速やかに充実させることが、是非とも今、本学に求められているのではないか。

今回の発表では、茨城県常陸太田市金砂郷地区の耕作放棄地を利用し、茨城の農業と過疎化を考える「常磐大学ファーム」プロジェクト（実施２年目）や、身近な河川環境の改善を子供達と探る「沢渡川環境教育プログラム」（2011年４月から実施予定）といった本学での取り組みに加え、「お窯プロジェクト」やイタリア研修などの前任校での体験をも交えて報告し、その中から生まれた提言も併せておこなう予定である。

【講演内容】

【1】イタリア美術史を専攻する私が、なぜ環境教育に取り組むようになったか

(1) 前任校の京都造形芸術大学において科学研究費補助金（「小中高生の生きる力を高めるための芸術系教育プログラムの開発：芸大と過疎地域の連携」）を得て、京都市京北町（現右京区）の過疎地、黒田村で、大阪芸術大学や成安造形大学など京阪神の私立芸大と連携しながら、「ものづくり」の力によって地域の次代の担い手である子供達の地域で生きていく活力を高めようという活動を、2006年から2009年にかけて展開。

- 各種のアートイベントの開催。廃校になった黒田小学校を利用しての村人の記憶をテーマにした作品展の開催。
- 黒田の火祭りの復活（村人による松明作りの伝授、子供達と共に祭り会場のゲート作りや櫓周囲の灯篭作り、さらには学生と教員の火祭りへの参加。
- 同じ「火」に因み、「ものづくり」の最も始原的な道具、お窯を利用した「ものづくり」の実践。陶芸科の吉川充教授による作陶教室の開催。パン焼き窯制作とパン焼きの実践（秋の野菜祭りに黒田村自治会を中心に村ぐるみでの石窯の活用婦人会による村の子供のためのパン焼き講習）



《パン焼き窯制作風景》

＊この体験を通して地域との付き合い方の作法を学ぶ。人間関係の構築が何よりも大切。「本気」「継続」が不可欠。

(2) 前任校で実施したイタリア美術史研修での経験

- 美術作品やモニュメントの前で実施されるイタリアの子供達への的確な美術教育の現場を目撃。
- コッレ・ヴァル・デルサ（トスカーナ州）の郊外に位置する長閑な丘陵地、ポッジョ・アッラ・ファーメのアグリツーリズモでの、「美」と「食」が結び付いた宿泊体験（宿泊施設の周辺に広がる美しいブドウ畑とオリーブ畑、地元の食材を利用したシンプルで美味しい農家料理を併せて満喫する）
- イタリアの至る所で認められる"camparinismo"（「お国自慢の精神」）

＊名所とは元から存在するものではなく、それを慈しみ、育てる人々の「目」によって作られていくものである。

＊美術教育の本来の意義とは、どの風土にも備わっている、その地域の人々にはかけがえのない美的特質の再発見を促すところにある。さらには、誇りを持って自らの故郷をより美しくしたいと願う人間生来の欲求の実現を手助けするところにある。

【2】本学の学生達に共通する対地元意識と県北地域の過疎化・高齢化による危機的状況

・自分達の地域に対する無関心と諦念：「なにも無いところ、面白くないところ茨城」

・他地域の美しいもの、本物に対する経験の無さ。他所との比較・対照という客観的な尺度を持たない学生達の実態。

・地域でのさまざまな活動の不活性化「常陸太田100㌔ウォーキング」や常磐小学校における茨大生の活動との比較。

・自分達の地域に関心を持たない学生達が、果たして危機的状況にある地元を救えるのか。

【3】「環境教育」の重要性

(1) 常磐教育マニフェスト、「地域社会に貢献できる人材を輩出」を尊重するという点でも、入学者の90%以上を茨城出身者が占め、卒業後も地元に帰ることを希望する学生が多い本学の現状を考えてみても、本学教育の最重視すべき対象が「地域」であることは明らか。しかも、その地域貢献の質が、研究費獲得を目指す都心のマンモス大学の地域貢献とは異なるものであることも明らか。

＊「地域」に最後まで責任を持つ人材の養成を本学の教育目標とすることの再確認。

＊「地域」の次代を担う本学学生達の「地域」に対する意識改革を目的とした本気で継続的な環境教育の実施

＊子供たちにも蔓延する地域への無関心の改善の働きかけ　近隣の幼稚園・小中学校との連携

(2) 上記の３点において、環境教育が果たす役割と具体例報告

①「農」や「食」を通じ、地域を考える「常磐大学ファーム」プロジェクト。地元の篤志家の指導により、金砂郷で耕作放棄地を利用した常陸秋蕎麦や小麦の栽培。それらを利用した各種イベントの実施(常陸秋蕎麦交流会、東京芝浦のサテライトキャンパス利用大学の連携による地域のお祭りへの出店、水戸青年会議所主催のＢ級グルメへの参加)

《常磐大学ファームでの小麦収穫》

《常陸秋蕎麦交流会の風景》

② 水戸市の小学生のための沢渡川流域の環境教育プログラムの作成

素晴らしい自然環境や歴史的文化環境を持ちながらも、それが放置されている現状の改善。

《沢渡川付近の風景》

《本学内に生育するザゼンソウ》

【4】本気で継続的な「環境教育」推進に向けての今後の課題

(1) 学部、学科、各事務局の垣根を越えた協力体制の構築：学内の基礎教育としての位置付け（例えばプロジェクト科目）とそれを速やかに実施するための学内システムの新たな構築（大学組織の簡素化、誰が何時・何処で決めたか、責任を負うのは誰かを明らかにさせる、議決透明性の確保）

本学周辺の環境教育の実践（沢渡川流域の整備）と出身地域の状況に応じた環境教育（自然環境と農・林・漁業を中心とする）の実践

(2) 本学外の教育機関（コンソーシアムによる大学連携に留まらず、近隣の幼稚園、小中学校との連携）、や本学の幼稚園・中等教育学校・高等学校との「環境教育」を通した連携体制の構築

大学のアドミッションポリシー以前のプレ・アドミッションポリシーの確立

(3) 外部競争資金の獲得を目指す大学教職員の協働体制の確立

(4) 卒業後の地域との繋がりを視野に入れた本学での環境教育のあり方（①との関連して）：地域の企業や役場との連携体制の確立

(5) 教職員と学生が気軽に集え、「環境教育」の情報交換や研究会、交流会ができる場の設置

研究会活動報告

欧州と東アジアにおける地域統合の比較研究会

常磐短期大学　小　城　和　朗

研究メンバー：渡部茂己（研究代表者）
土居　守、水嶋英治、小城和朗
村中　均、中田光雄、飯森明子

発表論題：EUと植民地問題　―フランスとアフリカ

第２次世界大戦は、第１次世界大戦期以上に、植民地や半植民地（アジア・アフリカ）での民族主義運動の力が増し、脱植民地化の動きを加速させた。一方、ヨーロッパにおいては、二度に亘る膨大な人的・物的損害をもたらした大戦への反省から、平和なヨーロッパの建設を第一の目標として、経済的、政治的ヨーロッパの統合のプランが具体的に日程に上った時期でもある。一見、脱植民地化とヨーロッパ統合という動きは、前者の非ヨーロッパ世界の解放運動という世界史的（歴史の必然的）流れと後者のヨーロッパ地域の新たな経済統合を軸とした一体化の動き（米ソ冷戦構造の中で）として、その関係性は希薄のように思われていた。

しかし、フランスのような国土の数倍の面積を有する植民地とその人口を抱えた植民地帝国は、ヨーロッパ統合の前提として、植民地を含めた統合を自明の論理としてみなしていた。1951年のヨーロッパ六カ国による石炭・鉄鋼共同体の創設に始まり、1958年に発効されたローマ条約は、共にヨーロッパ統合の前提として地理的にヨーロッパ外の植民地地域を含めた経済統合への同意を約束するものであった。1957年１月22日の国民議会における、首相ギ・モレの次の演説は、ヨーロッパとアフリカの一体化を示唆するものである。「ヨーロッパ・アフリカの一体的空間とヨーロッパの偉大な空間の創設は多くの努力とある程度の犠牲を当然の道理とするものである。（中略）・・・両大陸の結合は、今後、平和と民族間の協調のためにも、政治的・経済的・戦略的勢力関係に重要性を増すことであろう。」

一方、1955年４月にインドネシアのバンドンで開催されたアジア・アフリカ会議は、10項目の原則からなるその決議に、反帝国主義・反植民地主義・民族自決を盛り込んだ。バンドン会議は、アジア・アフリカの被抑圧民族の出会いと協力関係を構築する場となり、正に、脱植民地化の世界的うねりをつくりだす出発点となった。脱植民地化の趨勢は避けられない状況にもかかわらず、フランスを初めとするヨーロッパ統合を推進する国々は、何故、植民地解放を阻止し、自らの陣営にアフリカを留めようとしたのであろうか。この問いかけに答えるには、ヨーロッパ統合の理念が具体的な形をとって表明された第１次世界大戦前後からのヨーロッパとアフリカの関係史から探っていくことが肝要となる。

EU 問題の共同研究における筆者の研究領域は、フランス・アフリカ関係史から、EU 形成過程における負の側面として、EU の初期構成国が、いかに植民地問題に対処しようとしたかを明らかにするものである。この研究には当然の事項として、非ヨーロッパ世界から長年に亘って流入してきた移民の問題も含まれる。

参照論文

拙稿「パリのメッサーリ・ハーッジー「北アフリカの星」の創設とアルジェリア移民労働者の政治化―」『常磐国際紀要』第12号（2008年３月）

拙稿「ユーラフリック構想とEU形成―第１次世界大戦以降のフランス・アフリカ関係の視点から―」『常磐国際紀要』第13号（2009年３月）

拙稿「EUと植民地問題―アフリカの脱植民地化に直面するフランス―」『常磐国際紀要』第14号（2010年３月）

e ラーニング研究会

常磐大学コミュニティ振興学部　塩　　　雅　之

研究メンバー：塩　雅之（研究代表者）
堀口秀嗣、坂井知志、石川勝博
北根精美、町　英朋、寺島哲平
星名由美

研究テーマ：「e ラーニングやICTを教育や研究活動に役立てる研究」

学内における e ラーニングを活用した教育の実践・普及、ひいては大学全体としての教育力の向上を、ポートフォリオを基幹とした ICT の利活用により達成することを目指す。

活動内容：

月 1 回ペースで授業や研究での実践報告や新しい技術やソフトウェアについての議論を行っている。(Qs316)

2010－2011年度の学内課題研究助成（共同）「e ラーニングシステムと学部コースウエア開発と実践」（研究代表：塩雅之）を受け、「常磐大学 e ラーニングサイト」の開発・運用・授業実践を行っている。

発表内容：

1．「常磐大学 e ラーニングサイト」の紹介

常磐大学 e ラーニングサイトはMoodleと e－Ｌ倶楽部の 2 つの LMS（学習管理システム）を組み合わせて構築された e ラーニングサイトである。掲示板、小テスト、課題提出、携帯電話での利用などの Moodle の機能について、作成したコースを交えて紹介する。また、実践した授業におけるアンケート結果について分析結果を報告する。

2．「e－Ｌ倶楽部」の紹介とコースウェアのデモ

e－Ｌ倶楽部は、容易にコースウェア（学習ソフト）を作成できるソフトウェア（オーサリングシステム＋LMS）である。これを利用して「教育情報論」や「情報の処理Ⅳ」で実際に学生たちが短時間で作成したコースウェアのデモを行う。

3．「統計コース」の実践報告

e－Ｌ倶楽部で作成し、Moodle 上から実施する統計コースを取り入れた『心理統計Ｉ』の授業における実践報告を行う。知識問題、グラフ問題、データの読み取り問題を学生のペースで学べるようにフィードバックを工夫してコースを作成した。夜間を含めた授業時間外の利用も多く、定期試験への学習効果が確認された他、回答形式による学習効果の検討、学生の利用評価、授業前後の統計に対する苦手意識の変化などを報告する。

4．まとめ

e ラーニングの授業実践を行い、学生からは役立ったという感想を多く得られた。今後の活動として、①他の授業に拡大、②Moodle・ e－Ｌ倶楽部のコース作成講習会、③学習履歴の分析方法の検討・開発を実施していく予定である。

研究発表（学長奨励賞受賞対象研究）

歴史的建造物の博物館化における研究

常磐大学大学院人間科学研究科
博士課程（後期）
邱　　君　妮

今回の学内発表での主な内容は、学長奨励賞受賞にかかわる二つの研究発表である。①台湾で開催された国際会議 The Museum 2010 での発表、②日本ミュージアム・マネージメント学会にて発表した研究を報告する。

①　台湾で開催された国際会議 The Museum 2010：

この国際会議には17カ国からおよそ200名が参集し、うち92名が発表を行った。発表は、コミュニティ振興学研究科の修士一年生大松美香さんと、コミュニティ振興学部の三年生髙倉大輔君と共同で行った。

発表内容は、常磐大学で行われた「歴史資料と文化財を利用したデジタル・アーカイブ活動」の研究についてである。本研究では、「水戸市文化財マップ」と「弘道館デジタルマップ」の制作活動を通して、情報サービスの新しい提案やデジタルミュージアムにおけるアクセシビリティ（accessibility）のあり方が考えられている。水戸市には国や県あるいは市によって指定された文化財が156件あり、それらを水戸に住む人々に伝えて、文化遺産への理解を促すことが、本プロジェクトの大きな目的のひとつである。その制作目的を明らかにし、日本におけるデジタルアーキビストの教育施策について概略にもふれながら発表を行った。

この発表では、実際の制作物である水戸文化財マップと弘道館デジタルマップをあわせて紹介した。マップには QR コードが添付されており、携帯電話の機能を用いて読み取るとホームページにアクセスできる。結論では、これらのマップによって期待される効果や今後の課題を述べて締めくくりとした。

レスター大学をはじめ世界中の研究機関や研究者が参集した台湾での発表によって、日本の博物館学をリードする常磐大学とその関連事業の成果を世界に向けて発信することができたといえる。

②　日本ミュージアム・マネージメント学会：

本発表では、研究目的と方法論、博物館化の定義、台湾の歴史的建造物の博物館化の背景と事例を含めて、最後に結論を述べた。本研究を進めている現段階での「博物館化」の定義は、「従来博物館とは無縁であった建物が博物館として転用されるプロセスのことであり、そこでは博物館の方法論を駆使してあらゆる資料と空間を博物館の機能の中で取り扱うこと」である。しかし、現在博物館はその館種によって様々な運営方法が存在している。同時に、博物館化もそれぞれの異なる形式で発展し続けている。そのため、博物館化に関するより明確な定義と分類を行うことが今後の課題である。

国際会議 The Museum 2010（於：台湾）
（2010年５月17～19日）での
発表の様子　邱さん

研究発表（学長奨励賞受賞対象研究）

歴史博物館における古文書デジタル・アーカイブの取り組みに関する研究

―『徳川実紀』水戸藩に関する文章のデータベースを事例として―

常磐大学大学院コミュニティ振興学研究科
修士課程 1年
大　松　美　香

本研究は歴史博物館にデジタル・アーカイブがどの程度普及しているのか、特に古文書のデジタル・アーカイブでは、どのような取り組みをしているのかを報告する。また、古文書『徳川実紀』水戸藩に関する文章をデジタル・アーカイブし、歴史博物館においてどのように活用されるべきなのかを論じる。しかしながら、本研究はまだ始まったばかりであり、研究内容の全てを発表することが出来ない。したがって、現在進めている『徳川実紀』水戸藩に関する文章のデータベース化を中心に発表をする。

現在、日本の歴史博物館を含めた博物館において資料のデジタル・アーカイブ化がどの程度進められているのかを、デジタルアーカイブ推進協議会という団体が1997年、2000年、2002年、2003年にアンケート調査でデジタル･アーカイブの普及率を調べた。調査の結果、1997年が15.7％、2000年が19.7％、2002年が25.5％、2003年が29.4％の博物館でデジタル・アーカイブを運用または着手していることが判明した。博物館におけるデジタル・アーカイブへの動きは年を追うごとに着実に伸びているが、まだまだ保守的な傾向が伺える。

また、デジタル・アーカイブをする主な理由として、収蔵品の保存・管理のため、学芸員の調査研究のため、インターネットなどで博物館外に公開するサービスのための３つがあげられている。

デジタル・アーカイブをしている博物館の中で、国立文化財機構の東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館、九州国立博物館の４つの国立博物館では、所蔵している国宝・重要文化財をデジタル・アーカイブし、「ｅ国宝」というホームページ上で博物館資料画像と、目録、解説文を見ることが出来る。このように積極的にデジタル・アーカイブ化を進めている博物館もある。

日本の博物館で博物館数が多いのは歴史博物館である。歴史博物館は書跡、絵画、工芸等さまざまな種類の博物館資料を保存管理している。近年では博物館資料をデジタル化して、ホームページに掲載し、いつでも・どこでも・誰でも博物館資料を見ることが出来るようになってきている。しかし、古文書等の文字史料については、デジタル・アーカイブが積極的にされていない。デジタル化がされていたとしても、そのほとんどは古文書文章の画像を載せ、古文書自体の目録しか書かれていないのが現状である。確かにデジタル化はされているが、研究者を対象としているため、利用者側から見ると分かりにくく使いづらい。一般の利用者にも使ってもらうためには、本当にこのような方法で良いのだろうか、と疑問に思ったのが研究の動機である。

そこで、本研究では、実際に古文書の『徳川実紀』をデジタル・アーカイブし、博物館に訪れる来館者に対して、古文書をどのようにデジタル・アーカイブするのが最善なのかを解明することにした。

デジタル・アーカイブをする古文書『徳川実紀』とは、初代徳川家康より第10代家治までの江戸幕府軍の事歴を中心に叙述した史書。第11代家斉から第15代慶喜までは『続徳川実紀』と通称されている。巻数は御本編447冊、御付録68冊、成書例・総目録・引用書２冊、通計517冊である。歴史研究者の中では歴史的価値が高いとされ、現在、吉川弘文館では10年計画で『徳川実紀』の現代語訳化を進めている。

しかし、２年間で全巻をデジタル・アーカイブするのは不可能なため、水戸藩に関する文章のみをデータ

ベース化をすることにした。データベース化をすることによって、デジタル・アーカイブ化された情報の管理を効率的に実施でき、それと同時に、利用者はデータベースから必要な情報を容易にしかも迅速に入手することが可能になるからである。

データベース制作の方法として、原本を活字化した『国史大系　徳川実紀』を使用し水戸藩について書かれてある文章を抜粋し、Excel に 1 つのセルに 1 つの単語を入力している。項目は「西暦」「和暦」「年」「月」「時」「誰は」「誰が」「場所」「誰を」「誰に」「誰の」「誰と」「誰も」「誰より」「副詞」「接続詞」「何を・に」「どうした」「引用書目」「江戸幕府将軍」「新訂増補国史大系巻」「実紀巻」「ページ」「段」「補足」、そして、文章を江戸幕府、御三家、大名等の関係性で分類をしている「関係性分類」の26の項目がある。そして、入力した文章を「関係性分類」の項目に従い、分類をしていく。

文章は『国史大系　徳川実紀』の通りに入力をしているため、古文のままである。現代語訳に直さない理由は、私自身が歴史専門家ではないので、確実に正確な訳を提供することが出来ない。したがって、一般の利用者にデータベースを実際に使用していただく時には、専門家に現代語訳に直していただく。

このデータベースを制作することによって、デジタル・アーカイブの視点からだけではなく、歴史学の視点から見て、水戸藩に関する文章がいくつあるのか、文章から水戸藩と幕府、天皇家、御三家、他大名等どのような相手と関係を持っていたのか、相手方に対してどのような行動を起こしていたのかを分析することが可能になる。今の状態では、まだデータ数が少ないため、分析結果を報告することが不可能である。

データ数は第三代将軍徳川家光の途中で1000を超えた状態である。今後も出来る限りデータ数を増やしていく。そして、このデータベースを歴史博物館に訪れる来館者に対してどのように使用すれば良いのかを研究していく。

【参考文献】

『国史大辞典』 第10巻　吉川弘文館　1989年

『デジタルアーカイブ　基点・手法・課題』 笠羽晴夫　 水曜社　2010年

「e 国宝」ホームページ：http://www.emuseum.jp/

国際会議 The Museum 2010（於：台湾）（2010年 5 月17〜19日）での
発表の様子　大松さん（右）

研究発表（学長奨励賞受賞対象研究）

ハトにおけるキーつつき反応の resurgence 生起に関わる他行動の出現

Other Behaviors Influencing the Occurrence of Resurgence of Key-peck Responses for Pigeons

常磐大学大学院人間科学研究科
修士課程２年
小　幡　知　史

resurgence は、最近強化された行動に対する強化子の提示が止められた条件下で、以前に強化されていた行動が再び出現する現象である（Epstein，1983）。

これまでの研究において、さまざまな動物種で resurgence の生起に関わる変数の効果が検討されてきた。しかし、それらの研究では、resurgence にとって重要と思われる変数がいくつか報告されたものの、resurgence の行動と他の行動との関係は未だ調べられてなかった。ある場面で個体が示す行動は多様であることを考えると、その問題は調べられるべきであると考えた。

そこで、他行動の出現傾向もまた、resurgence に影響する変数であるかもしれないと考え、筆者は、ハトを用いて、従来の研究と同様の実験手続きを用いて、resurgence の行動と他の行動の関係を調べた。

被験体はハト４羽だった。彼らを、まず、餌の呈示を強化刺激として、通常のオペラントチェインバーのキーをつつくように訓練した。その後、餌の呈示をやめて、キーつつき反応を消去してから、代わりにペダル踏み反応を餌の呈示で強化した。最後に、ペダル踏み反応も消去した。そこで、はじめに強化したキーつつき反応が生起するかどうかを調べて、キーつつき反応の resurgence が起こるのかどうかを調べた。また、他の反応も出現するかどうかを調べた。キーつつき反応の resurgence が起こるのであれば、この反応と他の反応の関係を調べた。

上記の実験の結果、３羽のハトがキーつつき反応の resurgence を示した。かれらは、キーつつき反応にトポグラフィー（形態）が類似した反応を頻繁に自発した。すなわち、resurgence の反応と、それにトポグラフィーが類似した他の反応の出現の間には関連があることがわかった。これらの結果から、ハトのresurgence にとって重要な変数は、resurgence の対象となった行動に形態が類似する反応の出現であると言えるだろう。

第36回　国際行動分析学会（於：アメリカテキサス州サンアントニオ）（2010年５月28日～６月１日）でのポスター発表の様子　小幡さん（中央）

研究発表（学長奨励賞受賞対象研究）

参加者のコミュニケーション行動を促進する squiggle game の最も効果的な変数

The most effective variable of squiggle game for promoting participants' communicative behaviors

常磐大学大学院人間科学研究科
修士課程２年
後　藤　かおり

問題と目的

Winnicott（1971）によって開発された squiggle game の手続きは、次のとおりである。まずセラピストが走り書き（以下、刺激画）をして、子どもはそれを補完するような画（以下、反応画）を描いて、その画の説明をする。その後、役割を交代して、子どもが刺激画を描き、セラピストが反応画を描いて、その説明をする。このようなやり取りが繰り返される。

Winnicott（1971）は、この game によって、子どもとセラピストの間でコミュニケーションが促進されると主張した。しかしながら、squiggle game を構成している変数のどれがクライエントのコミュニケーション行動を制御するのか、この問題を検討した実証的な研究は行われていない。本研究は、参加者のコミュニケーション行動を促進するのに最も効果的なゲーム構成変数が何であるのかを実験的に調べた。問題としたコミュニケーション行動は、自発的発話（uttering）と笑い（laughing）、微笑み（smiling）、そして驚き（being surprised）であった。

方　法

参 加 者　大学生７名（全員が女性）が参加者となった。実験は２人１組のペアで行われ、一方が参加者、他方がセラピスト役の実験者であった。実験者は筆者で、すべての参加者に対応した。なお、参加者と実験者の関係は顔見知り程度とし、日常的に親しくない間柄であった。

材　　料　各ペアにＡ４版の白紙10枚と青と黒の２色のマーカーペンを用意した。さらに、後述の条件１から条件４においてペアである実験者と参加者の間を仕切るためのついたてを使用した。参加者の行動を観察するために、ビデオカメラ２台と三脚を用いた。また描画のためにテーブルを用意した。参加者と実験者は、このテーブルをはさんで対面した。

実験場所　心理学実験室の一室で実験を行った。

手 続 き　各参加者に実験についての教示を行った後、squiggle game を構成している５つの条件を実施した。５つの条件は、squiggle game にかかわる次の５つであった。

①刺激画作成ならびに提示条件（条件１）、②刺激画作成・提示ならびに反応画作成のみの条件（条件２）、③刺激画作成・提示ならびに反応画作成・提示条件（条件３）、④刺激画作成・提示ならびに反応画作成・説明・提示条件（条件４）、⑤条件４と同じであるが、ついたてがない条件（条件５）、以上の５つであった。条件１から条件４までは、ついたてが設定され、条件５では、ついたてははずされた。各条件は２試行ずつ行われ、計10試行が行われた。各条件の実施に先立ち、参加者が反応画を作成する反応画作成者、実験者が刺激画を作成する刺激画作成者と役割を固定した。５つの各条件を１試行ずつ行った時点で、両者の役割を交代させ、再び、５つの各条件を１試行ずつ行った。

行動の観察と記録　ビデオカメラを使って、各条件の実験場面における実験者と参加者の発話と他の行動を録画した。実験終了後、観察者２名が、両者のコミュニケーション行動を独立に観察記録した。ただし、参加者のコミュニケーション行動の促進を本研究では問題としたため、分析に用いたデータは参加者の行動のみとした。観察記録された参加者の行動は、実験者に向けられた自発的発話と笑い、微笑み、そして驚きであった。測定方法は、連続記録法であった。観察者間一致度は、全セッションのコミュニケーション行動の平均値で求めた結果、反応画作成時が86%、刺激画作成者時が91%と高い値を示した。

結果と考察

条件ごとに、参加者の上記コミュニケーション行動を測定した。図は、各条件における刺激画作成時あるいは反応画作成時のコミュニケーション行動の平均出現頻度を示す。参加者のコミュニケーション行動は、条件５の、パートナーが意味のある絵を描いている過程を見たときに頻繁にみられた。役割ごとに、各条件間のコミュニケーション行動の差を一元配置の分散分析で検定した。結果、反応画作成時では、条件１と２、３、４、５の間で有意な差がみられ、刺激画作成時では、条件１と３、４、５、条件２と４、５、条件４と５の間で有意な差がみられた。

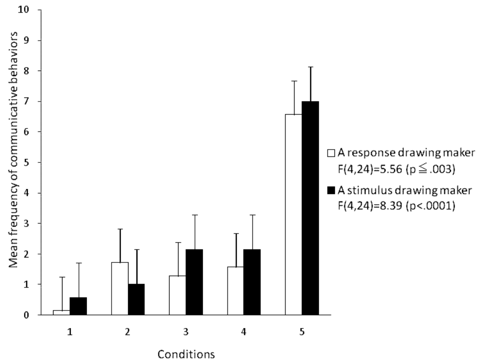

図 各条件における刺激画作成時・反応画作成時のコミュニケーション行動の平均出現頻度

以上の実験結果から、参加者のコミュニケーション行動を促進するための squiggle game の最も効果的な変数は、相手の描画過程を観察すること、特に、意味のない線画が、意味のある描画に変換される過程を観察することであると言える。

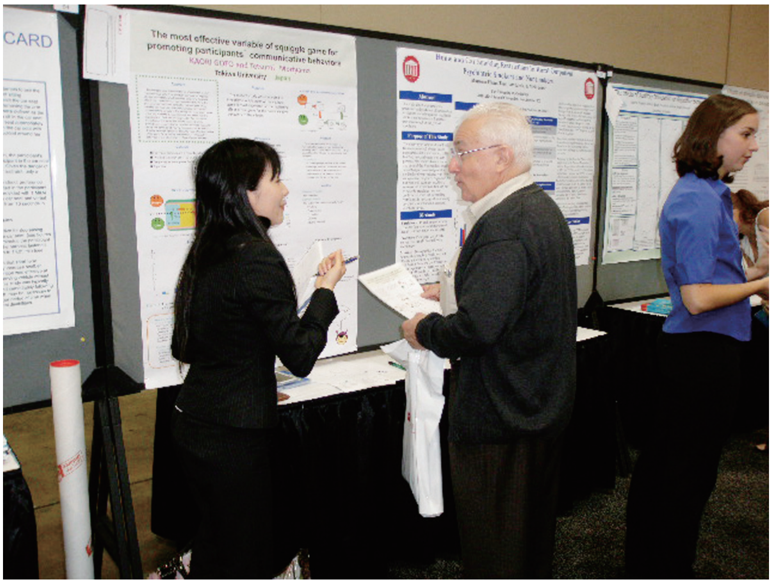

第36回　国際行動分析学会（於：アメリカテキサス州サンアントニオ）（2010年５月28日～６月１日）でのポスター発表の様子　後藤さん（左）

大学院学術雑誌規程

（目　　的）

第　1　条　この規程は、学術雑誌の発行により、学術研究の推進および成果の公表と相互交換をすることを目的とする。

②　学術雑誌は課程毎に発行し、博士課程（後期）雑誌を「人間科学論究」、修士課程雑誌を「常磐研究紀要」とする。

（編集委員会）

第　2　条　学術雑誌の編集業務を管掌する機関として、教学会議のもとに人間科学論究編集委員会と常磐研究紀要編集委員会を設置する。

②　人間科学論究編集委員会は、幹事3名と博士課程（後期）の各領域から選出された4名で構成される。

③　常磐研究紀要編集委員会は、幹事3名と修士課程各研究科から選出された3名で構成される。

④　幹事は、3研究科から各1名が選出され、博士課程（後期）の「人間科学論究」と修士課程の「常磐研究紀要」の両方の編集業務に携わる。

⑤　委員長は、幹事から1名が選出される。

⑥　幹事の任期は、4月1日より2年とし、再任を妨げない。

⑦　幹事以外の委員の任期は、4月1日より1年とし、再任を妨げない。

⑧　編集委員会は、編集業務に協力を得るために、編集補助者を委嘱することができる。

（任　　務）

第　3　条　編集委員会は、原則として毎年度1回学術雑誌を発行する。

（寄稿資格）

第　4　条　学術雑誌へ寄稿する有資格者は、次のとおりとする。

1．博士課程（後期）雑誌「人間科学論究」

a．常磐大学大学院（以下「大学院」という。）に設置する科目の授業担当者

b．大学院博士課程（後期）に在籍する学生および研究生

c．大学院博士課程（後期）を修了した者（満期退学した者も含む。）

d．編集委員会が特に認めた者

2．修士課程雑誌「常磐研究紀要」

a．大学院修士課程に在籍する学生および研究生

b．大学院修士課程を修了した者

c．編集委員会が特に認めた者

（手　　続）

第　5　条　編集委員会は、次の論稿を編集する。

1．学術論文、学会展望、書評等

２．当該年度に受理された学位論文の要旨

３．大学院に関する事項

４．編集委員会が特に認めたもの

② 前項のものは、未発表のものを原則とする。

③ 投稿に関しては、別に定める。

（審　　査）

第 6 条 編集委員会は、前条第 1 項第 1 号に規定するものについて、編集委員会が委嘱した者の査読を経た後に、必要に応じて研究科委員会に意見を求め、掲載の適正を判断する。

② 編集委員会は、執筆者に対して、必要に応じて内容の修正を提案することがある。

（保管・管理）

第 7 条 学術雑誌の保管ならびに各大学および研究機関との交換は、情報メディアセンターが管掌する。

（著作権などの処理）

第 8 条 学術雑誌に掲載されたすべての論稿の著作権は、著者に帰属する。また、学術雑誌に掲載された論稿を電子化する場合は、著者の許諾を得る。

（事　　務）

第 9 条 学術雑誌の発行事務は、研究教育支援センターが行う。

附　　則

１．この規程の改廃には、研究科委員会の議を経て教学会議の承認を得るものとする。

２．この規程は、2006年 4 月 1 日に遡及して施行する。

常磐大学大学院学術雑誌

執　筆　要　綱

（2007年度改訂版）

Ⅰ.「人間科学論究」への投稿に関する諸注意

「人間科学論究」とは大学院人間科学研究科博士課程（後期）の四つの領域（Ⅰ．人間の発達と適応、Ⅱ．人間と社会・コミュニケーション、Ⅲ．被害の原因と対策、Ⅳ．地域の振興と福祉）の趣旨ならびに特色を考慮した学術専門雑誌です。本大学院学術雑誌規程第5条第1号が定める学術論文の他、編集委員会が認める学位論文の要旨、総説、講座、シンポジウム、事例報告あるいは座談会の記録、学会または研究会の抄録、話題などを掲載します。学術論文は、その内容が過去に他誌に掲載（注：抄録のみの場合は該当しない)、あるいは現在投稿中もしくは掲載予定でないものに限ります。新知見の所在が明確で、要旨が一貫して明解な論文をお寄せください。記述は簡潔にし、類似する図表は省略してください。なお、掲載されたすべての論文の著作権は、常磐大学大学院人間科学研究科に帰属します。また、掲載された論文を電子化することとします。

投稿について

学術論文等の投稿は有資格者に限り、本文は原則として邦文、英文のどちらかとします。英文の場合、ネイティヴの専門家の校閲を受けることを原則とします。

投稿原稿は公示（掲示および学内資料の配布）によって募集し、掲載の採否は編集委員会にて決定し、郵送にて投稿者にお知らせします。採用となった場合は掲載受付証を発行します。

なお、掲載論文数が2編以下の場合、休刊にすることがあります。

1．原稿の提出について

原稿は、コピーを含めて計2部とその内容を保存した電子媒体（FDまたはCDとし、原則としてMS-Wordで入力したもの）を研究教育支援センターに指定された日時までに提出してください。

送付先：〒310-8585　水戸市見和1－430－1

常磐大学大学院学術雑誌「人間科学論究」編集委員会

教員以外の投稿者は、研究指導教員あるいはこれに準ずる教員（リーダーも含める）の推薦文をつけて提出してください。

なお、著者の責任において、原稿の損傷・紛失に備えてコピーを保存してください。

採用となった場合、校正は初校のみとし、著者にお願いします。校正期間は2日間で字句のみとします。校正段階での加筆訂正は原則認めません。

投稿にあたり規定が遵守されなかった原稿は受理されません。

2．有資格者について

「論究」へ寄稿することのできる有資格者は、次のとおりです。〔参考〕大学院学術雑誌規程（第4条第1号)

① 本大学院に設置する科目の授業担当者
② 本大学院博士課程（後期）に在籍する学生および研究生
③ 本大学院博士課程（後期）を修了した者（満期退学した者も含む)
④ 編集委員会が特に認めた者

注：筆頭執筆者が上記のものに属して第2著者以降がこれに該当しない場合、その投稿は認められる

ものとします。ただし、筆頭執筆者が上記のものに属さない者である場合、第 2 著者以降に上記に属する者がいても、その投稿は原則認められません。

３．募集論文の種類

① 原著論文、② 研究ノート、③ 研究レビュー、④ 学界展望、⑤ 書評。

原著論文と研究ノートはいずれも学術論文に含まれます。いずれも独創的な研究で、科学上意義ある結論または事実を含むものです。原著論文は、著者による独創的な研究から得られた成果を報告する学術論文で、科学技術の進歩や発展に寄与するものです。その成果と内容、ならびに論文形式等が当編集者（査読者も含む）によって原著論文に値すると認められた論文ということができます。一方、研究ノートは、ひとまずこれまでの研究の大要を暫定的に報告した論文であり、新しい発見や着想を早く公表することを目的とした論文です。研究ノートでは、研究テーマにかかわる先行研究を詳細に概観する必要はありません。また図や表も最小限にとどめ、確定した事実だけを記し、後に改変の必要が起こるような内容を含めないことが望まれます。

以上の内容から、投稿者の希望と異なる論文種になる場合があることを了承してください。

※原則すべての論文に対して査読を実施します。編集委員会ならびに編集委員会が特に認める者（学外の者に依頼する場合もありうる）が査読し掲載の採否を決定することとします。

Ⅱ．「常磐研究紀要」への投稿に関する諸注意

「常磐研究紀要」は人間科学研究科、被害者学研究科、コミュニティ振興学研究科の 3 研究科のそれぞれの趣旨ならびに特色を考慮した学術雑誌です。本大学院学術雑誌規程第 5 条第 1 号が定める学術論文の他、編集委員会が認める学位論文の要旨、事例報告などを掲載します。学術論文は、その内容が過去に他誌に掲載（注：抄録のみの場合は該当しない）、あるいは現在投稿中もしくは掲載予定でないものに限ります。新知見の所在が明確で、要旨が一貫して明解な論文をお寄せください。記述は簡潔にし、類似する図表は省略してください。なお、掲載されたすべての論文の著作権は、常磐大学大学院の 3 つの研究科（人間科学研究科、被害者学研究科、コミュニティ振興学研究科）に帰属します。また、掲載された論文を電子化することとします。

投稿について

学術論文等の投稿は有資格者に限り、本文は原則として邦文、英文のどちらかとします。英文の場合、ネイティヴの専門家の校閲を受けることを原則とします。

投稿原稿は公示（掲示および学内資料の配布）によって募集し、掲載の採否は編集委員会にて決定し、郵送にて投稿者にお知らせします。採用となった場合は掲載受付証を発行します。

なお、掲載論文数が 2 編以下の場合、休刊にすることがあります。

１．原稿の提出について

原稿は、コピーを含めて計 2 部とその内容を保存した電子媒体（FDまたはCDとし、原則としてMS-

Wordで入力したもの）を研究教育支援センターに指定された日時までに提出してください。

送付先：〒310-8585　水戸市見和１－430－１

常磐大学大学院学術雑誌「常磐研究紀要」編集委員会

研究指導教員あるいはこれに準ずる教員（リーダーも含める）の推薦文を必ずつけて提出してください。

なお、著者の責任において、原稿の損傷・紛失に備えてコピーを保存してください。

採用となった場合、校正は初校のみとし、著者にお願いします。校正期間は２日間で字句のみとします。校正段階での加筆訂正は原則認めません。

投稿にあたり規定が遵守されなかった原稿は受理されません。

２．有資格者について

「紀要」へ寄稿することのできる有資格者は、次のとおりです。〔参考〕大学院学術雑誌規程（第４条第２号）

①　本大学院修士課程に在籍する学生および研究生

②　本大学院修士課程を修了した者

③　編集委員会が特に認めた者

３．募集論文の種類

①　原著論文、②　研究ノート、③　研究レビュー。

原著論文と研究ノートの違いについては「人間科学論究」の項を参照すること。

※すべての論文に対して査読を実施します。編集委員会ならびに編集委員会が特に認める者（学外の者に依頼する場合もありうる）が査読し掲載の採否を決定することとします。

Ⅲ．論文原稿作成上の注意

頁構成　　１枚目（表紙）……表題、著者名他

２枚目………………要旨（Abstract）、キーワード（Key words）

３枚目………………本文

《１枚目（表紙）》

下の１～３については、本文が邦文の場合は邦文・英文を併記し、本文が英文の場合は、英文のみを記載する。

１．表題・・・「……の研究」というような大ざっぱな表記を避け、論文の内容、新知見を表記した簡潔で明瞭なものとする。また、長い場合は略題（ランニングタイトル）をつける。２編以上の原稿を同時に提出する場合は、それぞれ別の表題をつける。

２．著者名（フリガナ）

３．所属、領域、研究指導教員名

４．図表の数

5．抜刷希望部数（贈呈分50部を含む）
6．連絡先住所・電話番号（FAX番号；e－メールアドレス）
7．編集・印刷上の注意事項の指示（朱書）

《２枚目》

1．論文の要旨（Abstract）

英文で150語～200語程度とし、読者が一読して論文の内容が明確に理解できるものとする。ただし、本文が英文の場合には、掲載の採否審査の都合上、和文の要旨（600字～800字程度）も必要とする。

2．キーワード（Key words）

英語のみで５個以内。やむを得ず邦語のキーワードを含む場合には、ローマ字表記の邦語のキーワードを併記してください。

《３枚目～本文》

1．スタイル、枚数

Ａ４判用紙に横書き。図表と写真は一点につき一枚に換算し、所定の枚数に含める。

〔本文が和文の場合〕

文章は現代かなづかいとする。

ワープロ使用…40字×30行設定で、原著論文は16～20枚、研究ノートは８～10枚とする。変換できない文字や記号は、手書きで明瞭に書き入れる。

手　書　き…400字詰原稿用紙を使い、原著論文は50～60枚、研究ノートは25～30枚とする。

〔本文が英文の場合〕

フォント11の活字を使用したワープロによる印字のみとし、30行設定で入力する。論文は20～25枚、研究ノートは10～20枚とし、原語綴りは行端末で切れないようにする。

可能なかぎりネイティヴの専門家の校閲を受けること。

2. 構　　成

論文の構成は次のように編成する。ただし、それらは必ずしも見出しの表記法を規定するものではない。〔注１、注２〕なお、中見出しは、適宜考慮して適切に表現する。

はじめに：序言または緒言に相当するもの。研究の位置づけおよび目的を明示する。
研究の方法
成績 または 結果
考察 または 考案
結論 または 総括
謝辞…出来るだけ簡単に、研究費の出所等も記載する。
引用文献…〔注３〕
図表・写真のタイトル（説明文を含む）･･･〔注４〕

〔注１〕総説、講座、または専門分野の学会などの慣行に従うことが望ましい場合には、上記の構成の限りではなく、適宜考慮して記述する。ただし、学生が投稿する場合は、その標準的な構成を示し

たサンプルを一部提出することが望まれる。

〔注２〕自己の知見と他人のものとの比較で、異論を論じるだけの場合は、出来るだけ「結果および考察」に相当する一章にまとめる。ただし、その場合は、研究ノートに分類されることもある。

〔注３〕（引用文献について）

１．本文中に引用する際の表記法

文献に記述された内容を本文中に引用する場合には、基本的にはそのまま書き写さずに自分の言葉に置き換えて記述すること。

○１名の研究者による文献の場合

Skinner（1967）は、・・・・・・・・・・と述べている。

井上（1993）の研究では、・・・・・・・・・が明らかにされた。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・と報告されている（Sidman，1990）。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・が指摘されている（山本，1997）。

○２名の研究者による共同研究の場合

Horne and Lowe（1996）によれば、・・・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・が報告されている（Sekuler & Blake，1985）。

・・・・・・・・・・と報告されている（谷島・新井，1996）。

○３名以上の場合

・本文中に初めて出すときには、全ての研究者の名前を記述する。

柏木・東・武藤（1995）は、・・・・・・・・・・・・・・・と述べている。

Matthews, Shimoff, and Catania（1987) は、・・・・・・・・・・・・を調べた。

・・・・・・・・・・・・・・・・・が報告されている（Matthews, Shimoff, & Catania, 1987)。

・２回目以降は、以下のように省略して記述する。

柏木 他（1995）は、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・と述べている。

柏木ら（1995）は、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・と述べている。

Matthews et al.（1987）は、・・・・・・・・・・・・・・・ことを指摘している。

・・・・・・・・・・・・・・・・が指摘されている（Matthews et al.，1987)。

名前は基本的に姓のみを表記する。ただし、同姓の人物が引用されていて紛らわしいこともある。そのときには、日本語名であればフルネームを書き、欧文名であればファーストネームのイニシャルを添えて書くこと。

※原文の直接的引用

どうしても文献の内容を原文のまま引用したい場合には、次のようにすること。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。高橋（2001）は、

この問題に関して次のように述べている。

（１行空ける）

ヒトの場合、言語行動が・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・・

・・・・・・・・・・・・・・(高橋，2001，p. 102)。
（１行空ける）
以上のように高橋は、・・・・・・・・

２．引用文献のリストの書式

本文中に引用した文献は、全て最後の引用文献のリストに記載すること。リストは、アルファベット順に並べ替えること。同じ著者の場合は、発表年代順に並べる。

○初版の場合.

松沢哲郎　(2000)．　チンパンジーの心　岩波現代文庫

Skinner，B. F.　(1974)．*About behaviorism*．New York：Knopf.

○改訂版の場合.

Catania，A. C.　(1984)．*Learning*.　2nd ed.　Englewood Cliffs，NJ Prentice-Hall.

芝　祐順　(1979)．　因子分析法　第２版　東京大学出版会

○編集された書籍の場合.

Hayes，　S.　C.（Ed.）（1989）．*Rule-governed behavior：Cognition, contingencies, and instructional control*.　New York：Plenum.

海保博之・原田悦子（編）（1993）．　プロトコル分析入門　新曜社

○編集された書籍の場合.

Chase，P. N.，& Danforth，J. S.　(1991)．　The role of rules in concept learning. In L. Parrott & P. N. Chase(Eds.)，*Dialogues on verbal behavior*.　Reno，NV：Context Press. pp. 226–235.

佐藤方哉　(1983)．　言語行動　佐藤方哉（編）　現代基礎心理学６　学習Ⅱ　東京大学出版会　pp. 183–214.

○雑誌の場合.

木本克己・島宗　理・実森正子　(1989)．　ルール獲得過程とスケジュール感受―教示と形成による差の検討―　心理学研究，60，290–296.

Shimoff，E.，Catania，A. C.，& Matthews，B. A.　(1981)．Uninstructed human responding：Sensitivity of low-rate performance to schedule contingencies.　*Journal of the Experimental Analysis of Behavior*，36，207–220.

○Webサイトの場合.

長瀬産業株式会社ヘルスケア事業部　(2001)．　＜OLの化粧に関する意識調査＞結果報告　(2001. 12. 13.）＜http://www.nagase.co.jp/whatsnew/20011213. pdf＞　(2002年１月10日)

文献の標記の仕方については、「日本心理学会執筆・投稿の手引き（2005年改訂版)」を参照すること（日本心理学会ホームページ　http://www.psych.or.jp/tebiki.doc)。

他に下記の書籍が参考になる。

APA（アメリカ心理学会）著　江藤裕之・前田樹海・田中建彦（訳）（2004)．　APA論文作成マニュアル　医学書院

原著

American Psychological Association (2001). *Publication manual of the American Psychological Association. Fifth edition.* Washington, DC：American Psychological Association.

他に英文の文体については、下記の書籍が参考になる。

The University of Chicago Press (2003). The Chicago manual of style：The essential guide for writers, editors, and publishers. 15th ed. Chicago：The University of Chicago Press.

〔注４〕(図表・写真について)

1．そのまま印刷できる鮮明なものを用いる。光沢のある白い印画紙の上に焼き付けたものかそれに準じたものとし、手書きは不可とする。また、大きさは横幅７～14cm のものを用意する。文字の大きさについては、原寸大として使う場合は、最低1.5mmの高さが必要である。

2．原図の裏には著者名・図表番号・天地の指示を鉛筆書きし、Ａ４判の台紙に貼付する。特に、大きさや配置に希望のある場合は明記する。

3．図表は、和文では「第１図」または「図１」、「第２表」または「表２」のように、英文では「Fig. 1」、「Table 1」のように表わし、本文中と統一する。また、タイトルおよび説明文（注記を含む）は写真判には含めず、別紙に表記したものを添付する。

4．本文中で、図表挿入部位の表示は、本文の右欄外に朱書きで指示する。

Ⅳ．編集作業について

編集作業は以下の予定で行います。

1．	投稿募集案内の配布と投稿希望書の配布	５月下旬
2．	投稿希望申請のための書類提出締め切り	７月中旬
3．	投稿規程、投稿のために必要な手続き書類の送付	７月下旬
4．	原稿提出締め切り	10月上旬
5．	査読者の決定と査読依頼書の送付	10月上旬
6．	査読締め切り	11月上旬
7．	再提出の締め切り	12月上旬
8．	再査読依頼	12月上旬
9．	再査読締め切り	１月上旬
10．	最終提出締め切り	１月下旬
11．	原稿印刷	２月上旬
12．	初校の送付	２月中旬
13．	初校校正の締め切り	２月中旬
14．	校正最終締め切り	２月下旬
15．	原稿印刷	２月下旬
16．	学術雑誌の配布と別刷り送付	３月下旬

Tokiwa University Academic Journal Contribution Guidelines and Points to Remember

(Revised in 2007)

1）ここに掲載する大学院学術雑誌の英文執筆要綱は、 Kevin McManus 氏のご協力によって作成されたものです。
彼のご協力に深謝いたします。

Ⅰ. Information for authors regarding contributions to the Tokiwa Journal of Human Science

The Tokiwa Journal of Human Science is an academic periodical that examines the different aspects and research related to the following four areas within the Tokiwa Doctorate Program in Human Science course curriculum: 1. human growth and adaptation; 2. humans and society/communication; 3. the causes and counter-measures of human suffering and victimization; and 4. regional growth and welfare. In addition to selected academic papers, the Editorial Board will publish collected abstracts, lectures, symposium reports, and case reports, and will also consider round-table discussion minutes, scientific and research society quotations, etc. (Tokiwa Graduate School Scientific Journal Regulations No. 5 Article 1). Only submissions that have not been previously published (not including the publication of quotations or small excerpts), or are not currently in the process of being published will be considered. Abstracts should clearly define research findings, but should be brief and not include any tables or diagrams. The copyrights of all published manuscripts will belong to the Tokiwa University Graduate School of Human Science. All published manuscripts will be converted to electronic form.

Contributions

Journal contributions are restricted to only those determined eligible by the university (see “Eligibility” below). Contributions will only be accepted in English or Japanese; all contributions in English should be proofread by a native speaker before submission.

Manuscript submission will be announced via the bulletin board in the 4th floor graduate student room of the Q Building. After the Editorial Board reviews submissions, they will notify all authors by mail as to whether or not their submission was accepted. Authors of accepted contributions will be given written verification that their paper was accepted. In the case that only two or less contributions are accepted for publication, journal publication may be postponed to a later date.

1. Manuscript Submission

Authors must submit two original copies and one digital copy of their manuscripts. Digital copies can be submitted on either CD or floppy disk, but the format must be MS Word (or equivalent). All submissions should be either handed in to the Teaching & Research Support Service Center, or mailed to the address below by the appointed date and time.

(Send to)
Teaching and Research Support Service Center, Tokiwa University
1-430-1 Miwa, Mito, Ibaraki 310-8585

With the exception of contributing teaching staff, all of those who submit a paper must also submit a letter of recommendation from their Research Mentor or another applicable advisor.

It is the author's responsibility to save an extra copy of the submission in the event that one of the submitted copies is somehow damaged or misplaced. Once a submission is accepted, it is requested that authors have it proofread. Authors will be given two days to have the proofreading done, and the content of the submission must not be changed in the process. Further editing will not be allowed once a manuscript is resubmitted.

Manuscripts that do not adhere to the correct submission guidelines as outlined will not be accepted.

2. Eligibility

Only those who fit in one of the following categories will be eligible to contribute. (In accordance with the Tokiwa Graduate School Academic Journal Regulations No. 4 Article 1)

1. Course instructors for the Tokiwa Doctoral Program in Human Science.
2. Students or researchers enrolled in the final semester of Tokiwa University's doctoral program.
3. Anyone who has completed the final semester of Tokiwa University's doctoral program
4. Those specially recognized by the Editorial Board.

Note: In the case that a manuscript is submitted under multiple authorships, they will still be accepted if secondary authors do not meet the above requirements as long as the head author does. However, if the head author of a submission does not meet the requirements stated above, his or her submission will not be accepted, regardless of whether or not secondary authors do in fact meet the requirements.

3. Categories for paper application acceptance

1. Original article
2. Research notes
3. Research review
4. Insights on an academic society
5. Book review

Both original articles and research notes are categorized as academic papers. The merit of submitted original articles (including its contents, results, layout, etc.) will be determined by the editor assigned to judge the manuscript. Research notes serve as a temporary report and outline of research completed to a certain point but still pending final results. When composing the research notes, it is not necessary to make a detailed outline of the previous research that matches the research theme. They should include just factual information, minimizing the usage of tables and figures. Furthermore, research notes should not include any information that may be subject to change as the research continues.

Based on the above descriptions, contributors should be aware that the category under which a given manuscript is submitted is subject to approval and possible change.

* As a general rule, the above applies to all submitted manuscripts. Judgment about the status and acceptation or rejection or a submission of a manuscript will be made by the Editorial Board, or those specially recognized by the Editorial Board.

Ⅱ. Information for authors regarding contributions to the Tokiwa Journal of Human Science, Victimology, and Community Development

The Tokiwa Journal of Human Science, Victimology, and Community Development is an academic periodical that examines the different aspects and research related the three graduate schools at Tokiwa University: the Graduate School of Human Science, the Graduate School of Victimology, and the Graduate School of Community Development. In addition to selected academic papers, the editorial committee will publish collected dissertation abstracts, lectures, symposium reports, and case reports, also considering round-table discussion minutes, scientific and research society quotations, etc. (Tokiwa Graduate School Scientific Journal Regulations No. 5 Article 1). Only submissions that have not been previously published (not including the publication of quotations or small excerpts), or are not currently in the process of being published will be considered. Abstracts should clearly define research findings, but should be brief and not include any tables or diagrams. The copyrights of all published manuscripts will belong to the three graduate schools of Tokiwa University: the Graduate School of Human Science, the Graduate school of Victimology, and the Graduate School of Community Development. All published manuscripts will be converted to electronic form.

Contributions

Journal contributions are restricted to only those determined eligible by the university (see "Eligibility" below). Contributions will only be accepted in English or Japanese; all contributions in English should be proofread by a native speaker before submission.

Manuscript submission will be announced via the bulletin board in the 4th floor graduate student room of the Q Building. After the Editorial Board reviews submissions, they will notify all authors by mail as to whether or not their submission was accepted. Authors of accepted contributions will be given written verification that their paper was accepted. In the case that only two or less contributions are accepted for publication, journal publication may be postponed to a later date.

1. Manuscript Submission

Authors must submit two original copies and one digital copy of their manuscripts. Digital copies can be submitted on either CD or floppy disk, but the format must be MS Word (or equivalent). All submissions should be either handed in to the Teaching & Research Support Service Center, or mailed to the address below by the appointed date and time.

(Send to)
Teaching and Research Support Service Center, Tokiwa University
1-430-1 Miwa, Mito, Ibaraki 310-8585

With the exception of contributing teaching staff, all of those who submit a paper must also submit a letter of recommendation from their Research Mentor or another applicable staff member.

It is the author's responsibility to save an extra copy of the submission in the event that one of the submitted copies is somehow damaged or misplaced. Once a submission is accepted, it is requested that authors have it proofread. Authors will be given two days to have the proofreading done, and the content of the submission must not be changed in the process. Further editing will not be allowed once a manuscript is resubmitted.

Manuscripts that do not adhere to the correct submission guidelines as outlined will not be accepted.

2. Eligibility

Only those who fit in one of the following categories will be eligible to contribute. (In accordance with the Tokiwa Graduate School Scientific Journal Regulations No. 4 Article 2)

1. Researchers and students who are enrolled or will enroll Tokiwa University's Graduate Program
2. Those who have graduated from one of Tokiwa's graduate schools
3. Those acknowledged by the Editorial Board

3. Categories for paper application acceptance

1. Original articles
2. Research notes
3. Research review

For descriptions about the classification of original articles and research notes, please consult the "Categories for paper application acceptance" in section 3 of the above text, "Information for authors regarding contributions to the Tokiwa Journal of Human Science."

* As a general rule, the above applies to all submitted manuscripts. Judgment about the status and acceptation or rejection or a submission of a manuscript will be made by the Editorial Board, or those specially recognized by the Editorial Board.

Important points to remember when preparing a manuscript for submission

Page Composition 1st page (front cover) ..... Title, Author's name, etc.
2nd page ...... Abstract, keywords
3rd page .... Body

Front Cover (and binding)

1. Title Try to avoid overly-broad titles such as "Research on [X] topic." Titles should be brief but clear in their description of the contents of the manuscript. Use a running title if the original title is very long. If you plan to submit two or more separate manuscript copies at one time, make sure that they have different titles.
2. Author's Name
3. Position, field of work/study, name of Research Mentor

4. Number of figures and tables in text
5. Anticipated number of reprints (up to 50 reprints will be provided for distribution at no extra fee)
6. Contact address, telephone number (FAX number and e-mail address)
7. Important notes regarding editing/printing (please write using red ink)

Page 2

1. Abstract

   The abstract should be between 150 and 200 words, and should be written in a way that readers can gain a clear understanding of the contents of the paper by reading it.
2. Keywords

   Up to five keywords should be included after the abstract.

Page 3 - Text body

1. Style, number of pages

   Use standard A4 sized paper. Separate figures and tables should be included in such a way that they can be easily included alongside the text in the manuscript.

   Use a word processing program such as Microsoft Word to type and print the paper (font size 11, 30 lines per page). Original articles should consist of 20-25 pages and research notes should consist of 10-20 pages. Please justify text in a manner that does not force word-splitting at the end of lines. Manuscripts should be proofread by a native speaker of English before being handed in.
2. Organization

   Manuscripts should be organized in accordance with the guidelines written below. However, there is possibility for slight deviations from layout described (see notes 1 and 2).

Introduction：Clearly indicate the purpose and the of the research in the preface or its equivalent
Research Method
Outcome/results
Discussion
Conclusions
Acknowledgements: list research contribution sources, etc.
References (See Note 3)
Titles of charts/figures (including explanatory notes - see Note 4)

(Note 1) **Slight deviations from the organization prescribed above will be considered based on their suitability and the reasons for the differences. However, a sample of the standardized guidelines used should be provided when a manuscript is submitted using a different organizational standard than the one described.**

(Note 2) In the case that there is a difference in opinion between the contributor and any other involved party regarding any of the contents of the manuscript, the disputed issue should be outlined in a separate chapter titled "Results and Considerations." If this is the case, the manuscript will be classified as "Research Notes."

(Note 3) References

1. In-text citations (in margins)

For in-text citations of literature, text can be transcribed directly from the source.

Citations for a single author

i.e. "According to Skinner (1967)…"

"…are reported (Sidman, 1990)."

Citations for two authors

i.e. "According to Horne and Lowe (1996)…"

"…are reported (Sekuler & Blake, 1995)."

Citations for three or more authors

When the citation appears for the first time in the text, list all of the authors' names.

i.e. "According to Matthews, Shimoff, and Catania (1987)…"

"…are reported (Matthews, Shimoff, & Catania, 1987)."

For every subsequent appearance of the citation, you should abbreviate it according as is done in the following example.

i.e. "According to Matthews et al.(1987), …"

"…are reported (Matthews et al., 1987)."

Only the authors' surname must be used when citing names. In the event that two authors share the same surname, please also include the first initial of the author following the surname.

* Direct citation of text

When you wish to directly cite a source, use the following as a guideline.

"….Takahashi (2001) addressed the problem with the following."

(1 line space)

"In the case of ・・. (Takahashi, 2001, p.102)"

(1 line space)

"So, as can be gathered from Takahashi's statement above,…"

2. Format for cited reference list

All references that are cited in the text need to be listed. This list should be displayed in alphabetical order by the name of the leading author. If two books share the same author name, list in order of publication date.

First additions

Skinner, B. F. (1974). *About behaviorism.* New York : Knopf.

Revised additions

Catania, A. C. (1984). *Learning.* 2nd ed. Englewood Cliffs, NJ : Prentice-Hall.

Edited texts

Hayes, S. C. (Ed.) (1989). *Rule-governed behavior : Cognition, contingencies, and instructional control.* New York : Plenum.

Journals

Shimoff, E., Catania, A. C., & Matthews, B. A. (1981). Uninstructed human responding : Sensitivity of low-rate performance to schedule contingencies. *Journal of the Experimental Analysis of Behavior,* 36, 207-220.

Web addresses

Landsberger, J. (n.d.). Citing Websites. In *Study Guides and Strategies.* Retrieved May 13, 2005, from http://www.studygs.net/citation.htm.

References should be cited according to academically accepted guidelines, such as those released by the American Psychological Association or the Chicago Manual of Style (see examples below).

American Psychological Association (2001). *Publication manual of the American Psychological Association. Fifth edition.* Washington, DC: American Psychological Association.

The University of Chicago Press (2003). *The Chicago Manual of Style: The essential guide for writers, editors, and publishers. 15th ed.* Chicago: The University of Chicago Press.

(Note 4) Tables and Figures

1. Only clear images should be used. Figures and tables should be printed onto white, glossy paper, and should not contain anything hand-written. The width of all images should be 7-14 cm.
2. The author' s name, figure number, and any layout instructions should be written in pencil on the back of a figure, and then pasted on a separate piece of paper. If the author has any specific instructions regarding the size or positioning of a figure, he or she should indicate so on the page the figure is pasted to.
3. All tables or figures should be labeled as "Table 1" or "Fig. 1." Any titles, explanations, or annotations to charts or figures should be written on the intended text page where the figure will be placed rather than on the accompanying the image page.
4. Any explanatory text accompanying figures should be written in red ink in the margin right of the figure will be placed on the manuscript page.

Ⅲ. Editing Schedule

The following outlines the planned schedule for editing work:

1. Distribution of contribution application information and application forms (Late May)
2. Deadline for contribution applications (Mid-July)
3. Distribution of documents and forms required for contributing (Late July)
4. Manuscript submission deadline (Early October)
5. Official request will be sent to selected reader manuscripts reviewers (Early October)
6. Reading deadline (Early November)
7. Resubmission deadline (Early December)
8. Second review of manuscript (Early December)
9. Second review deadline (Early January)
10. Final submission deadline (Late January)
11. Manuscript printing (Early February)
12. Sending of first proofs (Mid-February)
13. Deadline for first proofs (Mid-February)
14. Final proofreading deadline (Late February)
15. Final manuscript printing (Late February)
16. Distribution of final printed journals (Late March)

常磐大学大学院学術雑誌　常磐研究紀要　第５号

2011 年３月 31 日　発 行

非　売　品

編集兼発行人

常磐大学大学院

人間科学研究科・被害者学研究科・コミュニティ振興学研究科

常磐研究紀要編集委員会委員長　森　山　哲　美

〒310-8585 水戸市見和１丁目430－１　電 話 029－232－2511㈹

印刷・製本

常磐総合印刷株式会社

〒310-0036 水戸市新荘３－３－36

電 話 029－225－8889㈹

目　次

●原著論文

●研究ノート

●付　　録